

令和3年10月例会次第（令和3年10月30日開催）

1、会長挨拶

2、草津市長 橋川 渉 様 ご挨拶

3、栗東市長 野村 昌弘 様 ご挨拶

4、新型コロナワクチン接種に関する状況について行政より説明（当日配布資料）

5、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の状況について草津保健所より説明 （当日配布資料）

6、報告事項

【会員の状況】 令和3年9月

(1) 会員の状況

A会員： 142名、 B会員： 169名、 合計： 311名

【総 務 部】

[総 務]

(1) 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について（総務資料1） p. 1

(2) 新型コロナワクチン追加接種（3回目）の体制確保について（総務資料2） p. 22

(3) 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金について （総務資料3） p. 42

(4) 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて （総務資料4） p. 53

(5) 第37回滋賀医学会総会（ハイブリッド開催）の会員への周知について （総務資料5） p. 62

と き 令和3年11月13日（土）14：30～18：00

ところ 琵琶湖ホテル 3階瑠璃（Web 配信会場）

テーマ 糖尿病診療の新展開

※10/8に会員医療機関へFAXにて案内済。改めて会員への周知をお願いしたい。

(6) 当医師会年間行事計画表の予定変更について（総務資料6） p. 65

①11月：人権問題研修会→資料による研修

25日（木）死体検案研修会の会場→交流センター3階303会議室

27日（土）肝炎学術講演会開催時間→15時30分～16時

産業医研修会開催時間→16時～17時30分

②12月25日（土）例会の開始時刻→14時～

学術講演会の開催時間→15時30分～16時30分

③2月26日（土）例会の開始時刻→14時～

地域保健研修会の開催時間→15時30分～16時30分

(7) 令和3年度 医療機能情報提供制度に基づく医療機能情報の定期報告について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、医療法の一部が改正され、平成19年4月1日から医療機能情報提供制度が施行されたことに伴い、本県においても、毎年度、県内のすべての医療機関を対象に、医療機能情報の定期報告を実施し、報告された内容が県庁ホームページの「滋賀県救急医療情報システム（医療ネット滋賀）」において掲載されているところである。

ついては、令和3年度定期報告について、各保健所長から各医療機関管理者宛てに依頼されているので、ご承知のうえ適切に対応いただくようお願いする。

(8) 令和3年 麻薬取扱者の年間報告について

麻薬施用者または麻薬管理者は、麻薬及び向精神薬取締法第48条の規定により、毎年、定められた事項を知事に届け出ることが義務付けられている。

ついては、麻薬診療施設の管理者は、**令和3年11月30日まで**に滋賀県庁薬務課（大津市保健所管内の施設は大津市保健所）に麻薬取扱者年間報告を提出していただきたい。

詳細は、滋賀県から各麻薬診療施設の管理者宛てに通知されている。また、滋賀県庁HPを参照願いたい。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302867/314339.html>

(9) 医療法人の設立および解散にかかる申請書類の提出期限について

医療法人の設立および解散については、その認可にあたり県の医療審議会の意見を聞くこととされているが、令和3年度の第2回滋賀県医療審議会医療法人部会は令和4年2月上旬に開催予定であり、当該審議会にかかる申請書類の提出期限は**令和3年12月3日（金）**であるとの通知があったので、ご了解願いたい。

なお、提出された書類に不備があった場合は、その次の審議会にまわる場合もあるので、できるだけ早く事前協議を行い申請に備えていただきたいとのことである。

詳細：滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療整備係 TEL：077-528-3625

(10) 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示の施行について

今般、患者による適切な医療機関の選択に資するよう、一般社団法人日本専門医機構によって基本的な診療領域での専門医認定を受けた旨を広告すること等を可能とするため、標記告示改正が施行された。適用期日は令和3年10月1日。

日本専門医機構専門医認定を受けた旨については広告することができる事項に追加されるとともに、学会専門医認定を受けた旨が広告することができる事項から除かれることとなる。

経過措置として、適用期日前の学会専門医認定（適用期日までに届出をした学会が行った又は行う認定）を受けた旨は、当分の間、従前の例により広告可能とされている。また、日本専門医機構の専門医認定を受けた医師が同一の基本的な診療領域に該当する学会専門医認定を受けた旨は広告できないとされているが、現に広告している時は、当分の間、学会専門医認定を受けた旨の広告を続けることができるとされている。

本通知については下記、厚生労働省HPに掲載されているので、ご確認のうえ、適切にご対応いただくようお願いする。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000838072.pdf>

(11) 税を考える週間等における協力依頼について

本年も国税庁をはじめ全国の国税局・税務署では11月11日から17日までの1週間を「税を考える週間」と定め、税務行政に対する理解と納税意識の向上を図ることを目的に様々な

広報活動を行っているとのことであり、本会に対しても当該週間についての周知依頼があった。

詳細については、滋賀県医師会 10 月号会報を参照願いたい。

- (12) 人権問題研修会に代わる資料「私たちの社会・わたしの生き方～感染症と人権～」の配布について (総務資料 7) p. 66
- (13) 日本医師会主催 令和 3 年度 死体検案研修会(基礎)の開催について (総務資料 8) p. 74
- (14) 2021 年度 第 3 回認知症の医療と福祉の連携 IN 守山・野洲開催について (総務資料 9) p. 77
- (15) 滋賀県立総合病院開設 50 周年記念講演会の開催について (総務資料 10) p. 79
- (16) 「びわこ学園実践研究発表会」開催のご案内 (総務資料 11) p. 82
- (17) 「滋賀の医療福祉を守り育てる」県民フォーラムの開催について (総務資料 12) p. 85
- (18) 滋賀県 第 3 回死生懇話会の開催について (総務資料 13) p. 88
- (19) 世界ホスピス緩和ケアデー記念県民公開講座のご案内 (総務資料 14) p. 90
- (20) 日本医師会 かかりつけ医診療データベース研究事業(J-DOME)参加協力をお願い (総務資料 15) p. 92
- (21) 令和 3 年度日本医師会医療情報システム協議会の開催について (総務資料 16) p. 94

【学 術 部】

[医 療 安 全]

- (1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 178 新生児・乳児の沐浴時の熱傷」について

新生児・乳児の沐浴時に熱傷をきたした事例が 6 件報告されているのでご留意願いたい (集計期間：2014 年 1 月 1 日～2021 年 7 月 31 日)。

なお、事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので、自施設に合った取り組みを検討していただきたい。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕

- ・沐浴時、温度計を必ず使用して湯の温度が 38～40℃であることを確認する。

<http://www.med-safe.jp/>

- (2) 新型コロナワクチンの交互相種に係る「使用上の注意」の改訂について

新型コロナワクチンの交互相種については、第 24 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(令和 3 年 9 月 17 日開催)における審議結果等を踏まえ、「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」(令和 3 年 9 月 21 日付健発 0921 第 4 号厚生労働省健康局長通知)等により、所要の改正が行われ、下記について使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00005.html

☆令和3年9月21日付け

- ①コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2) (コミナティ筋注)
- ②コロナウイルス修飾ウリジンワクチン(SARS-CoV-2) (COVID-19 ワクチンモデルナ筋注)
- ③コロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)

(3) 令和3年度 死体検案研修会(上級)の開催について～E-learning 形式～

日本医師会では、「死体検案」業務の充実を図るため、日本法医学会の協力の下、日頃、検案実務に従事する機会の多い医師を対象に、検案業務に関する研修を開催しており、今年度は新型コロナウイルス感染症が流行している状況を踏まえ E-learning 形式にて開催し、大学医学部法医学教室等における見学実習については、今後の流行状況を注視しつつ、感染防止に努めながら、各自で受講することとなったので、受講申込みおよび問い合わせ等の詳細については下記ホームページをご確認願いたい。

研修方法：E-learning 形式

視聴期間：令和3年11月30日(火)午前11時～令和4年2月24日(木)午後3時まで(予定)

見学実習：講義動画を視聴後、監察医務機関等における監察医業務や大学医学部の法医学教室における法医学解剖等の見学実習を実施(機関・日数：講義動画視聴後より令和4年3月31日までの間の1日間)

定 員：300名

参 加 費：無料

申込開始日：令和3年11月22日(月)午前10:00～(但し、定員になり次第締切り)

詳 細：日本医師会ホームページ 医療安全・死因究明コーナー

URL https://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/ai/

問合せ先：日本医師会 医事法・医療安全課 03-3942-6484(直通)

(4) 令和3年度 死亡時画像診断(A i)研修会の開催について～E-learning 形式～

死亡時画像診断(A i)を適切に活用していくための基礎的な知識、技能の普及を目的として、医師・診療放射線技師を対象に、今般、日本医師会が関連学会、団体との共同主催により本年度は E-learning 形式による研修会を開催されることとなり、受講申込みおよびお問い合わせ等の詳細については下記ホームページをご確認願いたい。

研修方法：E-learning 形式(講義動画を受講者専用サイトにて視聴いただき、各科目視聴後に確認テスト実施)

視聴期間：令和3年12月6日(月)午前11時～令和4年3月7日(月)午後3時まで(予定)

定 員：医師300名、診療放射線技師300名

参 加 費：無料

申込開始日：令和3年11月22日(月)午前10:00～(但し、定員になり次第締切り)

詳 細：日本医師会ホームページ 医療安全・死因究明コーナー

URL https://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/ai/

問合せ先：日本医師会 医事法・医療安全課 03-3942-6484(直通)

(5) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00005.html

☆令和3年9月7日付け

- ①イストラデフィリン②ロミタピドメシル酸塩

[生涯教育]

(1)「滋賀医学」誌の原稿の募集について

現在、「滋賀医学」誌第44巻の原稿を募集しております。ぜひ、ご投稿ください。

▷論文は、医学およびこれに関する総説、原著、症例報告、学術集談会抄録などを内容とすること。本文は原則として400字詰原稿用紙換算20枚以内、図表10枚以内とし、ワープロを使用し、A4用紙を用いて横書きで1行40字×30行で作成する。投稿の際、原稿データを併せておくこと。抄録は、図表なし、本文400字以内で投稿すること。

①総説、原著、症例報告には、3～5項目程度のキーワードを付記すること。

②原著には、600字程度の要旨を付け、また、英文の場合は、日本語の抄録（600字程度）を付けること。

※投稿規定については、県医師会報9月号123ページを参照。

※投稿の際には、滋賀医学誌巻末（第29巻以降）の「滋賀医学投稿原稿表紙」を添付のこと。

原稿締め切り 令和3年11月30日（火）《必着》

【保険部】

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）

【日医常任理事通知（保177）】

（県医師会報10月号の63～65ページに掲載済）

(2) 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて（その2） 【日医常任理事通知（保193）】

（県医師会報10月号の75ページに掲載済）

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その60）

【日医常任理事通知（保148）】

（県医師会報10月号の66ページに掲載済）

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その61）

【日医常任理事通知（保153）】

（県医師会報10月号の66～67ページに掲載済）

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その62）

【日医常任理事通知（保172）】

（県医師会報10月号の67～68ページに掲載済）

※日医ホームページ「新型コロナウイルス感染症 都道府県医師会宛て通知（日本医師会）」のコーナーに掲載済

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

(6) 疑義解釈資料（その77）について 【日医常任理事通知（保192）】

（県医師会報11月号に掲載予定）

(7) 疑義解釈資料（その76）について 【日医常任理事通知（保181）】

（県医師会報10月号の68～69ページに掲載済）

※ソトロビマブ（遺伝子組換え）関係

(8) 疑義解釈資料（その79）について 【日医常任理事通知（保195）】

（県医師会報11月号に掲載予定）

※レムデシビル関係

- (9) 疑義解釈資料（その 78）について 【日医常任理事通知（保 194）】
※コロナ抗原検出関係
- (10) フェントステープ 0.5mg 等及びフォシーガ錠 5mg 等の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項について 【日医発第 453 号（保 146）】
（県医師会報 11 月号に掲載予定）
- ※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済
<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>
- (11) サトラリズマブ製剤（銘柄名：エンスプリング皮下注 120mg シリンジ）の在宅自己注射について 【日医発第 470 号（保 155）】
（概要のみ県医師会報 10 月号の 72 ページに掲載済）
- (12) ミカトリオ配合錠の保険適用に係る留意事項の一部改正について
【日医発第 483 号（保 163）】
（概要のみ県医師会報 10 月号の 72～73 ページに掲載済）
- (13) 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて
【日医発第 452 号（保 145）】
（県医師会報 11 月号に掲載予定）
- (14) 公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて
【日医発第 484 号（保 164）】
（県医師会報 10 月号の 73～74 ページに掲載済）
- (15) ウパダシチニブ水和物製剤（リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg）に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について 【日医発第 462 号（地 286）（保 151）】
（県医師会報 11 月号に掲載予定）
- (16) 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤（オプジーボ点滴静注、キイトルーダ点滴静注）に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について
【日医発第 461 号（保 150）（地 285）】
（県医師会報 11 月号に掲載予定）
- (17) 後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて
【日医常任理事通知（保 170）】
（概要のみ県医師会報 10 月号の 74 ページに掲載済）
- (18) 医療機器の保険適用等について（10 月 1 日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 565 号（保 187）】【日医事務連絡（保 189）】
- (19) 材料価格基準の一部改正等について 【日医発第 473 号（保 157）】
（新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等—令和 3 年 9 月 1 日適用—）

(詳細は日医雑誌 11 月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

- (20) 予防接種の費用の取扱い、および抗インフルエンザ薬を予防目的で投与する際の留意点について (県医師会報 10 月号の 78 ページに掲載済)

[厚生労働省が実施する調査関係通知]

- (21) 令和 3 年度医薬品価格調査について 【日医発第 539 号 (保 178)】

- (22) 令和 3 年度特定保険医療材料価格調査について 【日医発第 540 号 (保 179 号)】

- (23) 令和 3 年度保険医療材料等使用状況調査に対する協力について

【日医発第 589 号 (保 198 号)】

- (24) 「オンライン資格確認」本格運用開始について (本年 10 月 20 日から)

【日医常任理事通知(保 200)(情シ 41)】

※日医ホームページのメンバーズルーム内、「会員向け文書管理システム」のコーナーに掲載済 <https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/bunsyo3.cgi>

[医 療 情 報]

(1) 「オンライン資格確認」のレセプト振替・分割機能の導入について

令和 3 年 10 月 20 日から本格運用開始が予定されているオンライン資格確認に関して、その機能の 1 つとして、医療機関からオンラインまたは電子媒体により送付されたレセプトの請求先の保険者等が誤っていた場合に、審査支払機関側で自動的に正しい保険者等に補正する機能が導入されることとなり、例えば被保険者の転退職等の情報反映のタイムラグが原因で資格過誤となったレセプトは、振替または分割され、医療機関に返戻されることなく、審査支払機関から正しい保険者等に送付されることとなった。

同機能は、電子的に請求されたレセプトであれば、当該医療機関がオンライン資格確認に対応しているか否かに関わらず、令和 3 年 9 月診療以降にオンラインまたは電子媒体により送付される全てのレセプトが対象となる。

詳細については、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会より、追って案内される予定。

[公 衆 衛 生 部]

[地 域 保 健]

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

下記ホームページ等で情報提供が行われている。

【新型コロナウイルス関連感染症 (日本医師会) (随時更新)】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

【新型コロナウイルス関連感染症 (滋賀県医師会) (随時更新)】

<http://www.shiga.med.or.jp/update-information>

【医療関係通知 (厚生労働省) (随時更新)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryou/

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/

【医療関係通知 (滋賀県) (随時更新)】

【小児保健部】

[学校保健]

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

下記ホームページ等で情報提供が行われているので、ご確認願いたい。

【滋賀県教育委員会】※随時更新

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/hokentaiiku/anzenkyusyoku/hoken/310418.html>

①学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン
(令和3年5月25日一部改定)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/hodo/oshirase/318946.html>

【文部科学省】※随時更新

○幼小中高・特別支援学校に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html#a006

5. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

9/24 (金) 滋賀県 POS 連絡協議会アドバンス研修会のご案内

9/29 (水) 【日医発】令和3年10月以降の医療機関等における感染防止対策の継続支援 およびコロナ患者診療に係る特例的な評価の拡充について

9/30 (木) 大津赤十字病院ご紹介患者さま担当医師一覧表

9/30 (木) 令和3年度 在宅医療関連講師人材養成事業研修会参加者募集の件

10/1 (金) ワクチン個別接種負担金申請書の送付住所について

10/6 (水) 新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて

10/11 (月) 新型コロナ予防接種の間違いの防止について (依頼)

6. 滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内

(総務資料 17) p.98

7. 滋賀県医師会 10月以降 行事予定表

(総務資料 18) p.100

8. 当医師会の 11月行事予定表

(総務資料 19) p.107

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. おまとめ DM「医師協スクエア」のご案内

10月下旬に「医師協スクエア」を各医療機関宛に送付いたします。「医師協スクエア」は3ヶ月ごとにお得な情報をまとめてお送りしている組合員向けのダイレクトメールです。今回は毎年ご好評をいただいております「医学和雑誌年間購読」、コロナ禍でお問い合わせが増えている自動精算機、骨密度測定装置の他、各種キャンペーンをご案内しております。

また、今回初めて FOLK の白衣カタログを封入いたします。12月にキャンペーンを予定しておりますので、是非白衣のお買い替えにご活用ください。

お問い合わせは購買課までご連絡ください。皆様のご利用をお待ちしております。

2. 生命保険団体扱制度のご案内と保険の見直しについて

医協ニュース 10月号に「生命保険団体扱制度のご案内」チラシを同封しております。当制度はご加入されている生命保険のお支払方法を当組合の登録口座へ変更いただくことにより割引が適用される制度です。この時期になると各保険会社より「控除証明書」が送付されてきますので、生命保険団体扱制度をご利用いただいていないご契約がある場合は、チラシの裏面にご記入のうえ FAX いただくか、メールでお申し込みください。

また、保険の見直しも随時受付しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

3. 事業承継をお考えの組合員の皆様へ

当組合では事業承継についてお悩みの組合員の皆様から、無料でご相談をお受けしております。後継者不在、年齢・健康問題、セカンドライフのため引退、医師・看護師の確保が難しい、引退後の資金を確保したいなど、様々なお悩みがあるかと存じます。

また、引退後の患者様の引き継ぎや、職員の方の雇用継続という問題も生じますが、事業承継はこれらの問題解決に有効な手段となっております。提携業者と連携のうえ、先生のご希望を伺いながらご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

4. 令和3年度下半期融資利率について

令和3年度下半期（10月～3月）の融資利率が下記のとおり決定いたしました。

自家貸付	小口融資	小口特別融資
貸付利率（固定）	1.975%	0.8%
制度融資	ドクタープラチナム	ドクタープラチナム フリー
利率（最優遇）	変動金利 0.50% 固定金利 1.20%	変動金利 0.60%

その他諸条件がございますので、詳細は事務局までお問い合わせください。

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

- ・ 経過
- ・ 診療検査医療機関の数
- ・ 現行の受診・相談体制
- ・ 今後の対応について

1

経過

- 当初、帰国者・接触者相談センターを窓口として渡航歴や陽性者との接触歴のある者、発熱が継続するなど新型コロナウイルス感染症を疑う者を、帰国者・接触者外来につなぐ体制としていた。
- 令和2年9月4日に国が示したインフルエンザ流行に備えた体制整備に基づき、同センターを介さず県民が直接かかりつけ医等の診療・検査医療機関に相談・受診する現行の体制に移行した。
- 令和3年2月24日には、国から4月以降も相談・外来検査体制を維持することを求められ、体制を維持しているところ。
- 今般、令和3年9月28日付けで、今年度のインフルエンザ流行に備え必要な体制の維持・整備を求められたところ。
- 加えて、自治体ホームページに公表されている診療・検査医療機関が、発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応が示された。

2 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充

外来

✓ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和4年3月末まで>

〔院内トリアージ実施料の特例300点→**550点**〕
※ 診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件

✓ コロナ患者への外来の特例拡充

〔ロナブリーブ投与の場合：950点→**2,850点(3倍)**〕
その他の場合：950点

歯科

✓ 呼吸管理を行うコロナ患者の口腔粘膜処置に係る特例 (**100点**)

✓ 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合に係る特例 (**330点(時間要件の緩和)**)

等

在宅

✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充

〔ロナブリーブ投与の場合：950点→**4,750点(5倍)**〕
その他の場合：950点→**2,850点(3倍)**〕

✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問看護の特例拡充
(520点→**1,560点(3倍)**)

調剤

✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充
(訪問：**500点**、電話等：**200点**)

✓ 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例
(30点(月1回まで)→**算定上限撤廃**)

※ 診療報酬における小児外来に係る特例については、以下のとおり支援を継続する。<令和4年3月末まで>

医科：**50点**、 歯科：**28点**、 調剤：**6点**

3

診療報酬上の臨時的な取扱い

今般、自治体のホームページに公表されている診療・検査医療機関(保険医療機関)が、必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応が示された。

(令和3年9月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

【特例的な措置】

○令和4年3月31日までの措置

○診療・検査医療機関の対応時間内に行われた外来診療について、院内トリアージ実施料(300点)とは別に、二類感染症患者入院診療加算(250点)を算定可能

○令和3年10月31日までは、診療・検査医療機関が自院のホームページ等において診療・検査医療機関である旨を公表している場合も対象となる。

詳細については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」(令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問1及び問2を参照

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」(令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問1及び問2

医科診療報酬点数表関係

問1 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和3年9月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」(令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月8日事務連絡」という。)の2(2)における二類感染症患者入院診療加算(250点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 4月8日事務連絡の1に示す院内トリージング実施料(300点)とは別に、上記の診療・検査医療機関で外来診療を実施した場合でも当該加算を算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63))の発出日以降適用され、令和4年3月31日までの措置とする。

問2 問1において、「診療・検査医療機関として…その旨が公表されている保険医療機関」とあるが、どのようなものをいうのか。

(答) 診療・検査医療機関として、自治体のホームページで公表されている保険医療機関をいう。なお、令和3年10月31日までの間は、当該保険医療機関のホームページ等において、診療・検査医療機関である旨を公表していることをもって、自治体による公表に代えて差し支えない。

5

診療・検査医療機関の数

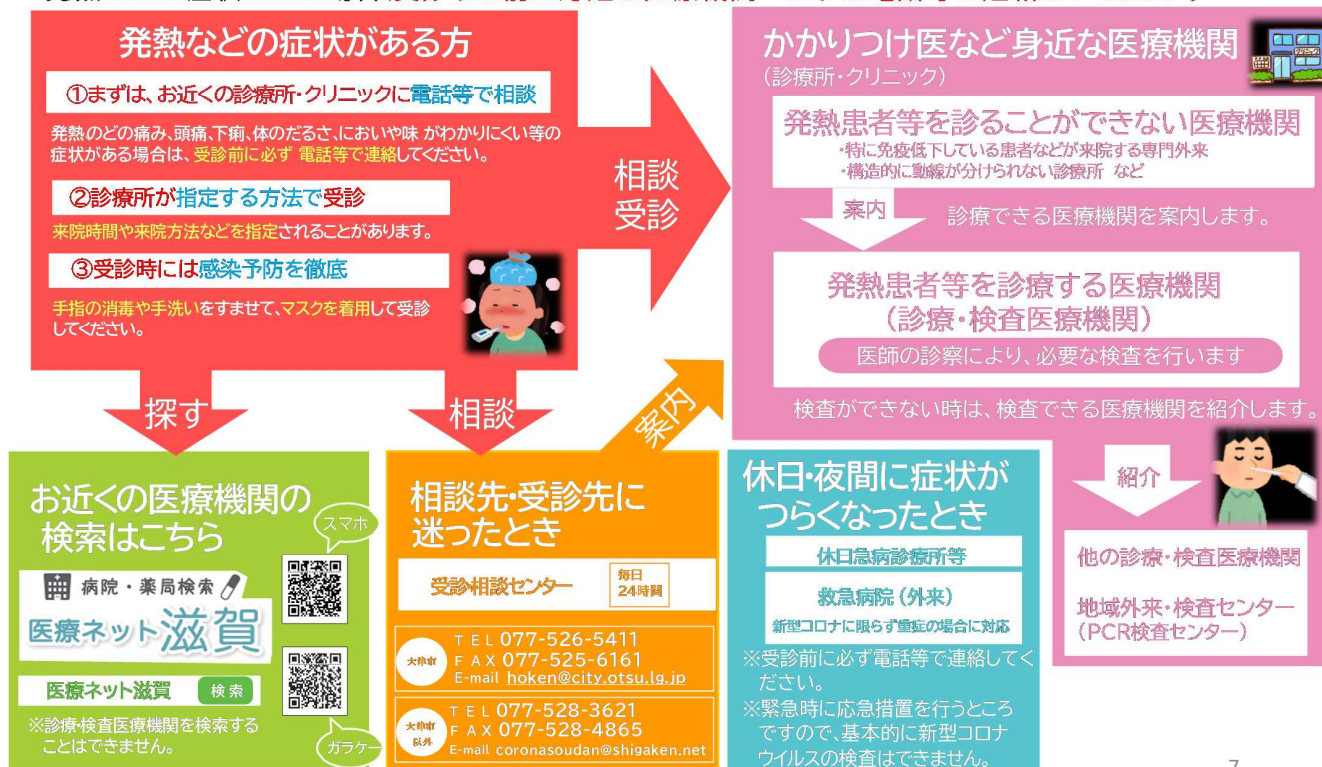
	県内の 医療機関数	その内、診療・検査医療機関数		
		施設数	内訳	
			診療	検査
病院	58	45	45	44
診療所	1,144	499	499	373
地域・外来検査センター	9	9	5	9
合計	1,211	553	549	426

令和3年9月24日現在

現行の受診・相談体制

発熱などの症状がある場合の相談・受診について

発熱などの症状がある場合、受診する前に身近な医療機関へまずは電話等で連絡してください。



7

今後の対応

- 診療・検査医療機関、受診・相談センターの体制を引き続き維持する。
- 受診・相談の流れは変えない。
- 診療・検査医療機関の公表について意向調査を実施

滋 感 対 第 790 号
令和3年（2021年）10月11日

診療・検査医療機関の長 様

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課長
(公 印 省 略)

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備」に関連した
滋賀県ホームページでの診療・検査医療機関の公表に係る
意向調査について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について、令和3年9月28日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添写しのとおり事務連絡が発出されました。

当該事務連絡において、秋冬の季節性インフルエンザの流行を見据えた診療・検査医療機関の確保に対する考え方、および自治体ホームページに公表されている診療・検査医療機関が必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応が下記のとおり示されたところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一つとして、発熱等患者が速やかに受診できることが求められており、今回示された「特例的な対応」の条件となっている「診療・検査医療機関の自治体ホームページでの公表」は有用であると考えています。

滋賀県ホームページで公表することについて滋賀県医師会と協議を重ねましたところ、各診療・検査医療機関に公表するか否かを選択いただくのがよいとの結論から、今回意向調査を実施することといたしました。

つきましては、令和3年10月20日(水)までに別紙により当課あてご回答いただきますようお願いいたします。

また、受診・相談センターにおいて行っております受診先に迷われた方に対する受診調整につきまして、滋賀県ホームページでの公表日以降は、ホームページでの公表の有無に関わらず、相談者の所在地から近い診療・検査医療機関（診療所）を複数紹介し、相談者に直接、問い合わせさせていただくこととさせていただきますので、ご承知おき願います。

なお、滋賀県ホームページでの公表は、令和3年10月25日(月)を予定しています。

記

診療報酬上の臨時的な取扱い

今般、自治体(都道府県)のホームページに公表されている診療・検査医療機関(保険医療機関)が、必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応が示された。

【特例的な措置】

- 令和3年9月28日から令和4年3月31日までの措置
- 診療・検査医療機関の診療・検査対応時間内に行われた外来診療について、院内トリアージ実施料(300点)とは別に、二類感染症患者入院診療加算(250点)を算定可能
- 令和3年10月31日までは、診療・検査医療機関が自院のホームページ等において診療・検査医療機関である旨を公表している場合も対象となる。

詳細については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」(令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問1および問2を参照

感染症対策課 調査・検査係 (担当：栗原、田仲) TEL :077-528-3584 FAX :077-528-4866 E-mail:coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

「滋賀県ホームページにおける診療・検査医療機関の公表」に関する意向調査票

送付先 滋賀県 健康医療福祉部 感染症対策課 FAX：077-528-4865 E-Mail： coronataisaku10@pref.shiga.lg.jp
--

医療機関名	
医療機関所在地	〒 -
医療機関電話番号	
調査票記入者氏名	

公表項目

①医療機関名(必須)、②所在地(必須)、③電話番号(必須)、④受付時間

県民が近医を探せるように「医療機関名」、「所在地」、「電話番号」を滋賀県ホームページで公表します。
また、問い合わせが診療の妨げとならないよう、希望される医療機関については受付時間も併せて公表します。
なお、注意事項として「受診前に必ず電話で問い合わせること」、「医療機関が指定する時間・方法で受診すること」、「検査を行うかどうかは医師が判断すること」、「陰性証明を目的とした検査の問い合わせには利用できないこと」をホームページで周知する予定です。

※上記をご確認の上、意向調査票にご回答ください。(回答期限：令和3年10月20日(水))

1. 公表についての意向をお聞かせください。(どちらかに○をつけてください。)

☐	自院を公表することについて同意する。
☐	自院を公表することについて同意しない。

⇒ 2に進んでください。

⇒ 終了です。

2. 公表する項目についてお答えください。

(1) 患者からの問い合わせ先電話番号(医療機関電話番号と異なる場合のみ記載)

-	-
---	---

(2) 曜日ごとの受付時間をお答えください。

【受付時間】

	月	火	水	木	金	土	日
午前	～	～	～	～	～	～	～
午後	～	～	～	～	～	～	～
夜	～	～	～	～	～	～	～

(3) 公表予定日(10月25日(月))を待たずして、急ぎホームページ掲載を希望される場合は、○をつけてください。ご回答後、2日程度(土日除く)で公表させていただきます。

☐

※診療報酬の算定にあたっては、ホームページに公表されていることをご確認ください。

ホームページ：「発熱などの症状がある場合の相談・受診について」

URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/314835.html>

事務連絡

令和3年9月28日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症

対策推進本部

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

日頃から新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただいているところですが、今後、季節性インフルエンザの流行期に多数の発熱等の症状のある患者（以下「発熱患者等」という。）が発生することを想定した対策を講ずる必要があります。専門家によると、これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難であることが指摘されています。

昨年、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）により、今後を見据えた体制整備をお願いし、加えて「4月以降の当面の相談・外来診療体制について」（令和3年2月24日付け事務連絡。以下「相談・外来診療体制事務連絡」という。）により、引き続き相談・外来診療体制の適切な維持・整備に取り組んでいただくようお願いしたところです。

これらに基づき、各都道府県において、診療・検査医療機関の確保等を進めていただいているところですが、秋冬の季節性インフルエンザ流行を見据え、改めて下記の考え方を踏まえ、相談・外来診療体制について点検し、必要な体制を整備していただくようお願いします。

体制整備を行うに当たって重要となる検査体制の拡充については、今後、別途、その考え方等をお示しする予定です。

また、国としては、地域の幅広い医療機関において発熱患者等の相談・外来診療・検査を行う体制が整備されるよう、検査に必要な個人防護具（PPE）の配布支援を行うこととしており、本日、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和3年9月28日付け事務連絡）におい

て、具体的な内容をお示しするため、診療・検査医療機関に対して、必要な PPE が行き渡るよう、ご協力をお願いします。

記

1. 次のインフルエンザ流行に備えた相談・外来診療体制に関する基本的考え方

- 例年、季節性インフルエンザの流行期には、多数の発熱患者等が発生しており、今年度も同程度の発熱患者等が発生することを想定し、かつ、発熱患者等について、季節性インフルエンザと COVID-19 の臨床的な鑑別が困難であることを踏まえた体制の整備が必要である。このため、相談・外来診療体制事務連絡の考え方を維持しつつ、次のインフルエンザ流行に備えて、多数の発熱患者等に対する相談・外来診療体制を、地域において適切に整備する必要がある。
- 発熱患者等の受診の流れについても、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関にまずは電話等で相談を行い、当該医療機関も含め、診療・検査医療機関を案内するとともに、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談して診療・検査医療機関の案内を受ける流れを引き続き維持すること。

2. 診療・検査医療機関の確保

- 季節性インフルエンザの近年の検査件数（1 シーズン約 2 千万～3 千万件）を踏まえ、多数の発熱患者等の診療・検査に対応できるよう診療・検査医療機関の体制整備を行うこと。また、インフルエンザに加えて、その他の感染症¹についても対応できるよう配慮すること。
- 診療・検査医療機関において、対応時間やブース数等を変更する場合には、都道府県や受診・相談センターに報告していただくこと。再び感染が大きく拡大する局面においては、必要に応じ、診療・検査医療機関の体制について調整を行うこと。
- 加えて、今般、自治体のホームページに公表されている診療・検査医療機関（保険医療機関）が、必要な感染予防策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応（※）をお示したところである。

¹ 配慮を要する感染症としては、マイコプラズマ、RS ウイルス、アデノウイルス、溶連菌等によるものが想定される。

(※) ・ 令和4年3月31日までの措置。

- ・ 診療・検査医療機関の対応時間内に行われた外来診療について、院内トリアージ実施料（300点）とは別に、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定可能とした。
- ・ 令和3年10月31日までは、診療・検査医療機関が自院のホームページ等において診療・検査医療機関である旨を公表している場合も対象となる。

詳細については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問1及び問2を参照のこと。

- この診療報酬上の特例的な対応も踏まえ、診療・検査医療機関を自治体のホームページに公表する仕組みを整えとともに、地域の医師会等とも協議・合意で周知を行うなど、患者が円滑に医療機関に受診できるような方策を講じること。

3. 受診・相談センターの確保

- 受診・相談センターについては、引き続き体制を維持するとともに、相談状況を踏まえて拡充することについても検討すること。受診・相談センターは、引き続き、かかりつけ医のいない発熱患者等を診療・検査医療機関に迅速に案内する役割が求められることから、アプリの導入や、全県の対応、外部委託等も引き続き検討すること。

以上

<照会先>

○医療提供体制の整備について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班

○診療・検査医療機関の診療報酬上の特例的な対応について

厚生労働省保険局医療課

○検査体制の拡充について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班

○PPEの配布支援について

医政局経済課 マスク等物資対策班 配布担当

各 医療機関の長 様

平素は、本会事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、下記の内容についてご連絡いたしますので、ご確認のほどお願い申し上げます。

滋賀県医師会 会長 越 智 眞 一

(保 177)

令和 3 年 9 月 29 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

令和 3 年 4 月診療分より、外来および入院診療に係る感染症対策に係る診療報酬の特例的対応として、「医科外来等感染症対策実施加算（5 点）」及び「入院感染症対策実施加算（10 点）」の算定が可能とされてきましたが、この取扱いにつきましては、本年 9 月末日をもって終了となります。

これに代わり、昨日、「令和 3 年 10 月以降の医療機関等における感染防止対策の継続支援およびコロナ患者診療に係る特例的な評価の拡充について」（日医発第 533 号（地 313）（税経 50）（保 175））にて、都道府県医師会長あて（同文書を郡市区医師会長あてにも送付）にご連絡申し上げましたとおり、医療機関等による感染拡大防止対策への支援として、令和 3 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までに係る感染拡大防止対策に要する費用として、病院・有床診療所に 10 万円、無床診療所に 8 万円が補助されることとなりました。←（ア）

令和 2 年 12 月 15 日より実施されてまいりました 6 歳未満の乳幼児に対する小児の外来診療等に係る措置（初診料、再診料、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料を算定する場合、100 点を加算）につきましては、本年 10 月診療分から令和 4 年 3 月診療分までの取扱いとして、点数を 50 点として継続されることとなりました。←（ケ）

その他、診療報酬における特例的な対応として、次の取扱いが示されております。なお、本取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上臨時的な取扱いについて（その 63）の発出日（令和 3 年 9 月 28 日）以降適用されることから、9 月末日までの間は、「医科外来等感染症対策実施加算（5 点）」との併算定が可能であります。

- ①「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が自治体のホームページで公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、院内トリアージ実施料（300 点）に加えて、二類感染症患者入院診療加算（250 点）を算定可能となる。（令和 4 年 3 月 31 日までの措置）←（イ）

本取扱いは、自治体のホームページで公表されている「診療・検査医療機関」の他、令和 3 年 10 月 31 日までの間は、当該保険医療機関のホームページによる公表、看板の設置、院外での広告の掲示、広報誌等による周知により、対外的に情報が得られる方法により、自治体による公表に変えることが可能。（但し、院内掲示のみでは不可）

←（ウ）

※県医師会注：院内トリアージ実施料（300 点／回）自体は、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で、外来診療・往診等を行った場合に算定可能です。（診療・検査医療機関であるかは問わない）

- ② 自宅・宿泊療養を行っている者に対して、新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合、往診料または在宅患者訪問診療料を算定した日に救急医療管理加算 1 の 100 分の 300 に相当する点数（2,850 点）が算定可能となる。←（キ）

また、当該点数は、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する 1 つの保険医療機関において、1 日につき 1 回算定できる。なお、同一の患家等で 2 人以上の自宅・宿泊療養を行っている者を診察した場合においては、2 人目以降の患者について、往診料を算定しない場合においても、当該加算（2,850 点）を算定して差し支えない。

- ③ 介護医療院等の併設保険医療機関の医師または介護福祉施設の配置医師が、入所する新型コロナウイルス感染症患者で、病床ひっ迫時等に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め診療を実施した場合、救急医療管理加算 1 の 100 分の 300 に相当する点数（2,850 点）が算定可能となる。←（キ）

また、当該点数は、当該患者に対して、主として診療を行っている保険医が属する 1 つの保険医療機関において、1 日につき 1 回算定できる。

- ④ 中和抗体「カシリビマブ及びイムデビマブ」（以下「本剤」）の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者であって、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、一定の要件を満たした医療機関において、本剤を当該患者の居宅（高齢者施設等を含む）において投与した場合、投与した日に 1 回、救急医療管理加算 1 の 100 分の 500 に相当する

点数（4,750 点）を算定できる。←（カ）

また、新型コロナウイルス感染症患者に対し、一定の要件を満たした医療機関において、本剤を外来で投与した場合、投与した日に 1 回、救急医療管理加算 1 の 100 分の 300 に相当する点数（2,850 点）を算定できる。←（エ）

- ⑤ 入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る診療（緊急的な往診、訪問診療及び電話や情報通信機器を用いた診療を除く）を実施した場合、当該患者に対して主として診療を行っている保険医療機関において、1 日につき 1 回、救急医療管理加算 1（950 点）を算定できる。←（オ）

- ⑥ 自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合、訪問看護ステーションにおいては、長時間訪問看護加算の 100 分の 300 に相当する額（15,600 円）を、保険医療機関においては、長時間訪問看護・指導加算の 100 分の 300 に相当する点数（1,560 点）を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーションまたは保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。←（ク）

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 63）

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて次のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図られたい。

なお、本年 10 月以降、医療機関等による感染拡大防止対策への支援として、年末までのかかり増し経費を別途補助する予定であることを申し添える。 ←（ア）参照

記

1. 小児の外来診療等に係る措置について

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 31）」（令和 2 年 12 月 15 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 1 及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 35）」（令和 3 年 2 月 26 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 1 により、令和 3 年 9 月診療分まで実施している小児の外来診療等に係る特例的な評価については、同年 10 月診療分から令和 4 年 3 月診療分までの取扱いとして、以下の取扱いとする。

- （1）保険医療機関において、6 歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、医科点数表の「A000 初診料」、「A001 再診料」、「A002 外来診療料」、「B001-2 小児科外来診療料」又は「B001-2-11 小児かかりつけ診療料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「A001 再診料」注 12 に規定する「地域包括診療加算 1」の 2 倍に相当する点数（50 点）をさらに算定できることとする。（乳幼児感染予防策加算）

2. その他の診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

(イ)
の
関
係

問1 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和3年9月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」(令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月8日事務連絡」という。)の2(2)における二類感染症患者入院診療加算(250点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 4月8日事務連絡の1に示す院内トリアージ実施料(300点)とは別に、上記の診療・検査医療機関で外来診療を実施した場合でも当該加算を算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63))の発出日以降適用され、令和4年3月31日までの措置とする。

(ウ)
の
関
係

問2 問1において、「診療・検査医療機関として…その旨が公表されている保険医療機関」とあるが、どのようなものをいうのか。

(答) 診療・検査医療機関として、自治体のホームページで公表されている保険医療機関をいう。なお、令和3年10月31日までの間は、当該保険医療機関のホームページ等において、診療・検査医療機関である旨を公表していることをもって、自治体による公表に代えて差し支えない。

(キ)
の
関
係

問3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者(以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。)に対して、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合において、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その19)」(令和2年5月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5月26日事務連絡」という。)の1(2)に示される救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 当該点数については、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、往診料又は在

宅患者訪問診療料を算定した日に算定することができる。ただし、同一日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その56)」(令和3年8月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「8月27日事務連絡」という。)の(1)に示す救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数(3,800点)又は同事務連絡の(2)に示す救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数(5,700点)は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

(キ)
の
関
係

問4 問3について、救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)は、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定する毎に算定できるのか。

(答) 当該点数については、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。

また、同一の患家等で2人以上の自宅・宿泊療養を行っている者を診察した場合においては、2人目以降の患者について、往診料を算定しない場合においても、当該加算を算定して差し支えない。

(キ)
の
関
係

問5 介護医療院若しくは介護老人保健施設(以下「介護医療院等」という。)又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設(以下「介護老人福祉施設」という。)に入所する新型コロナウイルス感染症患者であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、介護医療院等の併設保険医療機関の医師又は介護老人福祉施設の配置医師が、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め診療を実施した場合において、問3及び問4と同様に、救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)を算定できるか。

(答) 当該点数については、上記の場合において、介護医療院等又は介護老人福祉施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して算定できる。また、当該点数については、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。なお、初診料、再診料、往診料及び訪問診療料の算定については、特に定めのない限り、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合」(平成20年厚生労働省告示第128号)等に基づく現行の取扱いと変わらないことに留意されたい。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

(カ)
の
関
係

問6 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」(以下「本剤」という。)の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者であって、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」(令和3年7月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「7月20日コロナ本部事務連絡」という。)中「医療機関による往診での投与」に示される要件を満たした医療機関が本剤を当該患者の居宅(高齢者施設等を含む。以下同じ。)において投与した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その27)」(令和2年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の1に示される救急医療管理加算1の100分の500に相当する点数(4,750点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 当該点数については、本剤を患者の居宅において投与した日に1回算定できる。ただし、本事務連絡の問3における救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)、8月27日事務連絡の(1)に示す救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数(3,800点)又は同事務連絡の(2)に示す救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数(5,700点)は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

(オ)
の
関
係

問7 入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る診療(緊急的な往診、訪問診療及び電話や情報通信機器を用いた診療を除く。)を実施した場合、当該外来診療に係る「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」(令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の2(1)に示される救急医療管理加算1(950点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 当該患者に対して主として診療を行っている保険医療機関において、1日につき1回算定できる。ただし、同一日に本事務連絡の問3における救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)、問6における救急医療管理加算1の100分の500に相当する点数(4,750点)、8月27日事務連絡の(1)に示す救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数(3,800点)又は同事務連絡の(2)に示す救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数(5,700点)は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

(エ)
の
関
係

問8 本剤の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対し、7月20日コロナ本部事務連絡中「医療機関による外来での投与」に示される要件を満たした医療機関において本剤を外来で投与した場合、5月26日事務連絡の1(2)に示される救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)の

算定について、どのように考えればよいか。

(答) 本剤を外来で投与した日に1回算定できる。ただし、同一日に本事務連絡の問3及び問5における救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)、問7における救急医療管理加算1(950点)、8月27日事務連絡の(1)に示す救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数(3,800点)又は同事務連絡の(2)に示す救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数(5,700点)は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

(ク)
の
関
係

問9 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その52)」(令和3年8月4日厚生労働省保険局医療課事務連絡)別添の問1に基づき、自宅・宿泊療養を行っている者に対して緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間訪問看護・指導加算の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 訪問看護ステーションにおいては、長時間訪問看護加算の100分の300に相当する額(15,600円)を、保険医療機関においては、長時間訪問看護・指導加算の100分の300に相当する点数(1,560点)を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーション又は保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。この場合、長時間精神科訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護・指導加算の算定についても同様の取扱いとなる。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

2 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充

外来

✓ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和4年3月末まで>

院内トリアージ実施料の特例300点→**550点** ← (イ)
※ 診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件 ← (ウ)

✓ コロナ患者への外来の特例拡充

ロナプリーブ投与の場合：950点→**2,850点(3倍)** ← (エ)
その他の場合： **950点** ← (オ)

在宅

✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充

ロナプリーブ投与の場合：950点→**4,750点(5倍)** ← (カ)
その他の場合：950点→**2,850点(3倍)** ← (キ)

✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問看護の特例拡充 ← (ク) (520点→**1,560点(3倍)**)

※ 診療報酬における小児外来に係る特例については、以下のとおり支援を継続する。 <令和4年3月末まで>

(ケ) 医科：**50点** (乳幼児感染予防策加算)

感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充

- 医療、介護、障害福祉における感染症対策について、そのかかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続する。申請手続は、できる限り簡素な方式とする。
- 加えて、医療機関等における新型コロナ患者への診療に対する診療報酬上の特例的な対応を更に拡充する。

1 各施設・事業所における感染防止の支援の継続

医療

国直接執行の補助金により、以下のとおり実施

- ・ 病院・有床診療所(医科・歯科) **10万円上限**
- ・ 無床診療所(医科・歯科) **8万円上限**

← (ア)

対象経費（共通）

令和3年10月1日から12月31日
までにかかる感染防止対策に要する費用

介護

地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の介護施設において、 **6万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定

※医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

障害福祉

都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の入所施設において、 **3万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定

※障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

「感染防止対策の継続支援」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた診療報酬の特例的な評価については、令和 3 年 9 月末までとされ、同年 10 月以降については、感染状況や地域における実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応することとされていきました。

今般、医療、介護及び障害福祉分野における「感染防止対策の継続支援」について別紙のとおり取りまとめましたので、御連絡します。新たに創設する補助金は、これまで診療報酬で実施してきた特例措置について、感染拡大防止対策に係るかかり増し経費を直接支援するものですが、詳細については、追って交付要綱等において御連絡いたします。

なお、経費の対象期間は令和 3 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までとなり、申請手続はできる限り簡素化を図ることを検討しているところですが、各医療機関等において、まずは感染防止対策の継続に係る領収書を保存いただくようお願いいたします。

内容について御了知の上、貴管下の市区町村及び医療機関等に周知いただくようお願いいたします。

※ 県医師会注
申請方法は、分かり次第
追ってご連絡いたします。

滋 賀 第 1 1 7 号
令和3年(2021年)10月11日

一般社団法人 滋賀県病院協会長
一般社団法人 滋賀県医師会長
一般社団法人 滋賀県歯科医師会長
一般社団法人 滋賀県薬剤師会長

} 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

医療機関に対する職員等への個別接種の実施および意向調査について

平素より、感染対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナワクチンの接種については、今般、厚生労働省より「新型コロナウイルスワクチン追加接種の体制確保について」(令和3年9月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「厚生労働省事務連絡」という。)が発出され、各都道府県、各市町村あてに、追加接種の実施体制の確保等、必要な準備を進めるよう、依頼がされたところです。

つきましては、別添のとおり病院および診療所あて、職員等への個別接種の意向調査を行いますので、御承知いただきますとともに、意向調査の円滑な実施に御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

ワクチン接種推進室 市町支援係
担当:山田、下村、平山、大橋、山元、福井
電話:077-528-3693
FAX:077-528-4868
e-mail:coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

①接種会場の調整



■市町は、住所地(医療従事者等は勤務先も可)で追加接種をできるように、見込み数を試算し、必要な接種会場を確保。

■医療従事者等は、住所地外接種(勤務先)も可能

原則 市町(住民接種)

個別接種 + 集団接種

例外

医療機関

・医療機関の職員
+
・医療機関が認めた者
(関連医療機関の職員等)

【今回の調査】

医療機関において、職員への個別接種をされるか調査します。

②接種会場への
ワクチンの供給

■市町は、接種会場と調整の上、接種会場ごとの希望量を登録。

③接種券の郵送・
予約・ワクチン接種

■市町村は、12月から追加接種を開始できるよう、対象者の追加接種時期にあわせて接種券を郵送。
接種会場と調整の上、予約を受付、ワクチン接種を実施。

追加接種の体制確保について

医療機関に対して職員等への接種をするかどうかの意向調査

県・市町

○所在する医療機関(病院・診療所)に対して、職員等への個別接種の実施意向調査を行います。

病院関係 ⇒ 県 (市町が調査を行う場合もあります。)
診療所関係 ⇒ 市町

流れ

10月13日(水) 調査(市町により日程が多少ずれます)

10月21日(木) 調査提出期限

※職員への個別接種をするか、また、職員の個別接種を行う場合に関連医療機関の職員等を含めて接種するかについては、各医療機関において判断してください。(強制ではありません)

県内各病院長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

医療機関に対する職員等への個別接種の実施および意向調査について

平素より、感染対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナワクチンの接種については、今般、厚生労働省より「新型コロナウイルスワクチン追加接種の体制確保について」(令和3年9月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「厚生労働省事務連絡」という。)が発出され、各都道府県、各市町村あてに、追加接種の実施体制の確保等、必要な準備を進めるよう、依頼がされたところです。

つきましては、別添のとおり職員等への個別接種の意向調査を行いますので、御承知いただきますとともに、意向調査の円滑な実施に御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 追加接種の概要

今回の追加接種においては、住民票所在地の市町により実施される住民接種の枠組みの中で接種が進められますが、医療機関において、職員等への個別接種の意向がある場合は、当該機関での接種も行えるとされています。

2 追加接種における接種対象者の取扱いについて

(1) 医療機関における職員等への個別接種

- ・医療従事者等は勤務先での接種が可能。
- ・医療機関が認めた場合は、当該医療機関の職員に加え、連携する医療機関や薬局、訪問看護ステーションなどの従事者等にも接種が可能。

(2) 市町が行う住民接種

- ・(1)に該当しない者

3 医療機関への意向調査について

- (1) 県が病院、市町が域内診療所あてに職員等への個別接種の実施意向があるか調査を行います。(市町が希望する場合は、市町が病院を含めて医療機関の調査を行います。)
- (2) 調査様式については、別紙様式1および2のとおりです。
- (3) 本意向調査は、接種体制の再構築やワクチン必要量の要求のために行うもの

ですので、調査への御協力をお願いします。

4 病院への意向調査について

(1) 提出期限

令和2年10月21日(木)【期限厳守】

(2) 調査内容

別添様式1、様式2のとおり

(3) 提出方法

下記担当者あて電子メールにて報告願います。

ワクチン接種推進室 市町支援係

担当:山田、下村、平山、大橋、山元、福井

電話:077-528-3693

FAX:077-528-4868

e-mail:coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp

追加接種を自ら実施することを希望する病院等の調査票

担当者所属	氏名	連絡先	メールアドレス

	病院等名称	住所	自施設医療機関の接種			他の医療機関職員等の接種			
			接種希望	2回目接種月	接種対象者数	他の医療機関職員受入の有無	2回目接種月	接種対象者数	他の医療機関名称
例	〇〇病院	大津市〇〇町〇〇11-1	○	4月	100	○	4～5月	50	〇〇〇病院、〇〇診療所、〇〇診療所、〇〇クリニック

※「2回目接種月」・・・令和3年中に2回目を接種した月を記載ください。
 (記載例) 4/25～5/15にかけて接種した場合：4月～5月
 4/25～4/30にかけて接種した場合：4月

(様式2)

追加接種を自ら実施することを希望する病院等の住所地ごとの接種対象者数

OK!

※住民票のある住所地で分類

病院名	〇〇病院			
住所地 (住民票のある住所地)	3回目接種希望者数 (※2回目を接種した年月で分類してください)			
	令和3年3月	令和3年4月	自施設医療機関の接種	令和3年6月
大津市				
彦根市				
長浜市				
近江八幡市				
草津市				
守山市				
栗東市				
甲賀市				
野洲市				
湖南市				
高島市				
東近江市				
米原市				
日野町				
竜王町				
愛荘町				
豊郷町				
甲良町				
多賀町				
他府県				
合計	0	0	0	0

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

自治体説明会⑧

厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室
令和3年9月22日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑧

2. 各ワクチンの取扱いについて③

1. 今後の追加接種の体制確保について

2. 交接種について

3. 1・2回目接種について

- ① 接種の状況
- ② 今後のワクチンの供給について
- ③ 安全なワクチン接種に向けた取組
- ④ 接種体制について
- ⑤ 職域接種の2回目接種の機会確保について
- ⑥ 副反応に係る情報

ひと、くらし、あいのために

【分科会における議論_追加接種】

令和3年9月17日
ワクチン分科会 資料1
(一部改変)

(2)追加接種（3回目接種）

まとめ

- 諸外国において、2回新型コロナワクチンを接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されている。
- 一部の国においては、2回のワクチンを接種後、一定の間隔をおいて、追加接種を実施する方針が打ち出されている。

対応方針

論点	対応方針
● 追加接種を行う必要があるか	● 国内外の感染動向やワクチンの効果の持続期間、科学的知見や諸外国の対応状況等に鑑み、 追加接種の必要がある。
● 追加接種を行う場合、2回接種完了からの接種間隔をどうするか	● 追加接種の時期は、諸外国の動向や現時点で得られている科学的知見から、 2回接種完了から概ね8ヶ月以上後 とする。 ※今後の更なる科学的知見を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととする。
● 誰を対象者とするか	● 追加接種の対象者は、 更なる科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ 判断する。
● 使用ワクチンについて	● 使用するワクチンは、1・2回目に用いたワクチンと同一のワクチンを用いることを基本とし、 更なる科学的知見等を踏まえ 早急に結論を得ることとする。

追加接種の全体像 想定シナリオ

対象者・回数

- **2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者**を対象に、**1回追加**接種を行う。

※追加接種の対象者は、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後厚生科学審議会の審議を経て、判断することになるが、2回の接種を受けた全員が対象になることを想定して準備する。

接種事務の運用

- 基本的には、**従来の運用を継続**。
- 追加接種用の接種券は、**VRSや予防接種台帳から対象者を抽出した上で、段階的に配布**。
- 運用改善の観点から、
 - ① **QRコードを追記**
 - ② **接種歴や接種券などの情報を予診票にプレプリント**などの見直しを行う。

開始時期

- 未定（2回目接種終了から8か月以上後）

4

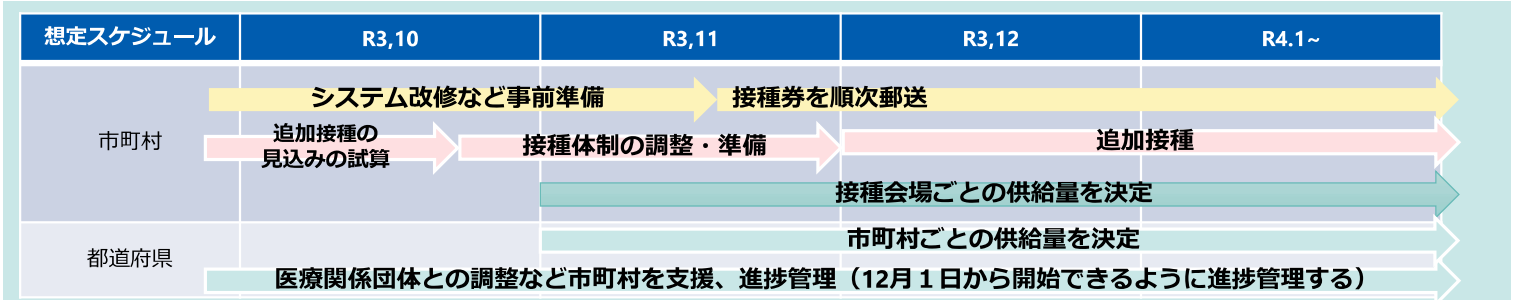
2回目接種終了者数と追加接種開始の時期

2回目接種終了から8か月以上後に、全員が追加接種を受けられると仮定。
(すなわち、2月から先行接種開始した医療従事者等は12月から追加接種が始まる。)

ワクチン	2回目接種時期 (想定される追加接種開始時期)		R3.3月、4月 (R3.12月)	R3.5月 (R4.1月)	R3.6月 (R4.2月)	R3.7月 (R4.3月)	R3.8月 (R4.4月)	合計
	対象者							
ファイザー	医療従事者等	(約571万人)	104	200	182	84	—	571
	高齢者	(約3029万人)		61	1,147	1,540	299	3,046
	その他一般住民	(約1463万人)		43	62	366	1,047	1,518
武田／モデルナ	医療従事者等	(約5万人)			0	5	—	5
	高齢者	(約84万人)			8	68	9	84
	一般住民（大規模）	(約477万人)				131	462	594
	一般住民（職域）	(約580万人)				145 ※VRS重複あり	434 ※VRS重複あり	580 ※VRS重複 (331万人分)あり
AZ	一般住民			— 9 — 30			0	0

追加接種の体制確保

- 市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、接種体制を確保する。
- 都道府県は、12月から追加接種を開始できるように、市町村を支援しながら進捗管理する。



① 接種会場の調整

- 市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、見込み数を試算し、必要な接種会場を確保。
- 医療従事者等は、住所地外接種（勤務先）も可能。

※都道府県の支援の例：医療関係団体と協力して、医療機関ごとに勤務先での接種を希望する医療従事者等の人数を把握し、市町村と情報共有

② 接種会場へのワクチンの供給

- 市町村は、接種会場と調整の上、接種会場ごとの希望量を登録。
- 都道府県は、市町村と医療関係団体と調整の上、市町村ごとの供給量を決定。
- 市町村は、接種会場ごとの供給量を決定。

※都道府県の支援の例：在庫管理と市町村への適切な分配

③ 接種券の郵送、予約 ワクチン接種

- 市町村は、12月から追加接種を開始できるよう、対象者の追加接種時期にあわせて接種券を郵送。接種会場と調整の上、予約を受付、ワクチン接種を実施。

※都道府県の支援の例：接種券の郵送時期の足並みがそろうように進捗管理

追加接種の体制確保の進め方（イメージ）

- 市町村は、①住民接種と②医療機関における職員等への個別接種を組み合わせ、追加接種を進める。
- ②医療機関における職員等への個別接種については、パターン1からパターン3を参考にして、地域の実情を踏まえて、市町村と都道府県とで協力しながら対応する。

① 住民接種

- 市町村は、VRSまたは予防接種台帳を利用して、2回目接種完了から一定期間経過した住民を抽出して、段階的に接種券（接種券と予診票一体型の新様式）を郵送できるように、VRSへの未入力データの入力やデータクリーニングなど必要な準備をする。
 - 市町村は、接種券を受け取った住民が、円滑に追加接種を受けられるように、接種見込み者数を試算して、個別接種と集団接種を組み合わせ、必要な接種体制を構築する。
 - 市町村は、11月から接種券を順次発送し、予約を受け付け、12月から接種を開始できるように準備する。
- ※医療機関における職員等への個別接種の対象とならない医療従事者等（職員等への個別接種を希望しない病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションなどの従事者や消防職員等）については、住民接種の枠組みで対応することに留意。

② 医療機関における職員等への個別接種

- パターン1**
- 市町村は、圏域内の医療機関（病院および診療所）に対して、職員等への個別接種の実施意向があるかどうかを調査する。
 - 市町村は、職員等への個別接種の実施の意向のある医療機関に対して、集合契約など個別接種にあたって必要な準備を促し、住所地外の職員の分も含めて必要量のワクチンを提供する。
- パターン2**
- 都道府県は、圏域内の医療機関（病院および診療所）に対して、職員等への個別接種の実施意向があるかどうかを調査する。
 - 都道府県は、職員等への個別接種の実施の意向のある医療機関に対して、集合契約など個別接種にあたって必要な準備を促し、住所地外の職員の分も含めて必要量のワクチンを提供する。
- パターン3**
- 市町村は圏域内の診療所、都道府県は圏域内の病院と役割分担をして、職員等への個別接種の実施意向調査や、ワクチンの提供等を行う。

追加接種用のワクチンの配分スケジュールについて（今年分）

クール名称	県別の基本配分計画	納入希望(量)の登録【医療機関】	割当て期限【都道府県】	確定処理期間(データロック)【国】	割当て期限【市町村】	確定処理期間(データロック)【都道府県】	納入予定の入力日【メーカー各社】
3rd PF 第1クール	10月上旬 目処	～10/31(日)	～11/1(月) 20時	11/2(火) 12時	11/4(木) 12時	11/4(木) 20時	～11/9(火) 配送 11/15週 & 11/22週
3rd TM 第1クール		事前調整 ～11/2(火)	—	—	—	—	～11/9(火) 配送 11/15週 & 11/22週

注） こういった方に3回目接種用のワクチンとしてどのワクチンを使用するか等の詳細については今後、厚生科学審議会での審議が必要。

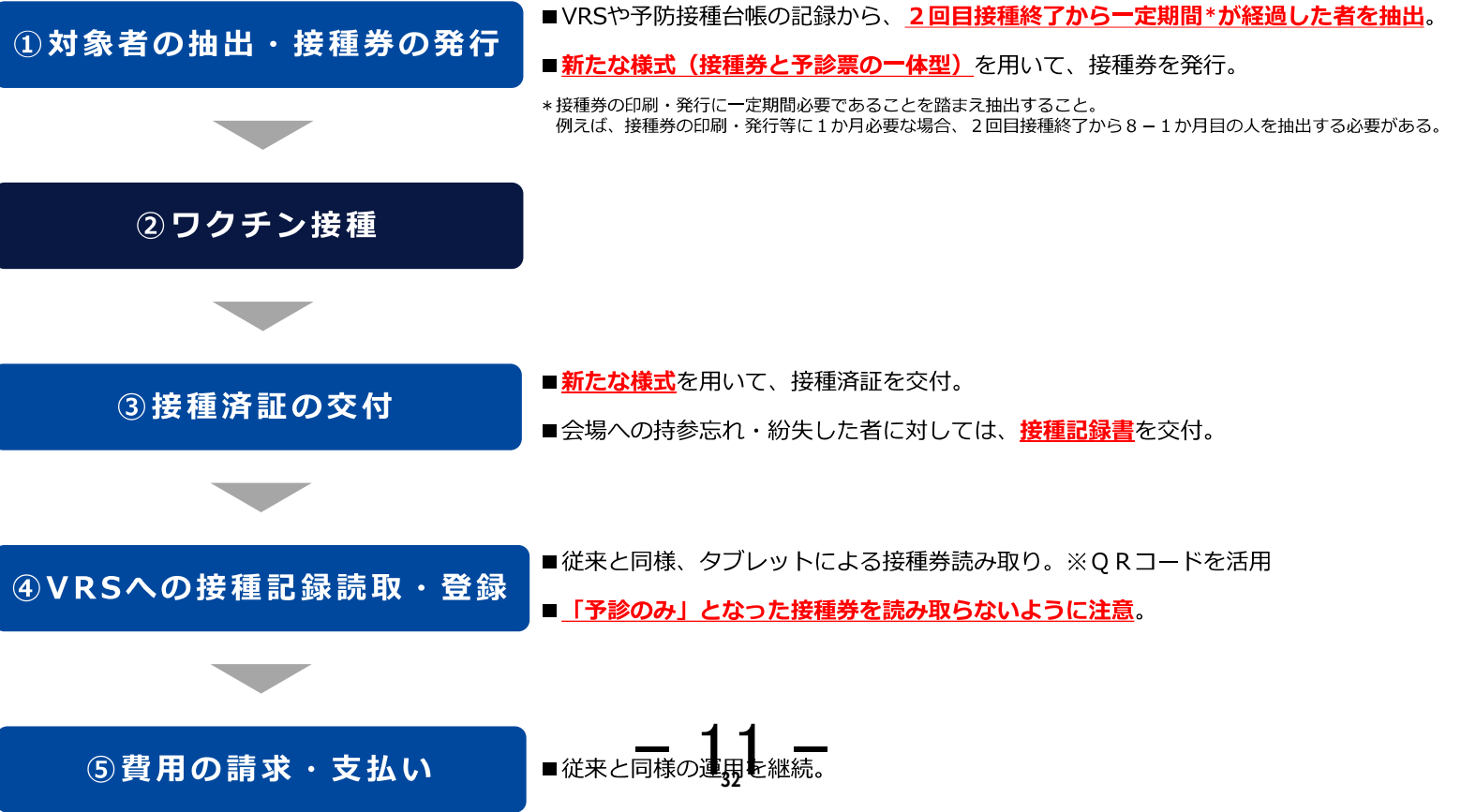
第1クール以降に向けた作業について

- 早ければ追加接種が12月から開始されることを想定して、市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、見込み数を試算し、必要な接種会場数を確保。
※都道府県の支援の例：医療関係団体と協力して、医療機関ごとに勤務先での接種を希望する医療従事者等の人数を把握し、市町村と情報共有
- ディープフリーザーの新設等が必要な場合は、納入予定週の2週間前までに厚労省に連絡が必要。具体的な手続き等については、10月上旬を目処に都道府県別の分配量等をお知らせする際に、併せてお知らせする予定。

第2クール以降について

- 次回の配送については、2022年1月又は2月を予定しており、具体的な時期や規模感については、11月下旬を目処にお知らせする。

追加接種に係る事務運用の全体像



① 対象者の抽出・接種券の発行 ～概要～

課題

- 追加接種は、2回目接種から概ね8か月以上経過した者を対象にすることから、**当該者の接種開始時期が決まっている。**
- 従来のシール型接種券は、**専用の台紙の調達・印刷に係る事務負担が大きく、迅速な発行が困難**であるという課題あり。

追加接種時の対応

- VRSや予防接種台帳の記録から、**対象者を抽出した上で必要なタイミングで接種券を発行。**
(転入者等、**市町村では接種記録が把握できない者については、本人の申請に基づいて発行**)
- ➡ **漏れなく抽出を行うためには、接種券付き予診票等、未入力の接種記録があれば早期に入力していただく必要がある**
- シール型とせず、**新たな様式（接種券と予診票の一体型）**を用いて接種券を発行。※やむを得ず、シール型を使用する場合の様式は追って提示。
- ➡ **全国一律で、VRSの読み取りに対応したQRコードの印字を必須化する。**
- ➡ **予診票部分の住所、氏名、生年月日、性別、接種履歴（及び接種券部分の全項目）をプレプリントする。**

接種券部分の仕様

項目	現行の記載内容	新様式における記載
券種	1(予診のみ)、2(ワクチン接種)	2(ワクチン接種)を印刷※1
接種回数	1(1回目接種)、2(2回目接種)	3(3回目接種)を印刷
請求先	都道府県・市町村名、市町村コード(6桁)	変更なし
券番号	市町村内一意の10桁の数字	変更なし(1・2回目と同じ番号)
接種者氏名	原則20文字以内の氏名	変更なし
バーコード	任意で印字	原則、OCRライン情報をバーコード化して印字※2
OCRライン(18桁)	券種+接種回数+市町村コード+接種券番号	変更なし
QRコード	—	OCRライン情報をQRコード化して印字(必須)

※1 券種欄には、一律「2」を印刷し、予診のみの場合は、(□ 予診のみ)欄にマーキングする(被接種者は、市町村に接種券の再発行を申請)

※2 1・2回目接種時に用いていたOCRライン情報とは異なる情報をバーコード化しても差し支えない

① 対象者の抽出・接種券の発行 ～予診票の見直し～

現行様式

追加接種用の予診票案

被接種者個別情報の印刷(必須)

被接種者個別情報の印刷(原則)

接種順位を区別する必要がないため
削除

① 3回目になるため文言の時点修正

② 1・2回目を使用したワクチン記載欄を追加

接種券の券面情報は、
予診票に直接印刷する

時間外加算等を一体的に
費用請求できるように、
チェック項目を追加

(注) 現時点の様式案であり、確定したものは追ってお示しする。

① 対象者の抽出・接種券の発行 ～転入者等への対応～

課題

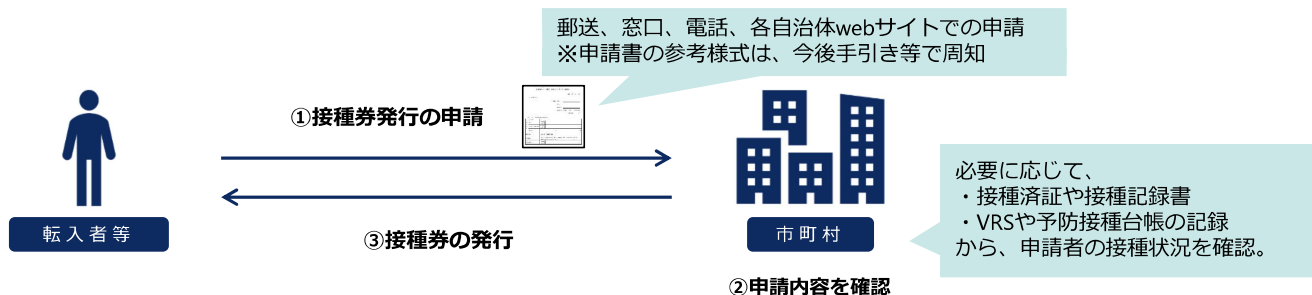
- 追加接種の実施に当たっては、各市町村がVRSや予防接種台帳の記録をもとに対象者を抽出することとしているが、他市町村で2回目の接種を終えた後に転入してきた者など、当該市町村の記録からは抽出困難な者が一定数存在する。

追加接種時対応

- 上記のような者に対しては、**本人の申請に基づき**、接種券を発行することとする。
- 申請を受けた市町村は、**必要に応じて、接種済証や接種記録書、VRS等から当該者の接種状況を確認**する。
 ➡ 上記2点は、**従来の接種券再発行手続と同様の対応を継続**
- 市町村は、転入者等が申請の必要性を認識できるよう、**接種券発送スケジュール等について予め周知**する。

運用イメージ

※詳細は現行の接種券再発行手続（自治体向け手引きで周知済）に準ずる。



追加接種では、市町村が対象者を抽出した上で接種券を発行することとしているところ、転入者等は、接種券発行の申請の必要性について、必ずしも知ることができない状況にある。

市町村は、以下の事項について住民に周知を行うことが必要であると考えられる。

- ① 2回目の接種を終了してから概ね8か月以上経過した者は、追加接種の対象になること
- ② 接種券は、市町村において接種記録が確認できた者を対象に順次発送すること（あわせて発送スケジュールも周知）
- ③ 追加接種の対象であるにもかかわらず、接種券が届かない者は、市町村に対して接種券発行申請を行う必要があること

③ 接種済証の交付 ～概要～

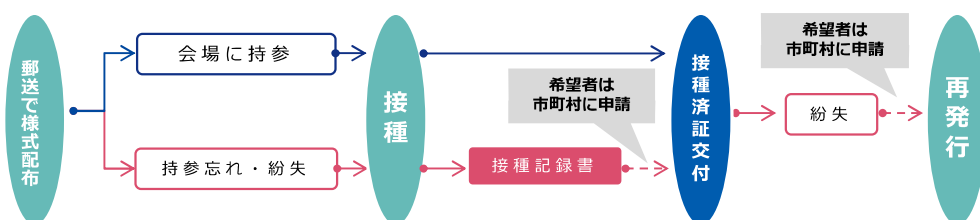
課題

- 接種券の新様式には接種済証部分がないことから、**接種済証を別に印刷することが必要**。
- 接種券と接種済証が一体でなくなることから、**接種済証のみ接種会場に持参し忘れたり、紛失したりする場合がある**。

追加接種時対応

- **接種券とは別に新たな様式による接種済証を印刷**し、接種券一体型予診票と接種済証を同封して**住民に郵送配布**する。
- 接種済証を、接種会場に持参し忘れたり、紛失したりした者に対しては、**接種当日に接種記録書を交付**する。
 ⇒ 接種済証の交付を希望する者は、後日、市町村に交付申請を行う。
- 従来と同様、接種済証を紛失した者等から申請があった場合には、**接種済証の再発行（統一様式はなし）を可能とする**。

運用フロー



※複写用紙を用いて接種券の発行を行う自治体においては、

予診票の本人控え分に接種済証欄を設けて被接種者に交付することで、接種済証の交付とすることも可能とする。（参考様式は別途提示）

接種済証の新様式案

〒100-8916
東京都千代田区西が岡1-2-2
厚生 本部

新型コロナウイルス感染症予防接種済証（臨時）
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号： _____

氏名 _____ 生年 月 日 _____

住所 _____

接種済証番号 _____

接種済証の交付を受けたことを証明します。

窓あき封筒から表示するために、接種済証の台紙に郵送先を印字することが考えられる。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時）
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号： _____

氏名 _____ 生年 月 日 _____

住所 _____

接種済証番号 _____

接種済証の交付を受けたことを証明します。

窓あき封筒から表示するために、接種済証の台紙に郵送先を印字することが考えられる。

接種済証、接種記録書、接種証明書について

	予防接種済証	接種記録書	予防接種証明書
制度的位置づけ	予防接種法施行規則第4条及び附則第18条	局長通知（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き） ※地方自治法第245条の9に基づく処理基準	予防接種法施行規則附則第18条の2
目的	自治体による接種記録の証明	接種会場（医療機関）による接種記録の証明 （接種券付予診票を利用した医療従事者等への接種や職域接種において、接種済証の代替として活用）	海外渡航その他の事情により、本人の求めに応じ交付
内容	氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー／ロット（回数別） 接種実施自治体名 接種実施首長名	氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー／ロット（回数別） 接種会場（回数別）	氏名 生年月日 国籍、旅券番号 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー／ロット／製品名（回数別） 接種国（回数別） 証明書発行者（例 ○県●市長） 日本国厚生労働大臣 証明書ID 証明書発行年月日

14

（参考）
予防接種済証に関する施行規則の規定・様式

予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

（予防接種済証）

- 第四条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者に対して、予防接種済証を交付するものとする。
- 2 前項の予防接種済証の様式は、次の各号に掲げる予防接種の種類に従い、それぞれ当該各号に定める様式とする。
- 一 法第五条第一項の規定による予防接種様式第一
 - 二 法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種様式第二
- 3 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、前二項に規定する予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

様式第二

No. _____

_____ 予防接種済証（第 期）（臨時）

住 所
氏 名
年 月 日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		

年 月 日

都道府県
知事又は市区町村長氏名

— 14 —
35

国

15

(参考)
接種記録書の様式

現行様式（職域接種用）

新型コロナワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

1回目		2回目	
接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付)	接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付)
2021年		2021年	
月	日	月	日
接種会場		接種会場	

氏名：_____
住所：_____
生年月日：____年____月____日

新型コロナワクチンの接種を受けた方へ

後日、市町村から届いた接種券を必ず持参してください。

- 上記の接種記録書は、2回目の接種でもシールを貼付しますので、**2回目の接種にもご持参ください**。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
- 後日、市町村から届いた接種券は、接種会場又は接種会場を主催している企業等にお持ちください。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

新型コロナワクチンに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
➡ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



接種記録書の新様式案

新型コロナワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

3回目	
接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付)
年	
月	日
接種会場	

氏名：_____
住所：_____
生年月日：____年____月____日
接種券番号：_____

○ 氏名、住所、生年月日、接種券番号は、本人が手書きで記載。
○ 接種記録書の偽造防止や、接種証明書発行の円滑化に資するよう、新たに接種券番号欄を設ける。
○ さらなる偽造対策として、手書記載事項と接種券等の照合も実施。

新型コロナワクチンに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
➡ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



(参考)
新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する施行規則の規定・様式

予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

(予防接種証明書)

附則第十八条の二 **法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は**、当該予防接種を受けた者であって、**海外渡航その他の事情により**、第四条第一項の**予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類**（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。

2 前項の予防接種証明書の様式は、様式第三とする。

様式第三

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓)(別姓)名(別名)
[Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍 [Nationality]

旅券番号 [Passport Number]

1回目接種 [First Dose]	2回目接種 [Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行所 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier] 証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

接種証明書は、当分の間、**海外渡航での活用を想定**していることから、渡航先の国・地域を記載させるなどより、**真に必要な場合のみに申請できる取り扱いとする**。

(参考) 令和3年8月3日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する「よくある御質問」について」(抄)

(問B-42) **国内で使用する旨の申し出を受けた場合**は、申請を受け付けなくてよいが、**法的に発行を断ることは可能か**。

(回答) 省令上、申請者の要件として、海外渡航等の事情により発行を求める者としておりますので、今回の**接種証明書発行手続は海外渡航向けに限る**ことをご説明した上で、**海外渡航の意向が全くなく国内での使用の意向のみしか有しないことが明白な場合は、法的に申請を拒否することが可能**と考えております。なお、海外渡航の意向はあるが具体的な予定がないことをもって申請を拒否することは困難と考えております。

④ V R S への接種記録読取・登録 ～概要～

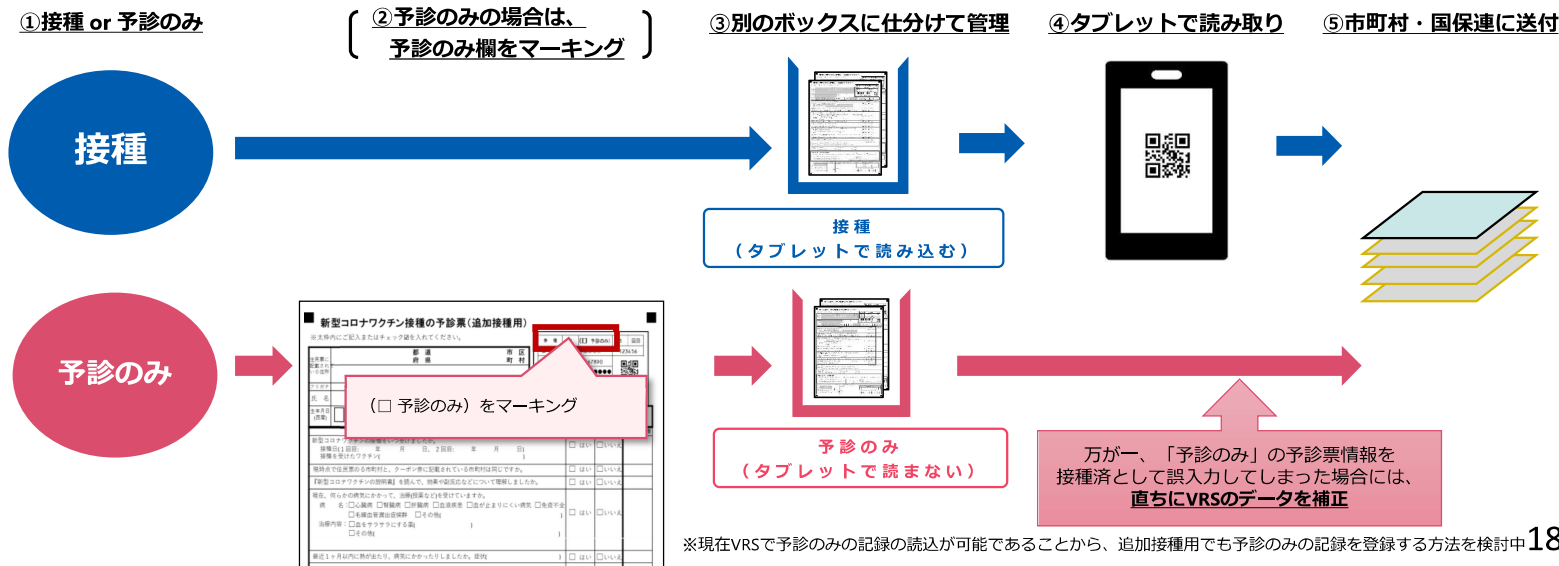
実施に当たっての課題

- OCRライン（数字18桁）のタブレット読み取りを原則としたことで、**読み取りの速度等に課題**があった。
- 予診票上で、シールの貼り分けによる「**予診のみ**」or「**接種**」の**区別ができなくなる**。

追加接種時の対応

- 接種券への**QRコード印字を必須化**することで、読み取りの速度等を向上。
- 予診のみとなった場合は、**予診票の（□ 予診のみ）欄をマーキング**する。
- 予診のみとなった場合の予診票情報を、VRSに誤って接種記録として入力しないよう、**予診票の仕分け管理等を徹底**。

予診のみの場合の予診票取扱いフロー（イメージ）



ワクチン接種記録システム（VRS）への早期入力をお願い

- 追加接種の実施に当たっては、VRSの接種記録を参照し接種対象者の特定を行うことが想定されます。
- **早期に1、2回目の接種を完了した医療従事者等については**、最も早く追加接種の実施時期を迎えるため、接種券付き予診票で接種を行った医療従事者等の接種記録については、**特に早急な入力作業を行う必要**があります。

事務連絡
令和3年9月22日

各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中
各市町村 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中

デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）
厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種記録システム（VRS）への早期入力をお願いについて

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種の実施に際しては、ワクチン接種状況の把握及び国と自治体の間での共有の効率化及び迅速化の観点から、ワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）への入力をお願いしているところですが、本年9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、新型コロナワクチンについて、追加接種（3回目接種）を行う必要があり、その実施の時期は2回目接種完了から概ね8ヶ月以上後とすることが適当であるとの見解が示されました。

追加接種の実施に当たっては、VRSの接種記録を参照することで、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における接種対象者の特定を行っていただくことが想定されます。その際、VRSへのワクチン接種記録の入力遅れ等がある場合、接種対象者の特定が適切に行えなくなるものと考えられます。

接種対象者の検討は引き続き行うこととしておりますが、初回の接種を完了した全ての者が対象となった場合、早期に1、2回目の接種を完了した医療従事者等については、最も早く追加接種の実施時期を迎えるため、接種券付き予診票で接種を行った医療従事者等の接種記録については、特に早急な入力作業（※）を行う必要があると考えられます。

（※）接種券付き予診票で接種を行った先行接種対象者に係る登録方法につきましては、別添の「先行接種対象者及び要配慮者の登録方法」をご参照ください。

ワクチン接種関連の各種業務の遂行により大変多忙な中とは存じますが、VRSの履歴をはじめ、引き続き国と自治体の間で必要な情報共有を行い、追加接種の適切な実施を可能にする観点から、接種施設及び関係団体と連携しつつ、接種券付き予診票で接種を行っ

た医療従事者等の記録を含め、VRSへのワクチン接種記録の入力を可能な限り早期に行っていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、接種券付き予診票で接種を行った接種記録の入力やタブレット端末による接種券読み取り等に要する費用については、接種実績の報告等に伴う医療機関等におけるかかり増し経費として国が全額負担することとしておりますので、積極的にご活用いただくこともご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

○登録データの確認のお願い

VRSの記録については、正確性の確保の観点からこれまでも登録データの確認の方法等についてお示ししてきましたが、追加接種に当たってはVRSの記録を用いて対象者の特定が行われることから、改めて登録データの確認の対応をお願いいたします。

なお、本日（9月22日）VRSに登録データの確認機能が実装されています。詳細については別途デジタル庁より事務連絡が発出されておりますのでそちらをご確認ください。

○追加接種時に予診のみとなった場合の対応について

追加接種では、予診票に接種券情報をあらかじめ印刷する仕様とした上で、予診のみとなった場合には手書きで情報の修正を行う運用が想定されています。

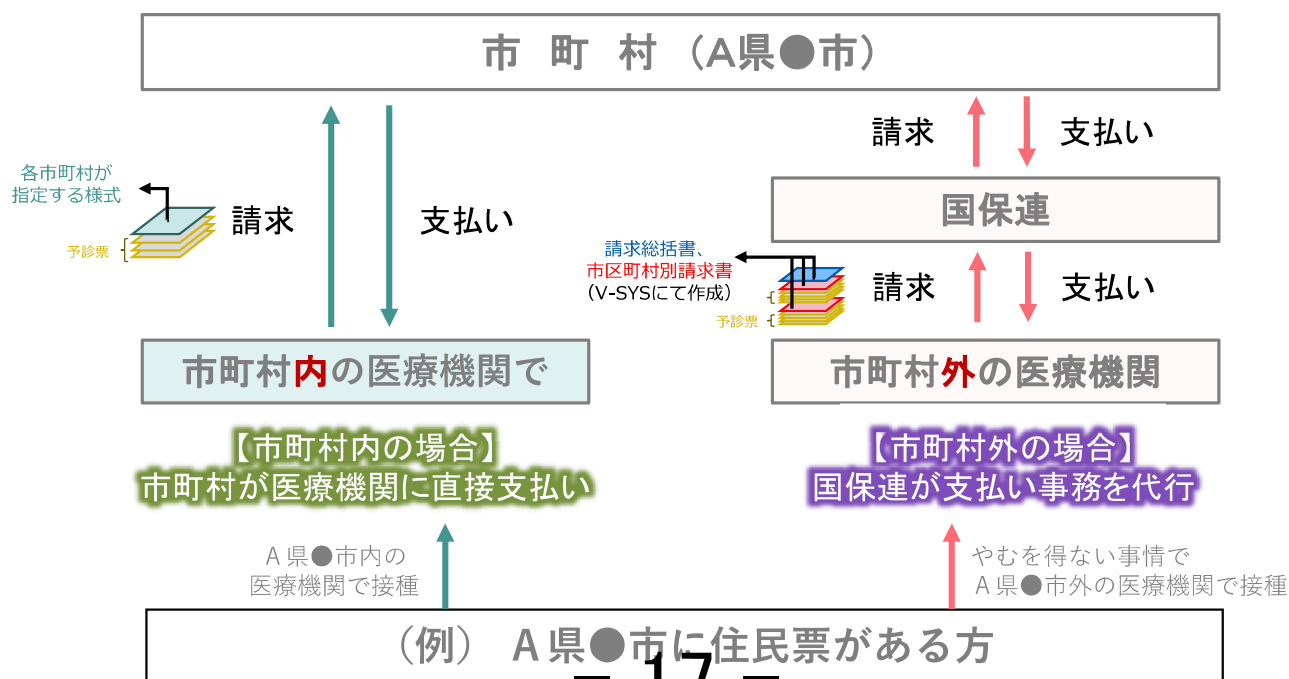
現在VRSでは予診のみの接種券の読み取りは任意となっておりますが、予診のみとなった場合に券種を手書き修正した接種券情報は読み取らないでください。

一方で、予診のみの記録をVRSに読み込んでいる自治体も一定数あることから、追加接種の予診のみの記録も登録できる機能をVRSに追加することを想定しています。本機能の詳細については別途お知らせする予定です。

⑤ 費用の請求・支払い ～概要～

追加接種時の対応

■従来と同様、予診票と請求書（V-SYSを用いて作成するもの等）を用いた運用を継続。



新型コロナワクチン追加接種の体制確保について（現時点での想定）

2回目接種から概ね8か月以上経過した者に追加接種の必要がある旨、審議会で議論が行われているところではあるが、各自治体において追加接種に向けた準備をあらかじめ進められるよう、現時点で想定される事項をまとめたもの。

1. 実施期間

- 1, 2回目接種を含む実施期間は、令和4年2月28日から延長の方向で検討中
- 追加接種は、早ければ令和3年12月から開始することを想定

2. 接種対象者

- 2回目接種終了者のうち、おおむね8か月以上経過した者を対象に1回の追加接種を行うことを想定
- 対象者の範囲は、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後お示しする

3. ワクチンの種類

追ってお示しする

4. 市町村・都道府県の主な役割分担

都道府県

接種に係る広域調整や進捗管理等の市町村支援、ワクチン配分調整、専門的相談体制の確保 等

市町村

接種の実施体制の確保、接種券一体型予診票・案内等の印刷・発送、ワクチンの配分調整、相談体制等の確保 等

5. 市町村において準備しておくべき事項

- (1) 予防接種実施計画等の更新
- (2) 追加接種の実施体制の確保
- (3) 集合契約
- (4) 接種対象者の抽出
- (5) 接種対象者への個別通知
- (6) 費用請求支払



6. 都道府県において準備しておくべき事項

- (1) 市町村事務に係る調整
- (2) その他（専門的相談体制の維持 等）

7. ワクチンの流通・分配

- (1) 地域担当卸の選定
- (2) ワクチンの分配
- (3) 注射針・シリンジ（注射筒）等の分配
- (4) その他（ディープフリーザー等）

8. 予算

- (1) 国の予算
追加接種に係る接種体制確保に必要な費用は、地方負担が生じることのないよう、国が全額を負担する方針のもと、必要な予算については今後措置する予定
- (2) 各地方公共団体における準備と予算の早期成立

22

1. 今後の追加接種の体制確保について

2. 交互接種等について

3. 1・2回目接種について

- ① 接種の状況
- ② 今後のワクチンの供給について
- ③ 安全なワクチン接種に向けた取組
- ④ 接種体制について
- ⑤ 職域接種の2回目接種の機会確保について
- ⑥ 副反応に係る情報

— 18 —
39

ひと、くらし、あいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

23

(1)-1 交接種

まとめ

- 現在、1回目のワクチン接種後にアレルギーがあった場合や、1回目の接種の後、同一のワクチンの接種が困難であっても、2回目に異なるワクチンを接種すること(交接種)は原則として認めていない。
- 一方で、交接種に関しては一定の科学的知見が蓄積されつつあり、実際に交接種を認めている国も複数ある。
- 交接種に関しては、1回目と2回目に同一のワクチンを接種した場合に比較して、現時点においては、重篤な副反応の出現頻度の明らかな増加は認められない。

対応方針

論点	対応方針
交接種の安全性に鑑み、交接種を可能とするか	1回目と2回目は同一のワクチンを接種することを原則としつつ、以下のような場合への対応として、一定の要件のもとで交接種を行うことができるよう、予防接種実施規則及び予防接種実施要領を改正する。 1回目のワクチン接種後に重篤な副反応が生じたため、2回目に1回目と異なるワクチン接種を受ける場合 1回目と2回目に同一のワクチンの接種を受けることが困難な場合 等 - 諸外国における研究結果等を踏まえて更に必要な場合等への対応を引き続き検討する
可とした場合、接種間隔をどうするか	諸外国の対応状況等を踏まえ、1回目の接種から2回目の接種まで27日以上の間隔をおくこととする。

24

(1)-2 他疾病のワクチンとの同時接種

まとめ

- 現状、定期接種に係るワクチンに関しては、生ワクチン（注射）同士以外の組み合わせに関して、接種間隔に制限は設けていないが、新型コロナワクチンに関しては、これまで使用実績がないことから、異なるワクチンとの接種間隔は原則として13日以上の間隔をおくこととしている。
- 米国や英国等の一部の国においては、新型コロナワクチン以外のワクチンとの接種間隔の制限について、一定の緩和が進んでいる。一方、いまだ同時接種に関する十分なデータはなく、WHOやカナダ、ドイツ等、異なるワクチンの接種間隔について、少なくとも14日間のインターバルを設けるべきとしている国等も散見される。

対応方針

論点	対応方針
新型コロナワクチンと他疾病のワクチンを同時接種した場合の安全性は担保されるか	- 現在、異なる種類の生ワクチン（注射）同士を接種する場合のみ27日以上の間隔を設けているところ。新型コロナワクチンと他疾病のワクチン（季節性インフルエンザワクチン等）との同時接種に関しては、安全性に関する十分な知見が得られていないことから、現時点では原則として13日以上空けることとする。 - 更なる科学的知見を収集し、一定の接種間隔をおくか否か引き続き検討する。

25

(1)-3 既感染者への新型コロナワクチン接種

まとめ

- 新型コロナウイルスに感染した者に関しても、ワクチンを接種しない場合より、ワクチン接種を行った方が、再感染リスクを低く抑えることができると考えられており、WHOやCDCなどは、**新型コロナウイルスの感染から回復した段階での接種を推奨**している。
- 一方で、接種時期については、回復した段階で接種して良いのか、それとも回復後に一定期間接種を見合わせるのか、医師によって見解が異なる。
- また、既感染者に対する新型コロナワクチンの接種回数については、諸外国において対応にばらつきがあるが、積極的に1回接種を推奨するにはいまだ科学的知見が十分とはいえない。
- また、モノクローナル抗体等を用いた後の、新型コロナワクチンの投与については、安全性と有効性に関するデータは十分ではなく、その投与は禁忌とはされていないものの、接種時期を遅らせることが推奨されているため、予防接種の現場において運用上の支障が生じている。
- 諸外国においては、モノクローナル抗体を投与後の新型コロナワクチン接種について、接種間隔を設けていない国も散見される。

対応方針

論点	対応方針
● 既感染者に対する、新型コロナワクチンの接種回数は1回接種で十分か ● 新型コロナウイルスの感染から回復後、新型コロナワクチン接種までに一定の接種間隔が必要か。 ● モノクローナル抗体による治療を受けた後の、新型コロナワクチンの接種時期をどう考えるか	● 現時点では、既感染者に対して積極的に1回接種を推奨するには科学的知見が不足していることから、既感染者に対しては2回の新型コロナワクチンの接種を推奨し、更なる知見の収集を踏まえ必要な対応を検討する。 ● ワクチン接種を希望する既感染者が、円滑にワクチンを接種できるように、以下の内容を明確化する。 ① 新型コロナウイルスの感染から回復した段階で、ワクチン接種を受けられること ② モノクローナル抗体による治療を受けた場合は、治療から90日以降にワクチン接種をすることを推奨している国があること ③ モノクローナル抗体による治療を受けた場合であっても、本人が速やかにワクチン接種を希望する場合は、治療から90日経過していなくても接種可能であること ④ 本人が治療内容を記憶していない場合であっても、速やかにワクチン接種を希望する場合は、治療から90日経過していなくても接種可能であること

事務連絡

令和3年10月8日

一般社団法人滋賀県医師会
一般社団法人滋賀県歯科医師会
一般社団法人滋賀県薬剤師会 御中
一般社団法人滋賀県病院協会
公益社団法人滋賀県看護協会

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金について

日頃は本県の新型コロナウイルス感染症に対する保健、医療提供体制の構築にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、別添のとおり、厚生労働省より事務連絡の発出があり、標記補助金の要綱が制定されましたので、貴協会員の皆様に情報提供いただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、当該補助金は国で直接執行する補助金となっており、以下の点にご留意をいただきますよう、併せて周知していただけますと幸いです。

《注意事項》

- ・申請先は国となっており、原則電子申請となっています。
厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/srt/newpage_21485.html
- ・お問い合わせは、国が設置されます厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター（0120-336-933[平日 9:30~18:00]）まで
をお願いします。

保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所の皆さまへ

厚生労働省医政局総 務 課
医 療 経 理 室

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要するかかり増し費用を補助することにしました。該当する医療機関等におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

1. 補助の対象となる医療機関等

補助の対象となる医療機関等は、「院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所」であることを要件としています。

2. 補助基準額（上限額）及び補助の対象経費

（1）補助基準額（上限額）

補助基準額（上限額）は、以下の区分ごとに、それぞれ次に定める額となります。

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科） 10万円
- ・ 無床診療所（医科・歯科） 8万円
- ・ 薬局・訪問看護事業者・助産所 6万円

（2）補助の対象経費

補助の対象経費については、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要した次の経費です（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）。

- ・ 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

3. 申請手続

- （1）申請受付期間 令和3年11月1日（予定）から 令和4年1月31日

- (2) 申請方法 申請は、事業に要する費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用が確定）してから、インターネットを利用した電子申請により申請を行ってください。

電子申請は11月1日（予定）に以下の厚生労働省ホームページに掲載されますので、当該ホームページから電子申請を選択して申請を行ってください。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

(利用上の留意事項)

- ・パソコンほかスマートフォンやタブレットからも申請可能です。

インターネットを利用した電子申請が困難な場合は以下の問合せ先までご連絡ください。

(問合せ先)

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）

- (3) 申請内容 電子申請により、基本情報（施設名称、施設類型、代表者職名・氏名、連絡先、振込先等）及び感染拡大防止対策に要した費用（品目、数量、金額等）を入力していただきます。

なお、申請は必ず事業に要する費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用が確定）してから申請して下さい。費用が確定しない段階における概算での申請はありませんのでご注意ください。

※ 申請内容の入力方法等は、追って厚生労働省ホームページに掲載いたします。

※ 領収書等の証拠書類の提出は省略しますので、必ず医療機関等において交付決定から5年間は保管しておいて下さい。

4. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については、補助対象となる医療機関等であるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定及び交付額確定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振込を行います。

5. 留意事項

- (1) 本補助金を活用し30万円以上(地方公共団体は50万円以上)の機械、器具及

びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部を返納いただくことになります。

耐用年数前に廃棄等を行う場合には、厚生労働省医政局医療経理室（電話：03-3595-2225）までご連絡ください。

- (2) 令和3年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和5年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただくことになります。

※ 提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医療経理室あて

(電話番号) 03-3595-2225

- (3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。
- (4) 本補助金の申請は、1回限りですので、申請漏れ等ないように確認をお願いします。

6. 添付資料

- (1) 本補助金の概要資料
- (2) 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金に関するQ & A
- (3) 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金交付要綱

厚生労働省医政局総務課、医療経理室
(問合せ先)
厚生労働省医療提供体制支援補助金
コールセンター
電話：0120-336-933
(平日 9:30~18:00)

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金に関する Q & A

令和3年10月7日 第1版

【事業内容について】

1 「令和2年度（もしくは令和3年度）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けています（又は申請を行っています）が、本補助金の申請を行い、補助を受けることができますか。

（答）

- 可能です。

2 どのような経費が補助対象となるのでしょうか。

（答）

- 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策に要するかかり増し費用が対象です。

3 いつからいつまでの経費が対象となるのでしょうか。また、申請期間はいつからいつまでになるのでしょうか。

（答）

- 令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる経費が対象となります。
- 申請期間は令和3年11月1日（予定）から令和4年1月31日です。

4 新型コロナ患者・疑い患者の受入れ対応等をしていなくても対象となるのでしょうか。

（答）

- 新型コロナ患者・疑い患者の受入れ対応は要件となっていません。

5 購入前に申請することは可能でしょうか。

（答）

- 令和3年10月1日から令和3年12月31までに要した経費を実績に基づき申請してください。なお、他の補助事業の対象経費としたものを計上することはできません。

6 本補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。

(答)

- 交付要綱5(1)に定めるとおり、事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間医療機関にあっては30万円)以上の機器及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号に規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、厚生労働大臣の承認を受けずに廃棄することが可能です。
- なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。

7 質問2において、『従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費』を除き、感染拡大防止対策に要するかかり増し費用が対象になる」旨が記載されていますが、例えば、以下のような経費も対象となり得るということでしょうか。

(例)

- ・ 日常診療に要する材料費(衛生材料、消毒薬など)
 - ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外
- ・ 換気のための軽微な改修(修繕費となるもの)
- ・ 休業補償保険等の保険料
- ・ 清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
- ・ 清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
- ・ 感染拡大防止のため購入した施設・設備に係る保守・メンテナンス料
- ・ 感染拡大防止のため新たに借りた診療スペースに係る家賃

(答)

- 本事業は、感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぐために必要なかかり増し経費に対して支援を行うことを目的としています。

○ こうした補助金の目的に合致するものが対象となり、感染拡大防止対策を目的としていれば、例示された経費も対象となり得ます。

※ 従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者にかかる人件費は対象になりません。

8 質問 3 において、「令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までにかかる経費が対象となる」旨が記載されていますが、例えば、当該医療機関の医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したことに伴い、一時的に閉院又は外来を閉鎖した場合の補償を行う保険の保険期間に令和 4 年 1 月 1 日以降が含まれている場合は、当該期間の保険料は控除して申請する必要がありますか。

(答)

○ 医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は濃厚接触したことに伴い、休業又は病棟や外来の閉鎖をした場合の補償を行う保険については、医療機関が医療提供を継続する上で避けることのできない新型コロナウイルス感染症への感染や濃厚接触の可能性に備えるものです。

○ そのため、以下の①から③を全て満たす場合には、令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに始期がある契約として支払った保険料の全額を補助対象の経費として差し支えありません。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（病棟や外来を閉鎖した場合を含む）について補償する保険であること。

② 契約期間を任意に設定することができないことにより、保険期間に令和 4 年 1 月 1 日以降が含まれること。

③ 令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに始期がある契約として保険料の支払いを行っており、その支払った額が 12 か月以下の最も短い期間を対象とした保険料であること。

9 HEPA フィルターの付いていない空気清浄機や、医療用でない一般用の空気清浄機の購入費用も、補助の対象になりますか。

(答)

- 本事業は、感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぐために必要な経費に対して支援を行うことを目的としています。
- こうした補助金の目的に合致するものは、空気清浄機についても、HEPA フィルターの有無や、医療用か一般用かどうかで補助対象の適否の別を設けることなく、幅広く補助の対象となり得ます。

10 補助の対象となる機器・備品 1 台の購入価格に上限はありますか。

(答)

- 補助の対象となる機器・備品 1 台の購入価格に上限は定めていません。
※ 対象医療機関等の区分ごとの補助の上限額は決まっています。

11 紫外線殺菌照射装置の購入費用も、補助の対象となりますか。

(答)

- 本事業は、感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぐために必要な経費に対して支援を行うことを目的としています。
- こうした補助金の目的に合致するものが対象となり、感染拡大防止対策を目的としていれば、例示された経費も対象となり得ます。

12 入院患者のオンライン面会等のための Wi-Fi 環境の整備等に要する費用も、補助の対象となりますか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症により入院患者と家族等の面会が制限されている中、医療機関において入院患者等が利用できる Wi-Fi 環境の整備等に要する費用については、本事業の補助対象となります。
- なお、その際、総務省の「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き (令和 2 年 5 月版)」を踏まえるなど、セキュリティ対策に留意してください。

【申請等について】

1 申請に関する相談はどこにすればいいですか。

(答)

- 国が直接交付を行う事業となっているため、申請先は国（厚生労働大臣）となります。
- 申請書方法など申請に関する相談などは、以下の連絡先にお問い合わせください。

※ 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933（平日 9:30～18:00）

2 具体的な手続きはどうすればいいですか。

(答)

- 医療機関等の事務の簡素化の観点から、領収書等の添付を省略し、インターネットを利用した電子申請を予定しています。
- 厚生労働省ホームページに電子申請システムを開設する予定（11月1日目前）ですが、後日改めてご連絡いたします。

3 インターネットを利用した電子申請ができない場合はどうすればいいですか。

(答)

- インターネットを利用した電子申請が困難な場合は以下の連絡先にお問い合わせください。その際に郵送等の申請方法についてご案内いたします。

※ 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933（平日 9:30～18:00）

4 いつまでに申請する必要がありますか。

(答)

- 申請期限は、令和4年1月31日です。

5 対象期間中であれば、複数回の申請が可能ですか。

(答)

- 申請は各施設で1回のみです。

6 費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能ですか。

（答）

- 本補助金は全て精算交付となるため、申請は全ての事業に要する費用が確定してから行ってください。概算による受付は行わないこととしておりますのでご留意願います。
- 例えば、物品であれば納品が完了し、費用が確定してから申請してください。

7 申請手続には、購入した物品の領収書等、支出した費用がわかる証拠書類も必要でしょうか。

（答）

- 支出した費用の金額を入力すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。
- なお、領収書等の証拠書類は、医療機関において交付決定から5年間は保管しておいてください。

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止 継続支援補助金」のご案内

本補助金は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要するかかり増し費用を補助するものです。

1. 補助の対象となる医療機関等

補助の対象となる医療機関等は、「院内等で感染拡大を防ぐための取組みを行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所」です。

2. 補助基準額（上限額）及び補助の対象経費

(1) 補助基準額（上限額）

- ・ 病院・有床診療所(医科・歯科) 10万円
- ・ 無床診療所(医科・歯科) 8万円

(2) 補助の対象経費

補助の対象経費については、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要した次の経費です（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）。

- ・ 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料[※])、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

（県医師会注：保険料について

「令和3年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の時と同様に、休業補償保険の保険料も対象経費となります。

41ページのチラシの□内を「③掛金は、厚労省の『令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金』の対象です。」と読み替えてください。

3. 申請手続

- (1) 申請受付期間 令和3年11月1日(予定)から令和4年1月31日まで

(2) 申請方法

申請は、事業に要する費用が確定(物品であれば納品が完了し、費用が確定)してから、インターネットを利用した電子申請により申請を行ってください。

電子申請は11月1日(予定)に以下の厚生労働省ホームページに掲載されますので、当該ホームページから電子申請を選択して申請を行ってください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

(電子申請上の留意事項)

- ・ パソコンやスマートフォン、タブレットから申請可能です。

※インターネットを利用した電子申請が困難な場合は以下の問合せ先までご連絡ください。

(問合せ先)

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

TEL 0120-336-933 (平日9:30~18:00)

(3) 申請内容

電子申請により、基本情報（施設名称、施設類型、代表者職名・氏名、連絡先、振込先等）及び感染拡大防止対策に要した費用、品目、数量、金額等を入力していただきます。

なお、申請は必ず事業に要する費用が確定(物品であれば納品が完了し、費用が確定)してから申請してください。費用が確定しない段階における概算での申請はできませんのでご注意ください。

※申請内容の入力方法等は、追って厚生労働省ホームページに掲載いたします。

※領収書等の証拠書類の提出は省略しますので、必ず医療機関等において交付決定から5年間は保管しておいてください。

(健Ⅱ332F)

令和3年9月28日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについては、令和3年9月28日付（地314）をもってお知らせいたしました。

それを受けて、今般厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部(局)宛て別添の事務連絡による周知依頼がなされましたので、ご連絡申し上げます。要点は下記のとおりです

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、郡市区医師会及び会員に対する周知についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 家庭等で、薬局において購入した医療用抗原検査キットを使用し、検査結果が陽性であったことを理由に、医療機関（感染症指定医療機関等）の受診があり、医師が患者の診療のために必要と判断し、改めて新型コロナウイルス感染症に係る検査を行った場合

→保険適用となり、当該者の自己負担額のうち検査に係る費用は公費負担対象

- その場合の具体的な取扱いについては、令和2年10月19日付（健Ⅱ305F）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について」の中の「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（令和2年3月4日付健感0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知同年10月14日最終改正）」を参照のこと

https://www.med.or.jp/dl/med/kansen_novet_corona_2020ken2_305.pdf

(別 添)

令和3年9月27日付

「『新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて』を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

令和 3 年 9 月 2 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会副会長

猪 口 雄 二

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での
医療用抗原検査キットの取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進室本部及び同省医薬・生活衛生局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに、標記の事務連絡が発出されました。

本事務連絡は、新型コロナウイルスの感染が広がる中、抗原検査キットをより入手しやすくし、体調が気になる場合等にセルフチェックとして自ら検査を実施できるようにすることで、より確実な医療機関の受診につなげ、感染拡大防止を図るため、特例的に、新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットを薬局で販売することを差し支えないこととするものです。

薬局においては、受診勧奨を行うほか、地域の医療機関等と相談の上、受診可能な医療機関や受診・相談センターの連絡先のリスト等を作成、配布する等の対応を行うこととされています。また、販売時の説明に活用するための別添 1 「薬局で抗原簡易キットを購入する方へ」にて、感染の判断が必要な場合は医師に相談すること等が示されており、抗原検査キットの購入者がこれらの内容を理解していることを確認する書面が別添 2 で示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方および地域薬剤師会等との連携方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年9月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での 医療用抗原検査キットの取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キット（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）の承認を得ているもの）は、医療機関等での使用が想定されているところですが、今般、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応として、医療用抗原検査キットを薬局において販売するに当たっての留意点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

薬機法の承認を得ている医療用抗原検査キットを薬局において適切に販売し、より確実な医療機関の受診につなげていただきますようお願いします。

なお、新型コロナウイルスに関する抗原検査キットのうち、研究用と称する製品の取扱いについては、性能等が確認されたものではなく、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原検査キットに係る留意事項について（周知依頼）」（令和3年2月25日付け事務連絡）から変更はありませんので、申し添えます。

記

第1 基本的な考え方

- 今般の対応については、新型コロナウイルスの感染が拡がる中、抗原検査キットをより入手しやすくし、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして自ら検査を実施できるようすることで、より確実な医療機関の受診につなげ、感染拡大防止を図るため、特例的に、新型コロナウイ

ルス感染症に係る医療用抗原検査キットを薬局で販売することを差し支えないこととするものであること。

- 医療用抗原検査キットは、無症状者に対する確定診断には推奨されず、有症状者であってもウイルス量が少ない場合には、感染していても、結果が陰性となる場合があるため、陰性であったとしても引き続き感染予防策を講じる必要があること。
- 体調不良等の症状を感じる者が購入のために来局することは、感染対策の観点から避けるべきであり、そのような場合は医療機関を受診するものであること。
- 医療用抗原検査キットは、薬機法における薬局医薬品として取り扱われるものであり、販売に当たっては、
 - ・ 薬剤師により、必要な情報提供や薬学的知見に基づく指導を行うとともに、適正な使用を確保できないと認められる場合は、販売又は授与してはならないこと
 - ・ 販売した数量や日時、情報提供や指導の内容を理解したことの確認結果の保存等が求められていること等を踏まえ、丁寧な説明や、販売に当たっての記録の保存等を適切に行う必要があること。
- これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットを薬局において販売するにあたっては、第2の対応を求めること。
- なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条の2第1項においては、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するために必要な協力を求めることができることとされており、都道府県は、必要に応じて薬局に対し第2の対応に関する協力要請を行うことが可能であること。

第2 薬局において販売する場合の対応

- 販売に当たっては、使用しようとする者（同居家族等を含む。）に対し販売することとし、以下の対応を適切に行うこと。

(1) 症状がある場合は医療機関を受診することを原則とし、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして使用するものであり、

- ・ 陽性であった場合は、医療機関を受診すること
 - ・ 陰性の場合でも、偽陰性の可能性も考慮し、症状がある場合には医療機関を受診すること、症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けること
- 等について、丁寧に説明を行うこと。

あわせて、必要に応じ、地域の医療機関等と相談の上、受診可能な医療機関や受診・相談センターの連絡先のリスト等を作成、配布する等の対応を行うこと。

(2) 検査の実施方法等について、十分に理解できるよう、別添1も活用しながら、説明を行うこと。その際、特に、

- ・ 検査の実施方法等について十分に理解し、自ら検体を採取すること
- ・ 採取できる者は実施方法等を理解し、自立して自己採取可能な者とし、困難な者は対象としないこと

について、丁寧に説明を行うこと。

また、販売に当たっては、外箱の写しなど薬機法第50条に規定する事項を記載した文書及び同法第52条に規定する添付文書又はその写しの添付を行うこと。販売価格については、社会的にみて妥当適切なものとする。

(3) (1) 及び (2) の内容を理解していることを確認するため、別添2に署名を求めること。

(4) 薬局医薬品を販売した場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）第14条第3項の規定により、品名、数量、販売の日時等を書面に記載し、2年間保存しなければならないこと。

(5) 薬機法施行規則第158条の7の規定により、他の薬局からの購入等の状況を確認した上で、適正な使用のために必要と認められる数量に限って販売することとされており、販売にあたっては、使用しようとする者（同居家族等を含む。）への販売であることを踏まえ、適切に対応すること。

薬局で抗原簡易キットを購入する方へ

1 はじめに

体調が悪いことを自覚した場合は、出勤や通学を行わず、医療機関を受診してください。

体調が気になる場合等にセルフチェックとして本キットを使用し、**陽性の場合、速やかに医療機関を受診してください。**

陰性の場合でも、偽陰性（過って陰性と判定されること）の可能性も考慮し、症状がある場合には医療機関を受診してください。症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

※無症状者への使用は推奨されていません。

※症状がない時に使用した場合、結果が正しく出ない可能性があります。

2 使用にあたって

① あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施します。

（参考）検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

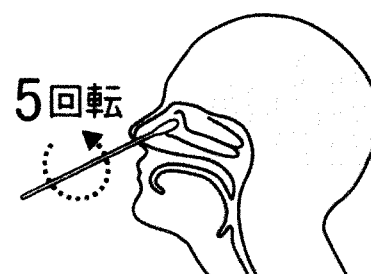
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



② 鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。

- ・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



3 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5 回程度回転させる
- ③ 5 秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

4 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・偽陰性（過って陰性と判定されること）の可能性も考慮し、症状がある場合には医療機関を受診してください。症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

5 受診方法の相談等

結果等を踏まえて受診する場合は、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話等でご相談ください。**お近くの診療可能な医療機関や受診方法をご案内します。

※院内感染を防止するため、緊急の場合を除いて、連絡なく医療機関に直接受診することは控えてください。

かかりつけ医がないなど相談先に迷った場合は「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。

下記URLにおいて、各都道府県が公表している、相談・医療に関する情報や受診・相談センターの連絡先をまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



6 抗原簡易キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf

- ☐ 抗原簡易キットを活用した検査実施方法等について、十分に理解した上で、自ら検体の採取等を行い使用します。
- ☐ 抗原簡易キットを活用した検査の結果が陽性となった場合には、医療機関を受診します。検査の結果が陰性の場合でも、偽陰性（過って陰性と判定されること）の可能性も考慮し、症状がある場合には医療機関を受診します。症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を行います。
（かかりつけ医又は地元の医療機関： ）

令和 年 月 日

氏名： _____

年齢： _____

< F A X 送 信 案 内 >

令和3年10月8日

各 医療機関の長 様

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
下記について送信させていただきますので、ご確認くださいませようお願いいたします。
ご不明な点等ございましたら、滋賀県医師会事務局までお問い合わせください。

第37回滋賀医学会総会の開催案内をお送りいたします。

会員の先生方からのご参加お申込みをお待ちしています。

今年度は、会場での聴講とWeb配信とを併用して開催いたします。

Webで参加をご希望の先生におかれましては、インターネットからお申込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、「FAXではQRコードの読み込みができない」や「URLの字が潰れてわからない」などの不具合等ございましたら、滋賀県医師会まで、電話やメールでお問合せくださいますようお願い申し上げます。

問合せ先：kensyu@shiga.med.or.jp

※件名(タイトル)に、滋賀医学会総会とご記入ください。

電話番号：077-514-8711 / FAX番号：077-552-9933

合 計 3 枚(本状含む)

滋賀県医師会 事務局 生涯教育担当
〒520-3031 滋賀県栗東市総一丁目10番7号
TEL.077-514-8711 FAX.077-552-9933
E-mail kensyu@shiga.med.or.jp

第37回滋賀医学会総会開催のご案内

—日本内科学会認定総合内科専門医認定更新2単位充当研修会—

近年の滋賀医学会総会では、県医師会員にとって即実践につながる「一般外来に必要な最新専門知識」をテーマに、各専門医に順次ご講演いただいているところですが、今回は、「糖尿病診療の新展開」をメインテーマとして企画させていただきました。

これまでの古典的な糖尿病性腎症は、高血糖等の代謝性障害に起因した糸球体障害による微量アルブミン尿の出現に始まり、顕性アルブミン尿へと進展し、腎機能が低下し、末期腎不全に至る経過をたどると考えられてきましたが、2007年、米国腎臓財団のKidney Disease Outcomes Quality Initiative (K/DOQI)は、病理所見による診断を必要とせず、糖尿病がその発症や進展に関与していると考えられる慢性腎臓病（chronic kidney disease：CKD）を糖尿病性腎臓病（diabetic kidney disease：DKD）と定義しました。近年、複数の大規模臨床研究において、GLP-1受容体作動薬やSGLT2阻害薬がDKDにおけるeGFRの低下率を改善させることが報告され、それらによる透析導入抑制が期待されています。

糖尿病性神経障害には、多発神経障害（広汎性左右対称性神経障害）と単神経障害がありますが、臨床的に高頻度に見られるのは多発神経障害で、高血糖の持続により発症・進展し、主として両側の感覚・運動神経障害と自律神経障害の症状を呈しますが、厳格な血糖コントロールにより、その発症・進展を抑制できるとされています。

当日は、日本を代表する著名な糖尿病研究者をお迎えしてご講演いただき、我々の糖尿病診療の最新化を図りたいと思います。三人の先生方のご講演を、会員諸先生方の今後の診療にお役立ていただければ幸いに存じます。

多くの先生方のご参加をお待ち申し上げます。

と き：令和3年11月13日(土) 14:30~18:00 (受付 13:00~)

ところ：琵琶湖ホテル 3階「瑠璃」(Web配信会場)

(大津市浜町2-40 TEL 077-524-7111)

テーマ：「糖尿病診療の新展開」

プログラム(予定)

【講演1】「インスリン発見100年 糖尿病診療の現在・過去・近未来」

滋賀医科大学 内科学講座(糖尿病内分泌・腎臓内科)

教授 前 川 聡 先生

【講演2】「糖尿病性腎臓病の治療に希望の光が」

金沢医科大学 客員教授

医療法人誠光会 淡海医療センター 病院長 古 家 大 祐 先生

【講演3】「糖尿病性神経障害の診断と治療：現状と展望」

愛知医科大学医学部 先進糖尿病治療学寄附講座

教授 中 村 二 郎 先生

《第37回滋賀医学会総会 参加申込書》

※ 本申込書もしくは申込みフォームからお申し込みください。

[申込みフォーム URL <https://form.run/@kensyu-1631594261>]



(QR コード)

所属医師会

氏 名

医療機関名

参加方法について

現時点ではハイブリッド開催の予定ですので、ご希望の参加方法に☑してください。

☐ 会場で参加予定

☐ Web (Zoom) で参加予定

※ Web (Zoom) で参加予定の先生は、お手数ですが、必ず申込みフォームからエントリーしていただきますようお願いいたします。

聴講予定の講演について

聴講予定の講演に☑してください。

☐ 全て聴講する予定

(おおよその開始時間)

☐ 講演1 (インスリン発見100年 糖尿病診療の現在・過去・近未来)

14:45頃～

☐ 講演2 (糖尿病性腎臓病の治療に希望の光が)

15:50頃～

☐ 講演3 (糖尿病性神経障害の診断と治療：現状と展望)

17:00頃～

☆講師の先生方にご質問がございましたら、以下にご記入ください。

☆今回の医学会総会で取得できる単位等：

①「日本医師会生涯教育制度3単位」および3つのカリキュラムコード

次の3単位、3カリキュラムコード(CC)が取得できます。

CC 63 四肢のしびれ(1.0単位)

CC 73 慢性疾患・複合疾患の管理(1.0単位)

CC 76 糖尿病(1.0単位)

②日本内科学会認定総合内科専門医認定更新2単位

◇ 令和3年11月8日までに、FAX、E-mail又は申込フォームにてお申し込みください。
多数のご参加をお願いいたします。

☆ 新型コロナウイルスの感染状況により、開催方法をWeb配信のみに変更したり、中止する場合がございます。その際には追ってご連絡させていただきます。

滋賀県医師会 TEL：077-514-8711

FAX：077-552-9933

E-mail：dr-sma@shiga.med.or.jp

令和3年度行事計画表

草津栗東医師会

月	理 事 会	例 会	その他の行事
4 月	(医師会) 17 日(土) 14:00	(ホストゾラザ) 24 日(土) 14:00	17 日(土) 会計監査 16:00～三役・監事・担当理事 ・小澤税理士 医師会会議室
5 月	(交流センター 3 階) 27 日(木) 14:00	(交流センター 5 階) 29 日(土) 14:00	3 日～5 日(木・祝) 新事務所移転準備、6 日(木) 新事務所供用開始 22 日(土) 滋賀県医師協同組合総代会(大津ワックスビル) 29 日(土) 定時総会(交流センター 5 階 税理士参加) 15:30～16:30 29 日(土) 総会懇親会(ホストゾラザ) 18:00～20:30(中止)
6 月	(交流センター 3 階) 19 日(土) 14:00	(エスビィアビル) 26 日(土) 14:00	26 日(土) 学術講演会(エスビィアビル) 15:30～16:30 26 日(土) ドクター交流会(エスビィアビル) 17:30～19:30(中止)
7 月	(交流センター 3 階) 24 日(土) 14:00	(交流センター 5 階) 31 日(土) 14:00	31 日(土) 県医師会「小児救急医療地域医師研修会」15:30～16:30
8 月	休 会	(ホストゾラザ) 28 日(土) 14:00	28 日(土) G-P ネット講演会(ホストゾラザ) 15:30～17:00
9 月	(交流センター 3 階) 18 日(土) 14:00	(ホストゾラザ) 25 日(土) 14:00	25 日(土) 学校医研修会(ホストゾラザ) 15:30～16:30
10 月	(交流センター 3 階) 23 日(土) 14:00	(済生会県病院) 30 日(土) 14:00	30 日(土) C P C(済生会滋賀県病院) 15:30～16:30 20 日(水)～22 日(金) 健康診断(済生会滋賀県病院)
11 月	(交流センター 3 階) 20 日(土) 14:00	(大会議室 6 階) 27 日(土) 14:00	人権問題研修会(資料による研修に変更) 25 日(木) 死体検案研修会(交流センター 3 階) 14:00～15:00 27 日(土) 肝炎学術講演会 15:30～16:00(大会議室 6 階) 27 日(土) 産業医研修会 16:00～17:30(大会議室 6 階)
12 月	(交流センター 3 階) 18 日(土) 14:00	(ホストゾラザ) 25 日(土) 14:00	25 日(土) 学術講演会(ホストゾラザ) 15:30～16:30 忘年会(中止)
1 月	(交流センター 3 階) 22 日(土) 14:00	(交流センター 5 階) 29 日(土) 14:00	22 日(土) 令和3年度補正予算検討会議(医師会) 15:30～16:30
2 月	(交流センター 3 階) 19 日(土) 14:00	(ホストゾラザ) 26 日(土) 14:00	19 日(土) 次年度予定表作成(医師会) 15:30～16:30 26 日(土) 地域保健研修会(ホストゾラザ) 15:30～16:30 交流会(ホストゾラザ)(中止)
3 月	(交流センター 3 階) 19 日(土) 14:00	(交流センター 5 階) 26 日(土) 14:00	19 日(土) 令和4年度予算打合せ会議 三役+経理担当理事 (医師会) 15:30～16:30 26 日(土) 診療報酬改定説明会(交流センター 5 階) 15:30～16:30

※ 時間の変更は、その都度事務局より通知を行う。

しゃかい ひと せいじつ む あ
社会や人と誠実に向き合う...

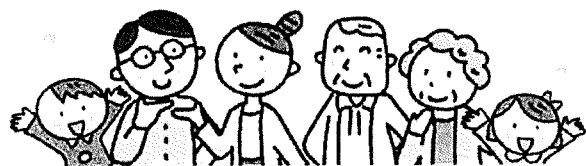
くさつしない しんがた かんせん お
草津市内でも、新型コロナウイルスの感染は起きています。

これまで感染者が出て、学校名が公表されましたが、クレーム
が寄せられることはありませんでした。
教職員の感染がわかったときも、

「今やもう誰がかかってもおかしくない、仕方のないことです。
先生方、お体大事にしてください。何か困ったことがあれば、
いつでも相談してほしい。学区をあげて人権を大事にするため
に、自分たちも活動するから…」

このようなメッセージが地元住民の方から届けられました。
(市内の学校の様子から)

今回の特集をとおして、よりよい社会をつくるのは、他の誰でもない
“わたし”の生き方であるということを考えたいものです。



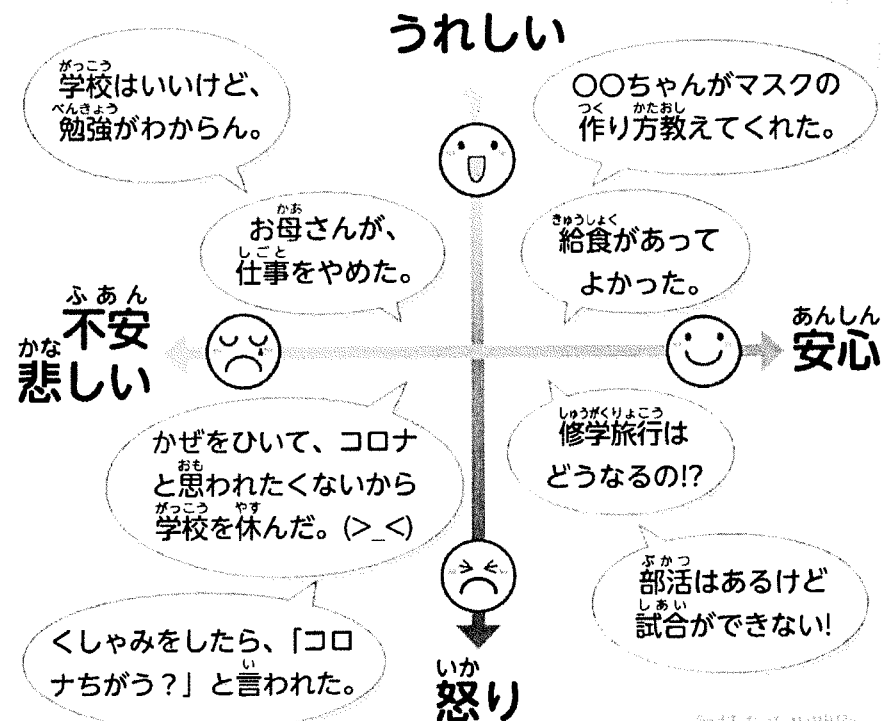
草津市立人権センター“ぴーぷる”

【住所】草津市大路二丁目1-35 (キラリエ草津3階)
【電話】077-563-1765 (啓発・教育係)
【FAX】077-563-7070
【E-mail】jinkence@city.kusatsu.lg.jp

しんがた かんせんしょう あらた かんが
新型コロナウイルス感染症をとおして、改めて考える

わたしたちの社会。 わたしの生き方

～感染と人権～



「みんなに聞いてほしい～コロナ禍でわたしに起こったこと～」(公社)滋賀県人権教育研究会より

夏の甲子園中止

草津市立人権センター

子どもだけでなく、大人だって・・・

新型コロナウイルス感染症の拡大は、子どもたちだけでなく、大人の社会にもさまざまな影響を与えました。

今回、自分に起こったこと、自分が感じたことをふり返ってみましょう。

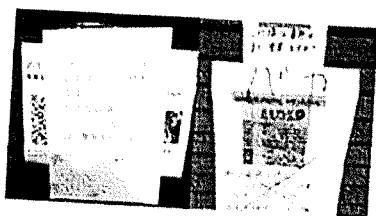
リモート会議



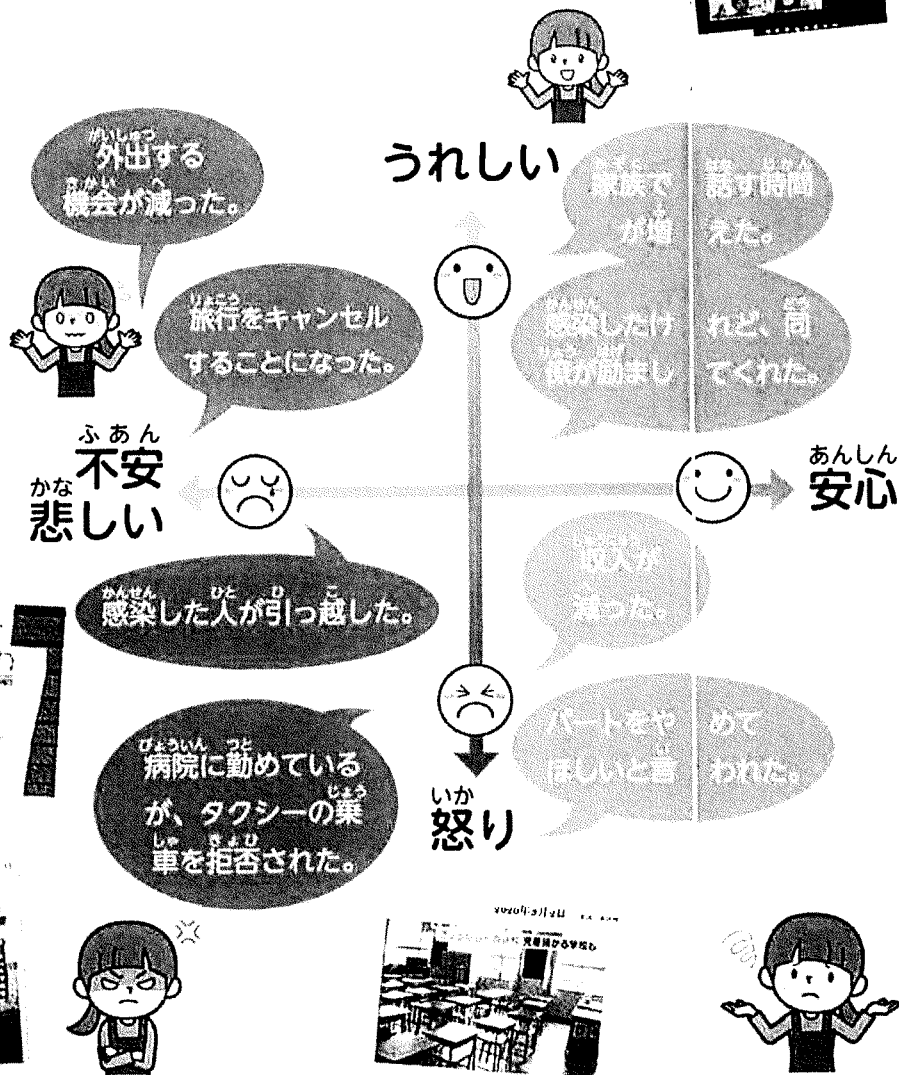
2020年1月末 マスクが品薄に。



2020年2月 100円ショップ「ダイソー」



医療従事者や家族への差別 新たな問題に



排除の背景にある考え方に立ち止まる (P3～)

就労への影響、そこから見える社会の構造を考える (P5～)

感染症による排除の歴史から学ぶ (P8～)

ひとの生き方について考える (P14～)

自分に起こったこと、自分が感じたことを話し合ってみましょう。



1. 増加した障害者の解雇…

～「社会的弱者」へと向かう痛み①～



40%増加という現実… (厚生労働省調査結果)

半年間 (2020年4月～9月) の間に全国で1213人の障害者が解雇されています。昨年の同じ時期に比べて342人 (40%) 増加しています。

・テレワークの広がりや、社員の出社が減少すると、その影響を受け、左記のような仕事をしていた障害者の雇用が打ち切られました。

就労だけでなく、日常生活にも影響を与えました。

ひとり暮らしで手足の自由が利かないAさんは、24時間介護のヘルパーが欠かせません。ところが感染拡大に伴う外出の自粛で、各地でヘルパーが不足。もし自宅で発作が起きたときは、一人で対処できないため、外出自粛の中でも電動車いすで就労支援事業所に通わざるを得ませんでした。

「重症化リスクを考えると、外出は怖い。でも仕方がなかった」
(Aさん) (「コロナ禍を生きる障害者たち」西日本新聞より)

Aさんのように外出を自粛したくてもできない事情がある人もいます。その存在を自分はどうかとらえているか、改めて考えたいものです。

2. 外国人労働者を支える国の働き

～「社会的弱者」へと向かう痛み②～

新型コロナウイルスにより会社の経営が悪くなっているときも、外国人の労働者を、日本人より不利に扱うことは許されません。
(厚生労働省HPより)



厚生労働省は上記のような情報とともに、外国人労働者に対して、生活困窮の具体的な支援について発信しています。

外国人労働者も仕事を失うケースが相次ぎました。さらに、日本語に不慣れなことが、再就職や公的支援を受けるための手続きにも影響を与えています。
(「労働力調査」総務省より)

2020年に策定された
「ビジネスと人権に関する行動計画」(外務省)より

- 外国人を雇用する事業主に対する労働法令の遵守
- 外国人労働者のための多言語による対応
- 技能実習生に対する人権侵害の監督・罰則の強化

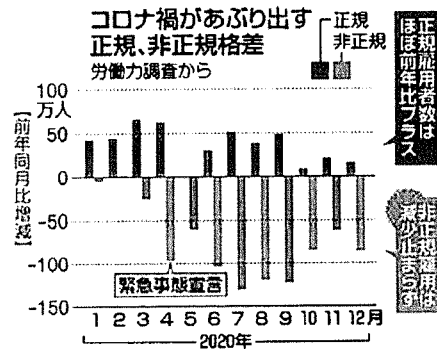


行動計画の策定には、企業の人権尊重について、国際的な関心が高まっている背景があります。特に昨今の社会状況では、行動計画の遵守はより大切になります。

コロナ禍の現在、わたしたちも地域で暮らす外国人の状況はどうか、人権侵害が起きていないかどうか、社会の一員としての自分として考えたいものです。

3. さらに広がる雇用の格差

～「社会的弱者」へと向かう痛み③～



新型コロナウイルス感染症の拡大は、非正規雇用の労働者にも大きな影響を与えています。特に、ひとり親家庭の生活が深刻な状況にあります。



新型コロナウイルス感染症の影響について

- ☐ 就労に影響があった → 約7割
 - ☐ 収入が減少した → 約5割
 - ☐ 家賃、光熱費などの支払いが滞納した → 約1割
- (NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ 2020年7月調べ」より)

休校で学校給食がなくなり、就学援助を受けていた給食費が受けられず、昼食代がそのまま負担増になると答えた家庭もありました。

子どもは1日2食、自分は1日1食にして対応したと答えた家庭もあります。



社会が不安定になると、社会的弱者に痛みが向かいます。その現実を知り、どう解決していくか。地域で共に生きるわたしたち一人ひとりも考えたいものです。

1. 歴史を直視し、改めて『生き方』を考える

このページでは、ハンセン病をとおして感染症と人権について考えます。



(1) どんな病気なの…?

- らい菌に感染することによって起こる病気です。遺伝はしません。らい菌を発見した医師の名前からハンセン病と呼ばれています。
- 感染力は極めて弱く、治療法も確立し、うつりにくい病気です。また、回復された方から感染することは全くありません。
- 隔離政策によって療養所に強制的に収容されたり、患者の自宅等が徹底的に消毒されたりしました。こうした誤った対応により、恐ろしい病気であるというイメージが定着しました。
- 1996年「らい予防法」が廃止されました。その後、療養所入所者や、患者、元患者の家族が国に対しそれぞれ「国家賠償請求」を求めて訴訟を起こしました。いずれも原告側が勝訴したり、原告側の請求を一部受け入れる判決が出されたりしています。



(2) 「黒髪校事件」から考える

黒髪校事件 1954(昭和29)年

熊本県のハンセン病療養所「菊池恵楓園」の入所者の子どもが通う保育所「竜田寮」から、感染していない児童4人が地元の黒髪小学校に入学することになりましたが、PTA等の反対で入学を拒否されました。



「らい病の子どもといっしょに勉強をしないように学校を休みましょう」と言われた張り紙

「あなたはハンセン病のことを知っていますか」兵庫県より

4人の子どもたちは、国が「健康で感染の恐れな
し」と判断し、学校へ通うことになっていました。
ところが、ハンセン病に対する恐怖心は、患者の
親族は差別されても仕方がないという考え方と行動
を生みしました。



1970年に制作された映画「あつい壁」。黒髪校事件をもとに、病気への
偏見と差別を問題提起しました。

当時の様子は…

「子ども心にも怖かった」
親の意向で通学したが、
登校初日に教室にいたのは3人だ
け…。下校途中に、通学しなかつ
た友だちから石を投げられた。
(当時の在校生の証言 東京新聞より)



「反対運動をやめること
などできなかった」
集会でもデモでも、役員の人たち
が来て、行かなかったら叱られた。
反対しなかったら村八分だった。
(当時の保護者の証言 東京新聞より)



考えてみましょう…

反対しないと自分が攻撃される。この地域の当時の雰囲気につ
いて、どんな感想を持ちましたか？また、あなたが保護者の立場
なら、どうしますか？



(3) くり返される歴史

「今は感染していないが、今後感染しないとは限らない」誤った考
えから、反対派は4人の子どもたちの入学・登校を拒否し、感染を恐
れわが子を学校へ行かせませんでした。

「自分は正しいことをしている」という意識（正義感）から、その
ような行動に及んだと考えられます。



☆そのことで幸せに生きる権利を奪われる人が…

(4) 登校を買いた76名の子ども・保護者

入学式当日、全校児童1928名のうち登校したのはわず
か76名でした。圧倒的な反対行動の中で、76名の子ども
は学校に行き、その保護者は登校を後押ししました。
何が正しいのか、76名の登校の事実から学びたいものです。



2. 「感染が、あなたの仕事の能力に 何か影響があるの!？」

(1) HIV・エイズに対する誤解

●HIVとはエイズを引き起こすウイルスのことです。HIVによって身体
の免疫力が破壊され、本来であれば自分の力で抑えることのできる
病気（日和見感染症）を発症するのがエイズです。

●HIVは日常生活の接触では感染しません。治療薬の開発
により、感染しても、早期発見・早期治療でエイズの
発症を抑えられます。

●当初は治療法がなく、報道等で病気の恐ろしさのみが強調されたこ
とにより、誤解や偏見が生まれました。そのことで、HIV感染を理由
に採用が取り消されたり、医療機関で差別的な対応や診察拒否がされ
たりといった人権侵害が起きています。

■ Aさんの場合…

ある病院から内定をもらっていたAさん。内定先の病院か
ら近い実家への引っ越しも済ませ、もうすぐ就職という頃…

突然「内定取り消し」の電話が…!

■ その理由は…

カルテを見た！
HIVの陽性だとは
聞いていない！

というものでした。この男性は、た
またまこの病院での受診歴がありま
した。許可なく過去のカルテを見た
病院側が、感染を告げなかったことを
理由に内定を取り消したのです。

Aさんは、内定取り消しに納得がいかず、2018年損害賠償を求めて訴訟を
起こしました。

(2) 裁判でのやり取りをとおして考える

病院側の質問は、HIVに関する正しい知識を欠いた内容でした。

病院側の質問

絶対!?

ふくやくちゅう い ほか
服薬中って言っても、他の
ひとにうつらないんですか。

ただ 正しい知識がないと、病院関係者でもこのような偏見に満ちた質問や対応を
する場合があります。

■ 厚生労働省「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」

労働者に対し、HIVが日常の職場生活では感染しないことを周知徹底
し、職場において同僚の労働者等の科学的に根拠のない恐怖
や誤解、偏見による差別や混乱が生じることを防止すると
もに、HIV感染者やエイズ患者が、仕事への適性に応じて
働き続けることができるようにする必要がある。

このように記されています。

●感染は極めて秘密性が高い情報で、他者に感染する危険も無視できるほ
どに低い。申告の義務があったとは言えない。
●患者に寄り添うべき医療機関の使命を忘れ、HIV感染者
に対する差別や偏見を助長しかねない。

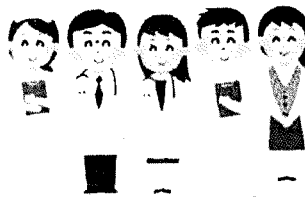
裁判長は、このように病院側を非難しました。
裁判は2019年、Aさん側が勝訴しました。

(3) Aさんとその上司の生き方から学ぶ

さいばん なか
裁判の中でAさんは、

わたしの仕事は、精神障害者の人権を守る仕事です。自分の人権も守れない人間に、ソーシャルワーカーの仕事はできません。

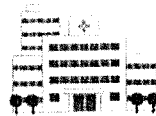
「こういうことはいけないのだ」ということを法廷で示すことで、HIVキャリアである同じような立場の人の支えになると考えています。



Aさんは現在勤める病院にはHIVキャリアであることを伝えていますが、伝えられた職場の上司は、Aさんにこのように返答しました。

「HIVに感染したことが、あなたのソーシャルワークの能力に何の影響があるのか？」

上司の返答は、Aさんの心配を一蹴しました。こんな病院なら安心して働けるのではないのでしょうか。



考えてみましょう。

Aさんや職場の上司の考え方を聞いてどんな感想を持ちましたか？



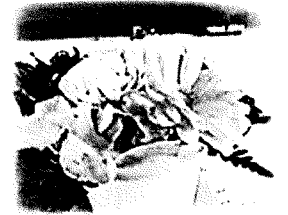
“わたし”はどう生きる…？ ～社会を創る一員として～

(1) 現在も続く誹謗中傷

2021年1月、静岡県のある高校で生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認さ

れ、クラスターに認定されました。

ネット上では、「感染者を何十人も出してんじゃねーよ」という書き込みや、「感染者を教えろ！」といった強い口調の電話が寄せられ、生徒や教職員は「二次被害」に苦しめられました。



(2) 突然届いた22個の花束

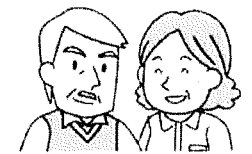
翌月、全クラスと職員室に22個の花束が届けられました。贈り主は匿名の市民でした。

そのような状況の中で、添えられていた手紙には、

社会に出ると、理不尽なことで心を痛めることがきっとたくさんあるでしょう。でも味方になってくれる人、支え励ましてくれる人は必ずいます。

夢と希望を抱き続けて、ご自身の道を弛まず進んでいってくださいね。

校長先生はじめ教職員の皆さま、ご自身も大切になさってお力を尽くして下さいますよう。



読売新聞 (2021/2/10) より

このようなメッセージが添えられていました。

“わたし”はどう生きるのか？」改めて考えたいですね。

日医発第 546 号(法安 101)

令和3年10月5日

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日 本 医 師 会

会長 中川 俊男

(公印省略)

令和3年度 死体検案研修会（基礎）の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年6月に閣議決定された死因究明等推進計画では、旧死因究明等推進計画(平成26年6月閣議決定)に引き続き、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な検案に関する研修が求められております。

日本医師会では平成24年度から行ってきた死体検案に関する基礎的な研修会を、平成26年度より厚生労働省死体検案講習会事業の委託に基づく死体検案研修会（基礎）として開催しているところです。

昨年度に引き続き、今年度も、新型コロナウイルス感染症が流行している状況を踏まえ、全ての講義を e-learning 形式（オンデマンド方式）で実施することとなりました。（別添 実施要領をご参照ください。）

貴会におかれましては、貴会管下の会員または非会員を問わず、ご関心のある医師へのご周知のほど、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和3年度 死体検案研修会(基礎)

実施要領

ー受講者募集のご案内ー

主 催

日本医師会（令和3年度 厚生労働省医療施設運営費等補助金 死体検案講習会事業）

受講対象者

医師（会員・非会員を問わず）

実施要領

研修方法	e-learning 形式（オンデマンド型） 予め撮影した講義動画を、受講者専用サイトにて期間内に視聴、 講義ごとに確認テストを実施。
視聴可能期間	令和3年12月13日(月) 午前11:00 ～ 令和4年3月14日(月) 午前11:00 まで
受講料	無 料
申込方法	日本医師会ホームページ〔医療安全・死因究明〕コーナー (http://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/) より、「令和3年度「死 体検案研修会（基礎）」のご案内」（令和3年11月上旬開設予定）へ 進み、メールアドレスを登録する。登録後に送られてくるメールに記 載された URL より申込フォームを開き、必要な情報を入力する。 <u>定員 に達し次第締め切る（先着順）。</u>
定 員	600 名
修了証	カリキュラムを全て受講し、修了要件を満たしたと判定された受講者 に、後日、修了証を発行する。
日本医師会 生涯教育制度	令和3年度の日医生涯教育単位については、要件を満たさないため (e-learning 形式（オンデマンド型）不可) 対象外 となる。
申込受付期間	令和3年11月29日（月）午前11:00 ～ 令和3年12月6日（月）午前11:00 *ただし、定員(600名)になり次第、締め切り

【お問い合わせ先】 日本医師会 医事法・医療安全課

(Tel) 03-3942-6484 (直)

(FAX) 03-3946-6295

(E-mail) law-safe@po.med.or.jp

令和 3 年度 死体検案研修会（基礎）プログラム

	講 義	講 師
1	死体検案に係る法令の概説、死体検案書の作成について（20 分）	厚生労働省医政局医事課 死因究明等企画調査室
2	警察の検視、調査の視点から(20 分)	埼玉県警察刑事部捜査第一課
3	死体検案 総説（30 分）	池松 和哉 （日本法医学会 理事・教育研究委員会 委員長 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科法医学分野 教授）
4	死体検案の実際（30 分）	大木 實（福岡市医師会 監事）
5	救急における死体検案（30 分）	横田 裕行 （日本救急医学会 監事 日本体育大学保健医療学部 救急医療学科 教授）
6	在宅死と死体検案（30 分）	福永 龍繁（科学警察研究所 所長）
7	死体検案における死亡時画像診断 (Ai)の活用（30 分）	山本 正二（オートプシーイメージング学会 理事長）

※各講義の視聴後に確認テストを実施

各位

2021年 10月吉日

守山野洲医師会会長 小西 常起

**2021年度 第3回
認知症の医療と福祉の連携 I N守山・野洲 開催について**

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、守山野洲医師会の運営にご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染防止を踏まえて、人数や場所、時間などを工夫しながら、認知症患者、家族によりよい医療と福祉が提供できることを目的として「認知症の医療と福祉の連携 I N守山・野洲」を開催するご案内を4月に送付させていただきましたが、直後から続く、感染拡大によって、第1回目、第2回目の中止を余儀なくされてきました。

今回の第3回目は、ようやく緊急事態宣言も解除され、現段階の状況であれば、感染防止対策を徹底し、参加者を限定した上での開催が見通せるため、ご案内をさせていただきます。

今までの参加ご案内の対象は、医師会の先生方、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、施設、グループホーム、通所介護、訪問看護など、多職種の皆様へ広くご案内をしておりましたが、今回は、医師会の先生方と守山、野洲、草津、栗東の地域包括支援センターの皆さんに限定しての開催とさせていただきます。内容は、地域包括支援センターからの事例提供を2例とさせていただき、検討を行う予定としています。

今後も、守山野洲医師会、藤本クリニック連携型認知症疾患医療センター、南部圏域（4市）地域包括支援センターを中心として、認知症の人と家族を、発症早期の診断・治療から継続的に地域で支えるために、在宅診療を行っている医師を中心に、様々な職種が連携して支援の方法を深めていきたいと考えています。診断、治療、家族支援、認知症ケアの充実、多職種連携のより良い仕組み作りなどを、参加者の皆様と作り上げていきたいと思っておりますので、ご参加お待ちしております。

以上

2021年度 第3回 認知症の医療と福祉の連携

日時 2021年 11月 11日（木曜日）
18：15分から19：30分

場所 守山市守山駅前コミュニティーホール
JR守山駅徒歩1分 セルバ守山3階

参加締め切り 2021年 11月 4日

内容



地域包括支援センターからの事例提供と事例検討

FAX ☞ 077-582-6040

藤本クリニック 宛

参加申し込み

() ご出席

() ご欠席

ご所属	
お電話番号	
お名前	
お名前	
お名前	

事務局・お問い合わせ先
連携型認知症疾患医療センター藤本クリニック

TEL 077-582-6032



滋 総 病 第 6 2 9 号
令和3年(2021年)10月8日

草津栗東医師会 会長 様
(9)

滋賀県立総合病院
総長 一山 智
(公印省略)

滋賀県立総合病院開設 50 周年記念講演会の開催について (ご案内)

平素は当院の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当院は 1970 年 (昭和 45 年) 12 月に前身の滋賀県立成人病センターとして開設して、おかげさまで 50 周年を迎えることができました。

これを記念して、来る 11 月 14 日 (日) にシライシアター野洲 (野洲文化ホール) にて標記の講演会を開催いたします。

大変ご多忙の中とは存じますが、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご参加いただける場合は同封のチラシ (裏面) の記載により事前に申込みいただきますようお願いいたします。

また、貴所属内にて同封のチラシの配架やポスターを掲示いただきますよう併せてお願いいたします。

担当

総務課総務係 主幹 谷

電話 077-582-8034 FAX077-582-5931

E-mail tani-daita@pref.shiga.lg.jp

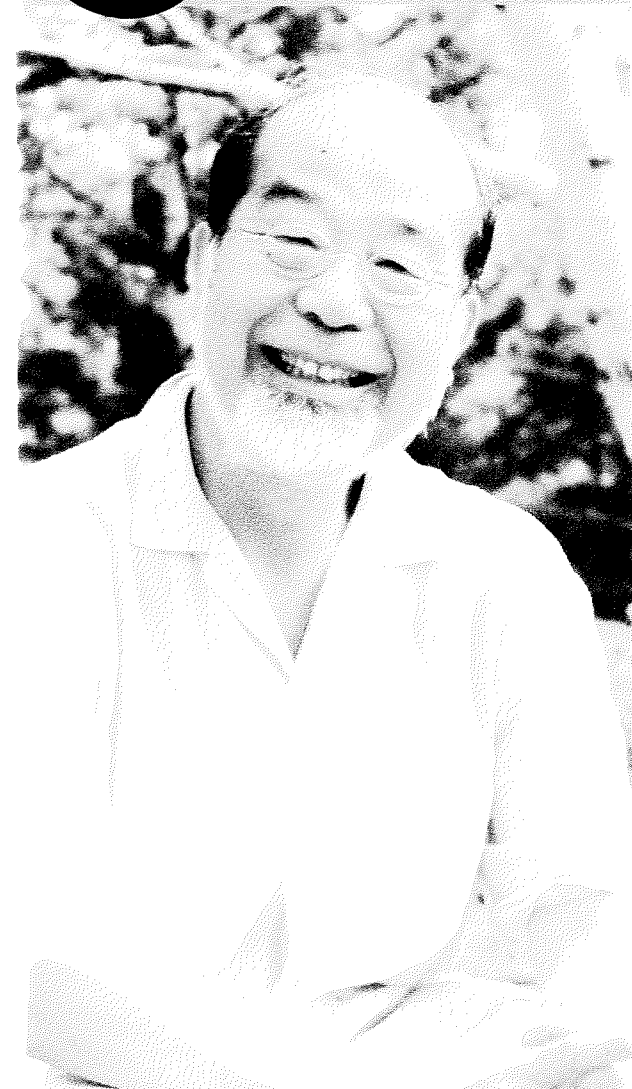


命を守り続けた50年



入場
無料

定員 490人



滋賀県立総合病院 開設50周年記念講演会

当院は1970年(昭和45年)12月に滋賀県立成人病センターとして開設して50周年を迎えました。

これを記念して講演会を開催し、当院のこれまでのあゆみを振り返り今後果たすべき役割を皆様とともに考えていきたいと思ひます。

11月14日(日) 13:00~16:00
[**シライシアター野洲 大ホール**]
(野洲文化ホール)

12:30~ 開場

13:00~ 開式の辞 滋賀県知事 三日月 大造

13:15~ ごあいさつ 滋賀県立総合病院
総長兼病院長 一山 智

第1部

総合病院からの報告 13:30~14:00

当院における新型コロナウイルス感染症への対応や、救急医療体制の強化の取組について、担当の医師より報告します。

第2部

県民公開講座 14:00~14:45

循環器内科、消化器内科、呼吸器内科の医師から、関心の高い病気の概要や治療方法とともに、知っておくと得する情報を盛り込んだ講演を行います。

第3部

特別講演 14:45~15:45

「『がんばらない』という生き方」

講師 鎌田 實氏

医師・作家 東京医科歯科大学医学部卒。

「地域包括ケア」の先駆けを作り、長野県を長寿で医療費の安い地域へと導いた。東日本大震災以降、全国の被災地支援にも力を注いでいる。ベストセラー「がんばらない」、「鎌田式『スクワット』と『かかと落とし』」他、著書多数。

15:45~ 閉式の辞 滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

お申込みやご来場については裏面をご覧ください。

滋賀県立総合病院総務課 TEL077-582-5031

滋賀県立総合病院開設50周年記念講演会への参加申込について

当該講演会に参加を希望の方は、下記により必ず申込を行ってください。(申込のない方は当日入場できません。)

1. 受付期限

令和3年11月5日(金) 17時まで

2. 申込方法 (下記のいずれかの方法により申込を行ってください。)

(1) しがネット受付サービス

しがネット受付サービス



<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/21nb01020103>へアクセスし、必要事項を入力してください。

(2) 郵送またはFAX

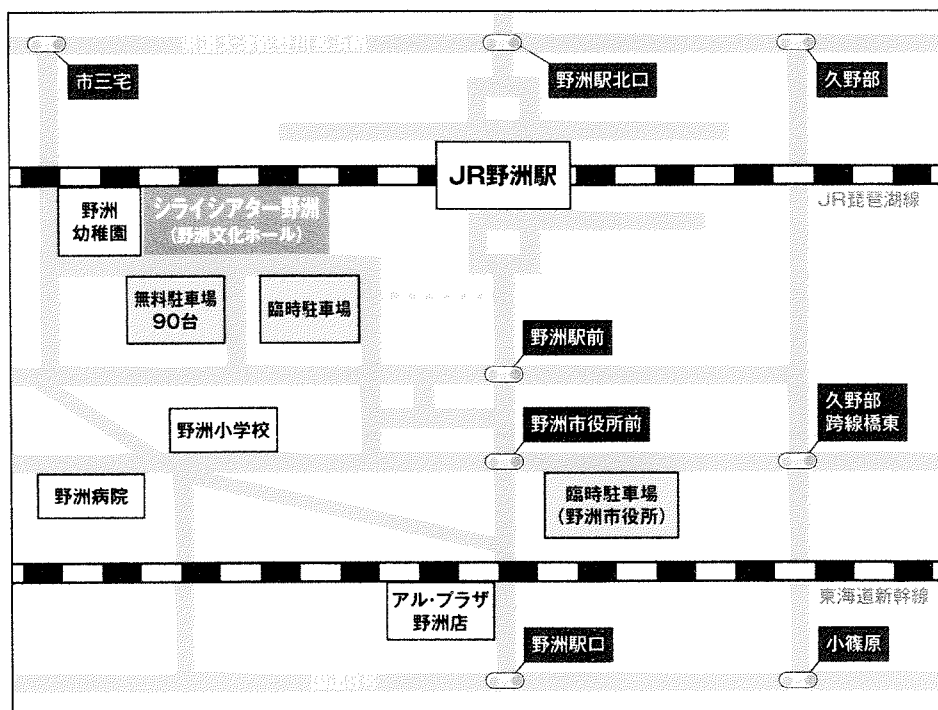
下欄の申込書に必要事項を記載の上、滋賀県立総合病院総務課総務係
(〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目4-30 FAX077-582-5931) へお送りください。

3. 結果通知

申込多数の場合は抽選により参加者を決定し、参加いただけない方に対して11月10日頃を目途に通知します。(参加いただける方には通知等はいりません。)

シライシアター野洲 (野洲文化ホール) へのご来場等について

- ・会場のシライシアター野洲はJR野洲駅から徒歩3分です。(右図参照)
- ・駐車場は台数に限りがありますので、JR等の公共交通機関によりご来場ください。(駐車場は他の施設やイベントと共用です。)
- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、入場時に体温測定を行います。
- ・発熱等の症状がある方は入場をお断りする場合があります。
- ・会場内では必ずマスクを着用し、こまめに手洗い消毒を行ってください。

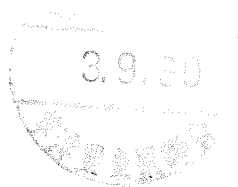


滋賀県立総合病院開設50周年記念講演会 参加申込書

滋賀県立総合病院総務課総務係 あて

お 名 前	ご所属※		
連 絡 先	電話番号:	FAX番号:	
	メールアドレス:		
手話通訳等の要	☐ 手話通訳 ☐ 要約筆記 ☐ 車いすスペース ご参加に当たり必要とされるものに ☒ をつけてください。		

※関係機関(医療、行政、教育等)の方はご所属を記載してください。(一般の方は記入不要です。)



令和3年9月29日

「びわこ学園だより」・「びわこ学園後援会ニュース」の送付および
「びわこ学園実践研究発表会」開催のご案内について

社会福祉法人びわこ学園
理事長 山崎 正策
びわこ学園後援会
会長 島田 司巳
(公印省略)

拝啓

秋晴れの候、コロナ禍にあってもますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、びわこ学園・びわこ学園後援会の事業にご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、今回「びわこ学園だより(No.138)」・「びわこ学園後援会ニュース(No.123)」を送付させていただきます。両誌合わせて御高覧いただき、びわこ学園・びわこ学園後援会へのご理解を深めていただければ幸甚に存じます。

また、12月に開催します「第40回びわこ学園実践研究発表会」のご案内も同封いたしました。是非、ご参加いただきご指導・ご鞭撻いただければ幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

今後ともご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げ、皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。

敬具

今回皆様にお届けしています封筒の宛名ラベルは、
さくらはうす・ひまわりはうすの利用者さんに貼って
いただきました。

第40回

びわこ学園実践研究発表会のご案内

テーマ：いのちと暮らしに寄り添う支援

昨年度は新型コロナウイルス感染症の発生と拡大により、びわこ学園の実践研究発表会が企画されて以来、初めて研修を見送らざるを得ない事態となりました。

この間、コロナ禍において重い障害がある利用者のいのちと暮らしを守るために大きな不安の中、日々支援に取り組んでまいりました。

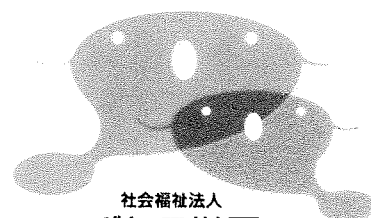
今年度になっても感染の収束は見通せない状況にありますが、日々の実践を報告し研鑽を積む機会を継続するために、オンラインによる研修会を開催することといたしました。

テーマは引き続き「いのちと暮らしに寄り添う支援」といたします。

コロナ禍であっても、入所においても地域においても日々の支援は待ったなしです。この間の実践について報告させていただきたいと思います。

また、今年度もテーマに関わる講演を設定させていただいております。コロナ禍において、ますます重要性を増している重い障害がある方々のいのちと暮らしに寄り添うというテーマについて、皆様とご一緒に考える機会にさせていただきたいと思います。

たくさんの方々のご参加をお待ちしております。



□ 日時

2021年12月18日（土）

13:00～16:35

□ 開催方法：オンライン研修（当日ライブ配信）

□ 参加費：無料

□ お申し込み方法

ご案内のQRコード、あるいはホームページよりお申し込みください。

必要事項を入力し送信ください。

★申し込み締め切り 11月30日（火）



*お申し込み後、1週間経っても事務局より返信がない場合は、お電話にてご確認くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人びわこ学園 担当：松岡（077-587-1154）

主催 社会福祉法人びわこ学園 後援 びわこ学園後援会

～プログラムおよび内容～

開会の挨拶 13:00～

代表報告 13:10～

□報告1 びわこ学園医療福祉センター野洲

「コロナ禍における感染対策を取り入れた活動保障とその課題」

概要：コロナ禍において、入所利用者の暮らしの柱のひとつとして保障してきた日中活動を制限せざるを得ない状況となったが、その中でも工夫し活動に取り組んできた。その経過と課題について報告する。

□報告2 びわこ学園医療福祉センター草津

「作業療法士による利用者の日中支援～ええよかタイムの取組み～」

概要：利用者の快・不快表出を捉えることで、心地よい時間を増やしたいという思いで始めた日中支援を実践してきた。この取組みについて病棟職員と利用者理解を深め、日常的な支援へとつながった症例を交えて報告する。

□報告3 知的障害児者地域生活支援センター

「重症心身障害児者対応グループホーム入居となった利用者の家族の思い～通所施設が担う役割を考える～」

概要：家族との暮らしから地域のグループホーム入居となった利用者の家族へインタビューを行い、これまでとこれからの思いを聴き取った。その思いを受け、通所施設としてできること、必要な支援は何かを考え報告する。

□報告4 びわこ学園障害者支援センター

「終末期の利用者を支える ～生活介護事業所で取り組んだこと～」

概要：悪性腫瘍により終末期を迎えた利用者のご家族に寄り添い支えた6ヶ月間の取組みについて、多職種との連携により病状に合わせた支援体制の構築や生活介護の役割、アセスメント力の大切さについて報告する。

講演 15:00～16:30

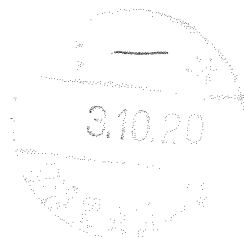
テーマ【重い障害を生きる子に学んだいのちの尊厳】

講師 小児外科医 松永正訓（まつながただし）氏

1987年千葉大学医学部を卒業後、小児外科医として小児がんや先天性疾患の子どもたちの治療に邁進されてきたが、2006年より松永クリニックを開業されて以降は子どもや家族を支え、いのちの尊厳に向き合う診療活動の日々を送られている。

著書：「運命の子 トリソミー 短命という定めの子を授かった家族の物語」（第20回小学館ノンフィクション大賞受賞）・「いのちは輝く～わが子の障害を受け入れるとき」・「発達障害に生まれて 自閉症児と母の17年」・「呼吸器の子」ほか多数。

閉会の挨拶 16:30～



令和3年10月吉日

各位

医療福祉・在宅看取りの地域創造会議

代表幹事 越 智 眞 一

「滋賀の医療福祉を守り育てる」県民フォーラムの開催について（依頼）

秋麗の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、少子高齢化が著しい速さで進む中、誰もが地域で自分らしく暮らし続け、老いを迎え、それぞれの希望する人生の最期を迎えられるようにするためにどのようなことが必要なのか、県民のみなさまと医療福祉関係者がともに学び、考える機会とするため、今年度も、標記フォーラムを開催することとなりました。

つきましては、当フォーラムにご出席いただきますとともに、広く県民のみなさまへのご周知をお願いいたしたく、別添チラシの配布・回覧についてご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(お問い合わせ先)

医療福祉・在宅看取りの地域創造会議 事務局

(滋賀県健康福祉部医療福祉推進課内) 西浦

TEL 077-528-3529

FAX 077-528-4851

E-mail info@chiikisouzoukaigi-shiga.jp

滋賀の 医療福祉を守り育てる 県民フォーラム

とき
令和3年
11月28日(日)
14:00-16:45
(13:30より受付)

ところ
ピアザ淡海
2階 ピアザホール
(滋賀県立県民交流センター)
(大津市におの浜1-1-20)

会場
定員 **参加無料**
先着**200名**

事前申し込みをお願いします

来場者特典

- 滋賀県産米「みずかがみ」
(JA滋賀中央会、株式会社パールライス滋賀提供)
- 冊子「介護あるある 看取り川柳」
- オリジナルノート をプレゼント!

第1部

楽しく学ぼう

いきいき はつらつ と暮らし続けるために
「在宅療養・在宅看取り」講座

司会: 宇野 ひとみ

知っているようで知らない、在宅療養・在宅看取りについて楽しく一緒に学びましょう!
いつも疑問に思っていることも、バッチリ解決いたします!



▶ いざという時一番心配!!
どうすれば良いの? お金の話

▶ お家の不便を解消!
介護リフォーム・介護グッズ

▶ バイバイ! 皮膚トラブル!
~知って得する皮膚ケアの原則~



在宅療養・在宅看取りに関する
質問募集中!

下記記載の「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」ホームページから投稿してください!



ゲスト
森脇 健児さん

第2部

知って得する“おしっこ”のこと

「おしっこのメカニズム、
病気と治療、困りごとの対処方法」

(滋賀医科大学 泌尿器科学講座
教授 河内 明宏さん)

「快適な排泄ケアのコツ」

(彦根市立病院 看護部参事・地域連携センター長
皮膚・排泄ケア認定看護師 北川 智美さん)

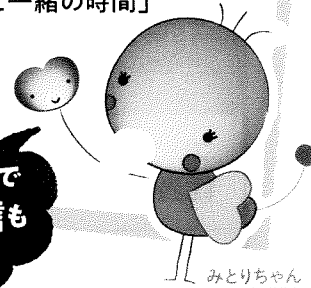
第3部

Instagramフォトコンテスト

「じいじ ばあばと一緒の時間」

- ・受賞作品上映
- ・表彰式

**YouTubeで
ライブ配信も
あります!**



みどりちゃん

フォーラム **11月18日**
参加申込 (木) 締切
お申込みは裏面参照

YouTube
ライブ配信

ピアザ淡海での開催と同時に、YouTubeでリアルタイム配信をします。無料で視聴いただけます。詳細は、「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」ホームページに掲載いたします。

mitori.siga.jp



主催 **医療福祉・在宅看取りの地域創造会議事務局 ☎ 077-528-3529**

✉ info@chiikisouzoukaigi-shiga.jp 〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課内 FAX: 077-528-4851

※新型コロナウイルス感染症の発生動向により、プログラムの内容や開催方法等が変更になる場合があります。詳しくは、ホームページにて案内します。

後援: 滋賀県、一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、一般社団法人滋賀県病院協会、
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会、滋賀県介護支援専門員連絡協議会
協賛: 滋賀県農業協同組合中央会、株式会社パールライス滋賀 協力: 株式会社 滋賀銀行、株式会社 平和堂

滋賀の医療福祉を守り育てる県民フォーラム

2021年**11月28日(日)**

会場

ピアザ淡海 2階 ピアザホール
(大津市におの浜1-1-20)

13:30 受付開始

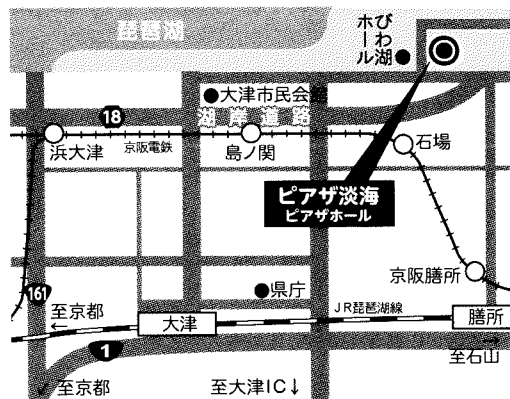
14:00 第1部
「いきいき、はつらつと暮らし続けるために」

第2部
「知って得する“おしっこ”のこと」

第3部
Instagramフォトコンテスト
「じいじ ばあばと一緒にの時間」
受賞作品上映、表彰式

16:45 閉会

※災害、気象状況、その他やむを得ない事情により、内容の変更や開催を中止する場合があります。
※新型コロナウイルス感染症の発生動向により、プログラムの内容や開催方法等が変更になる場合があります。
詳しくは、ホームページにて案内します。



電車でお越しの方

- JR膳所駅から徒歩約12分
- 京阪電車石場駅から徒歩約5分

※お車でご来場の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

参加申込み方法 **事前申込必要**

申込方法

右記ホームページから専用申込フォーム、または、FAX、はがきでお申込みください。
FAXで応募される方は、下記申込書にご記入のうえ、切り取らずにお送りください。
ハガキでお申込みの場合は、①代表者氏名(フリガナ) ②郵便番号 ③住所 ④電話番号 ⑤申込人数(代表者含む)を明記してください。

ハガキ送付先

〒523-0893
近江八幡市桜宮町294 YP1 株式会社ヤマプラ
1128県民フォーラム 参加申込 係

専用申込フォームは
こちらから!

ホームページ **mitori.siga.jp**

ホームページQR

機種によっては利用できない場合があります。



締切

2021年

11月18日(木)
必着(先着順)

定員に達し次第、締切ます

申込先/業務委託先 株式会社ヤマプラ

1128県民フォーラム 参加申込書

【留意事項】参加いただける方には、11月24日までに“入場券”を発送しますので、当日お持ちください。複数名でお申込みの方には、代表者の方に申込人数分の“入場券”を送付します。定員満了の場合は入場券が届きませんのでご了承下さい。

フリガナ
代表者名

〒
住 所

電話番号

参加人数
(代表者含む)

名

(記載いただいた個人情報、本フォーラムの運営のみに利用します)

送信先
FAX

0748-34-8976

オンラインまたはサテライト会場での聴講者募集

DEATH AND LIFE
SOCIAL MEETING

第3回 死生懇話会



「死」「生」は誰のもの？
個人だけのもの？

自分らしい生き方って？

「死」は隔離されたものになった？

誰もが避けられない「死」とどう向き合い、そこから限りある「生」をどう捉えるか、そういった根源的なテーマを真正面から考えることで、より豊かに生きるためのヒントを探ろうと、滋賀県では、様々なお立場の方からなる「死生懇話会」を、昨年度設置しました。

第1回を本年3月、第2回を6月に開催し、意見交換を行いました。第3回では身近な人を亡くすということについても向き合いながら、「死」というものを暮らしや地域の中で遠ざけず、生きていることをより大切に、一緒に生きていることに意味を持たせていく…、そうしたことについての議論を深めていきたいと考えています。皆様のご聴講をお待ちしております。

開催日時・会場

2021年11月21日(日) 14:00~16:30

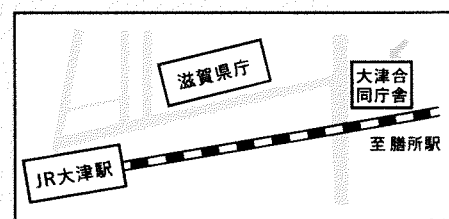
【サテライト(中継)会場】

※「死生懇話会」の中継をスクリーンでご覧いただけます

滋賀県大津合同庁舎7B会議室(7階)

大津市松本一丁目2-1 JR大津駅より徒歩約10分

※会場へは公共交通機関でお越しください



出演者

※プロフィールは裏面に記載

※出演者はZOOMで出演される場合もあります

ゲストスピーカー ● 野々山 尚志 さん

グリーフサポートあいちこどもの森 代表

講演「身近な人をなくした子どもとご家族へ
～自分らしく生きていくために～」

※懇話会冒頭でご講演いただきます。

ファシリテーター ● 上田 洋平 さん

「死生懇話会」委員

● 青柳 光哉 さん

● 藤井 美和 さん

● 越智 真一 さん

● ミウラ ユウ さん

● 楠神 渉 さん

滋賀県知事 ● 三日月 大造

お申し込み方法 オンラインまたはサテライト会場のいずれかで聴講できます。

オンラインでの聴講希望の場合

お名前、ご住所、お電話番号、メールアドレス

「死生懇話会」オンライン聴講希望の旨を

記載のうえ、メールで申込。

11月16日(火) 〆切 (定員500名)

後日、聴講用URLをメールでお送りします

サテライト(中継)会場での聴講希望の場合

お名前、ご住所、お電話番号、メールアドレス(任意)

「死生懇話会」会場での聴講希望の旨を記載のうえ、

メール・郵送・FAXのいずれかで申込。

11月16日(火) 必着 (定員50名・先着)

後日、参加証を送付いたします

新型コロナウイルス感染症の影響により会場での聴講を中止させていただく場合があります。

主催
申込み先

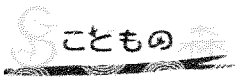
滋賀県 総合企画部 企画調整課 TEL 077-528-3312(企画第二係)
〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 FAX 077-528-4830

メールアドレス kikaku02@pref.shiga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の影響により開催内容を変更、または中止させていただく場合があります。
その場合、滋賀県HPでお知らせするとともに、お申し込みいただいたご連絡先にご連絡します。

ゲストスピーカー 野々山 尚志 さん グリーフサポートあいちこどもの森 代表

大学生の頃からあしなが育英会大学奨学生として、病気・災害・自死等の遺児支援に携わるのをきっかけに、東海地方の小中学生遺児のつどいを開催したり、自死遺族の自助グループに運営委員として携わる。2005年より愛知県公立中学校教諭。2015年より同小学校教諭。いのちの教育・協同の学び・自殺予防教育の研究・実践に携わる。2018年、身近な人を亡くした子どもと保護者が安心して集える場を地元愛知県につくるため、「グリーフサポートあいちこどもの森」を立ち上げ、活動している。



身近な人を亡くした子どもとその家族が、安心して自分の気持ちと向き合いほっと一息できる止まり木のような場を作りたいという考えで設立された。

よくあるお問い合わせ「グリーフサポートあいちこどもの森」の運営は、ボランティアで活動しています。お問い合わせ先は、グリーフサポートあいちこどもの森 代表 野々山 尚志 さん まで。お問い合わせ先は、グリーフサポートあいちこどもの森 代表 野々山 尚志 さん まで。お問い合わせ先は、グリーフサポートあいちこどもの森 代表 野々山 尚志 さん まで。



死生懇話会 委員 (50音順)

青柳 光哉 さん 滋賀県立大学人間看護学部4年生

滋賀県立大学で看護師を目指して勉強中。「死」や「生」をどう捉えるのか、若い世代の視点から議論に参加いただきます。



越智 眞一 さん 一般社団法人 滋賀県医師会 会長

京都府立医科大学を卒業後、病院勤務を経て、大津市内にて開業。以来、開業医として地域住民の疾病予防や健康管理に精力的に従事してきた。大津市医師会の役員として介護保険制度への対応や認知症施策の充実に貢献。2008年4月大津市医師会会長に就任。2010年4月からは滋賀県医師会理事を務め、救急災害医療体制の整備を行政とともに推進する活動に尽力、2018年4月に滋賀県医師会会長に就任し、滋賀県の保健・医療・福祉の向上と充実に努めている。

楠神 渉 さん 滋賀県介護支援専門員 連絡協議会 副会長

主任介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士。2001年より介護老人福祉施設で勤務。地域との連携をより深められないかと2007年にNPO法人加楽を設立。東近江市内の田園地区で、高齢者向けの居宅介護支援、通所介護、介護保険外事業や地域活動などを行っています。

「子ども、お年寄りも、障がい者も外国人も、みんなで地域のことを考えていければと思います」



藤井 美和 さん 関西学院大学人間福祉学部人間科学科 教授 (死生学研究者)

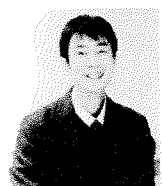
研究領域は、死生観、クオリティー・オブ・ライフ (QOL)、スピリチュアリティ。新聞社勤務中、神経難病を発症。全身麻痺となり、半年の入院、2年半のリハビリを経験。これが死生学領域に関心を持つきっかけとなる。1994年関西学院大学大学院社会学研究科修了後、フルブライト留学生としてアメリカ、セントルイスのワシントン大学 (Washington University) 博士課程入学。1999年Ph.D. (博士号) 取得。主著に「死生学とQOL」(単著)。「たましいのケア-病む人のかたわらに」(共著)、「生命倫理における宗教とスピリチュアリティ」(共編著)。

ミウラ ユウ さん NPO法人 好きと生きる 理事 一般社団法人こどもエンターテインメント 代表理事

20代から各ボランティアに参加。結婚後10年間の不妊治療を経て緊急帝王切開で長男を出産。生きて生まれる確率3%といわれる難病で生まれた。長男が5歳の頃から病児を持つ保護者の悩みを傾聴するボランティアを始める。2018年 一般社団法人こどもエンターテインメントを設立。外出困難や入院中の子どもにエンターテインメントを届ける事業を展開。福祉とエンターテインメントの融合により人々を幸せにするプログラム、子どもの人権について学ぶ機会を提供。また社会との関わりが困難な人のための居場所提供を実施。



ファシリテーター 上田 洋平 さん 滋賀県立大学 地域共生センター 講師



滋賀県立大学卒業(1期生)。滋賀県立大学大学院人間文化学研究科地域文化学専攻博士課程単位取得退学。専門は地域文化学・まちづくり。風土に根ざした暮らしと文化の研究と実践に取り組む一方、地域と連携した人材育成や「地域共育」プログラムの開発も手掛ける。住民が協力し合って地域の暮らしの物語を「屏風絵」として描き上げるまちづくりの手法「心象図法」を開発。

「死によって別たれるのではなく、死をも分かち合うことによって結ばれるのが人間であり、人間の共同体とはそこに発生するのではないかと思います」

滋賀県知事
三日月 大造



死生懇話会 ～「死」を捉えた「生」のあり方を考えるヒントに～

滋賀県では、死生懇話会のご紹介とあわせて、「死」「生」に関する様々な取組、考え方について色々な方にインタビューさせていただいた取材記事等を県ホームページでご紹介しています。

死生懇話会の詳細はこちらのQRコードから



令和3年(2021年)10月22日

関係各位

滋賀県がん診療連携協議会

緩和ケア推進部会 部会長 花木 宏治

(公 印 省 略)

世界ホスピス緩和ケアデー記念県民公開講座のご案内

秋涼の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、滋賀県がん診療連携協議会緩和ケア推進部会の運営に格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会緩和ケア推進部会では、世界ホスピス緩和ケアデーを記念し、来る11月23日(火・祝)からYouTubeにて県民公開講座の動画配信を下記のとおり開催いたします。

つきましては、関係者の方々に多数ご視聴いただきますよう、ご案内申し上げます。また、同封のちらしをご活用いただき、患者さんやご家族、医療関係者のみなさまに、広くご案内いただけましたら幸甚に存じます。

記

- 1 名 称 世界ホスピス緩和ケアデー記念県民公開講座
「納得死を実現する医療」
講師：森の診療所 川越 厚 氏
(医療法人(社) パリアン(在宅ケア支援グループ)前理事長)
- 2 開催方法 YouTube 動画配信
(滋賀県立総合病院ホームページにYouTubeへのリンクを設定します。)
- 3 配信日時 令和3年11月23日(火・祝)8時から 12月22日(水)まで
- 4 参加対象者 医療関係者および一般県民

【連絡先】

滋賀県がん診療連携協議会緩和ケア推進部会

(滋賀県立総合病院 地域医療連携室 田中)

TEL : 077-582-5031 (代) FAX : 077-582-5766

E-mail : tanaka-mikiya@pref.shiga.lg.jp

無料YouTube配信

参加費無料

事前お申込み不要

2021年滋賀県世界ホスピス緩和ケアデー記念県民公開講座

納得死を実現 する医療

令和3年11月23日(火・祝)8時から配信！

◆12月22日(水)まで滋賀県立総合病院ホームページに



YouTubeへのリンクを設定します。

滋賀県立総合病院ホームページURL:<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensou/event/321346.html>

かわごえ

こう

【講師】川越 厚 先生

所属:森の診療所

1973年東京大学医学部卒業後、茨城県立中央病院産婦人科医長、東京大学講師、白十字診療所在宅ホスピス部長を経て、1994年より6年間、賛育会病院長を務め、22床の緩和ケア病棟を立ち上げた。

2000年6月～2021年7月に主にがん患者の在宅ケアを支援するグループ“パリアン”(2008年より医療法人社団パリアン)の代表およびクリニック川越院長を務め、訪問診療と共に訪問看護、居宅介護支援、ボランティア等のサービスを提供した。現在は森の診療所にて在宅医療を担当。



主な著書に「婦人科腫瘍学」(中外医学社、1990年)、「家庭で看取る癌患者」(メヂカルフレンド社、1991年)、「家で死にたい」(保健同人社、1992年)、「在宅ホスピスケアを始める人のために」(医学書院、1996年)、「がん患者の在宅ホスピスケア」(医学書院、2013年)、「ひとり、家で穏やかに死ぬ方法」(主婦と生活社、2015年)などがある。2010年 第6回ヘルシー・ソサエティ賞受賞、2014年 NHK「プロフェッショナル 仕事の流儀」出演。

【主催】 滋賀県がん診療連携協議会 緩和ケア推進部会
【企画】 滋賀県立総合病院
【共催】 特定非営利活動法人 日本ホスピス緩和ケア協会
【後援】 滋賀県医師会 滋賀県病院協会 滋賀県薬剤師会 滋賀県看護協会
滋賀県がん患者連絡協議会(順不同)
【問合せ先】 滋賀県立総合病院 地域医療連携室(担当:田中(幹)) TEL077-582-5031(代)

日医発第 562 号(総研 17F)
令和 3 年 10 月 11 日

都市区医師会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 中川 俊男
(公 印 省 略)

日本医師会 かかりつけ医診療データベース研究事業 (J-DOME)
参加協力をお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は本会会務の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の日医かかりつけ医機能研修制度・応用研修会でのご紹介に加え、日医ニュース No. 1440 (2021. 9. 5) にも掲載いたしましたように、日本医師会では、わが国の生活習慣病対策に向けて「日本医師会かかりつけ医診療データベース研究事業」を 3 年前から開始し、データ収集を行っております。糖尿病や高血圧の診療所の症例データが不足する中で、日本医師会が診療の実態を広く把握し、これからの診療の向上や国との交渉に生かすものです。また、症例データを解析して参加施設へ個別にレポートとしてお送りし、かかりつけ医機能の一層の推進をはかることを目的としております。

本年 4 月には厚生労働科学研究費補助金事業(厚労科研)として「糖尿病など生活習慣病対策の地域格差の把握とその改善ー日本医師会かかりつけ医データベース J-DOME を活用してー」の採択を得ており、地域的な悉皆性に向けた全国各地の先生方のご協力を必要としております。

つきましては、本研究事業の趣旨をご理解賜り、貴会管下のかかりつけ医の先生方にご周知いただきたく、また、1 施設でも多くのご参加を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。ご参加は、日本医師会の J-DOME ホームページよりお申込みいただけます。ご要望がございましたら説明会も開催させていただきます。ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

●添付資料・・・J-DOME 研究事業へのご参加のお願い

<お問い合わせ>

日本医師会総合政策研究機構

Tel 03-3942-7215 / Fax 03-3946-2138

E-mail: jdome@jdome.jp

(担当: 江口・佐久間)

<J-DOME ホームページ>

<https://www.jdome.jp/>



J-DOME 研究事業へのご参加のお願い



昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延に加え、国民の生活習慣の変化の中で、かかりつけ医の役割がますます重要になっています。日本医師会では、かかりつけ医機能の強化と生活習慣病対策に向けて「日本医師会かかりつけ医診療データベース研究事業」(通称 J-DOME ジェー・ドーム)を実施しております。是非ご参加をご検討ください。

J-DOME(ジェー・ドーム) : Japan medical association Database Of clinical MEdicine

目的

- 症例レジストリを構築し、診療の実態を把握する
- 参加施設へのフィードバックを行って、自施設と全国との比較(処方、検査値等)を可能にする
- リアルデータを解析して臨床現場に戻し、均てん化への支援を進める

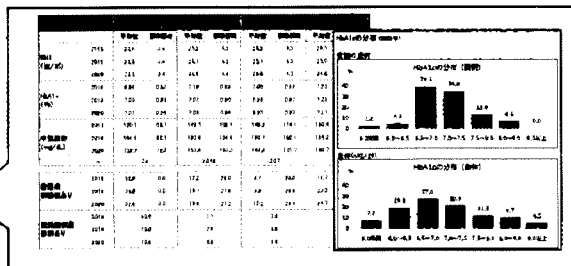
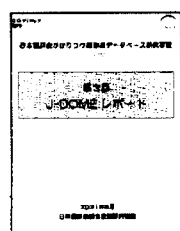
研究の実態

- 自院へ定期通院中の患者さんにご協力をお願いする
- 対象は、2型糖尿病、高血圧、糖尿病&高血圧 の患者さん
- 日常診療の中で通常の診療、投薬を行い、口頭同意を得て症例登録
- 登録後、年に1回更新。WEBでの登録または登録用紙への記入
- 登録項目は問診、検査値、処方の種類など(必須項目のみ可)

(日本医師会倫理委員会承認 28-3)

J-DOME レポート(年に1回のフィードバックレポート)

- 匿名化されたデータを集計・分析し、全ての参加医療機関に個別に送付
- 生データの分析レポートにより、自院のデータと全国の先生のデータの比較が可能
- 診療のトレンドも把握可能(専門医以外と専門医の両方)



全国の都道府県・市区町村の症例を必要としています。
J-DOME 研究事業へ是非ご参加をお願いいたします。

【参加申し込み・お問い合わせ】

J-DOME 事務局 jdome@jdome.jp

03-3942-7215

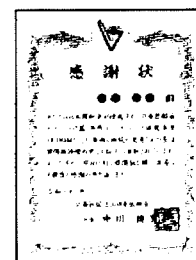
ホームページ <https://www.jdome.jp/>



ご参加申し込みは HP からお願いいたします。参加連絡票にご入力ください。



参加医療機関に日本医師会から院内掲示用の感謝状を送付いたします。



日医発第 582 号（情シ 40）F

令和 3 年 10 月 18 日

郡市区医師会長 殿

公益社団法人日本医師会
会 長 中 川 俊 男
（ 公印省略 ）

令和 3 年度日本医師会医療情報システム協議会の開催について

平素より、本会会務遂行にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 3 月に WEB で開催いたしました令和 2 年度協議会は、お蔭さまで多くの方にご視聴いただき、盛会裡に終了いたしました。

今般、日本医師会が医療の専門家集団として、自ら先頭に立って医療現場の ICT 化を推進するため、今年度の協議会は「新しい時代の医療 ICT－ウィズコロナを生き抜く」をメインテーマとし、「日本医師会が目指す医療 ICT」、「国が目指す医療 ICT」、「医療 ICT のサイバーセキュリティ」、「地域医療情報連携ネットワーク（コロナ禍での有用性）」、「新しい時代の診療形態」、「医療 DX を進めるための先進 ICT 技術」からなるプログラムで、令和 4 年 2 月 19 日（土）、20 日（日）の 2 日間に亘り WEB で開催することになりました。

詳細につきましては、下記資料及びホームページをご参照いただき、会員の先生方へのご周知を賜りたくお願いいたします。会員の先生方には日医ニュース（11 月 20 日号、12 月 5 日号）を通じてご案内する予定です。

なお、内容等ご不明の点は担当事務局である情報システム課にお問い合わせ下さい。

記

別紙 1. 令和 3 年度日本医師会医療情報システム協議会プログラム

別紙 2. 令和 3 年度日本医師会医療情報システム協議会開催要項

○令和 3 年度日本医師会医療情報システム協議会ホームページ

<https://www.med.or.jp/doctor/medinfo/sys/009838.html><https://www.med.or.jp/japanese/members/info/sys/2021/>

以上

令和3年度日本医師会医療情報システム協議会プログラム				
新しい時代の医療ICT－ウィズコロナを生き抜く				
1日目(令和4年2月19日(土))				
開始	終了	演題	演者	持ち時間
14:00	14:10	開会		
		1) 中川日本医師会会長挨拶		5'
		2) 運営委員会委員長・埼玉県医師会会長 金井忠男挨拶		5'
14:10	15:30	I 日本医師会が目指す医療ICT	座長：塚田委員、金澤委員	
14:10	15:10	日本医師会が目指す医療ICT	日本医師会常任理事 多田公之	60'
15:10	15:20	質疑応答		10'
15:20	15:30	休憩		10'
15:30	17:25	II 国が目指す医療ICT	座長：目々澤委員、西委員、宮川常任理事	
15:30	15:50	1) 基調講演「国が目指す医療ICT」	デジタル改革担当大臣	20'
15:50	16:10	2) 基調講演「ウィズコロナ時代の医療ICT」	参議院議員 白見はなこ	20'
16:10	16:25	3) オンライン資格確認・現状と展望	厚労省保険局医療介護連携政策課長	15'
16:25	16:40	4) 電子処方箋の進捗状況と展望	厚労省 医薬・生活衛生局 総務課	15'
16:40	16:55	5) ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)	橋田 真也厚生労働省健康局健康課予防接種室予防接種室長	15'
16:55	17:25	I・IIの総合討論	座長：塚田委員、目々澤委員、宮川常任理事	30'
17:25	17:30	休憩		5'
17:30	18:30	III 医療ICTのサイバーセキュリティ	座長：小室委員、長島常任理事	
17:30	17:45	1) 日本の重要インフラ防護について	内閣サイバーセキュリティセンター 重要インフラグループ	15'
17:45	18:00	2) サイバー攻撃から身を守るために	JPCERT	15'
18:00	18:15	3) 日本医師会のサイバーセキュリティ	日本医師会情報システム課長	15'
18:15	18:30	質疑応答		15'
2日目(令和4年2月20日(日))				
開始	終了	演題	演者	持ち時間
9:00	10:50	IV 地域医療情報連携ネットワーク－コロナ禍での有用性	座長：川田委員、若林委員	
9:00	9:10	1) レセプト参照システム(K-MIX R BASIC)を用いた新型コロナウイルス感染症対策の事例	香川県医師会常任理事 事濱本勲	10'
9:10	9:20	2) 在宅医療の推進と多職種連携のためバイタルリンクRを用いた「主治医副主治医制度」の事例	安曇地区医師会理事 秋本悦志	10'
9:20	9:30	3) 山形県医療情報連携ネットワークの県境越え広域連携～「秋田・山形つばさネット」の構築～	山形県酒田地区医師会理事 島貫隆夫	10'
9:30	9:40	4) くまもとメディカルネットワークを用いた新型コロナウイルス感染症対策の事例	熊本県医師会副会長 金澤知徳	10'
9:40	9:50	5) COVID-19流行下におけるEMS機能の活用について	石川県医師会理事 佐原博之	10'
9:50	10:00	6) 地域包括ケアの時代における多職種連携の重要性とICT(地域医療介護情報連携ネットワーク)活用	奈良県宇陀地区医師会会長 加藤久和	10'
10:00	10:10	7) 新型コロナウイルス患者地方医師会委託療養管理(神奈川県モデル)	神奈川県医師会 阿南英明	10'
10:10	10:20	8) 新型コロナウイルス対策におけるとねっとの活用報告	埼玉県医師会 中野賢紀	10'
10:20	10:30	9) たいせつ安心医療ネット	旭川市医師会副会長・旭川赤十字病院 院長 牧野 憲一	10'
10:30	11:00	総合討論		30'
11:00	11:10	休憩		10'
11:10	12:40	V 新しい時代の診療形態	座長：服部委員、牟田委員	
11:10	11:20	1) オンライン診療の指針について	医療情報システム開発センター理事長 山本 隆一	10'
11:20	11:30	2) 時限措置である電話・情報通機器を利用した診療の総括	聖光会グループ理事長 西村直久	10'
11:30	11:40	3) オンライン診療の診療報酬について	長島公之 常任理事	10'
11:40	11:50	4) オンライン診療導入の実際1	鳥羽市立神島診療所小 泉圭吾	10'
11:50	12:00	5) オンライン診療導入の実際2	はちのへファミリークリニック小倉和也	10'
12:00	12:10	6) コロナ自宅待機者のオンライン診療、医師会一丸で始めます！	三浦医院院長 三浦和 裕	10'
12:10	12:40	総合討論		30'
12:40	13:10	休憩		30'
13:10	15:20	VI 医療DXを進めるための先進ICT技術	座長：目々澤委員、塚田委員、羽島常任理事	
13:10	13:40	1) VR/AR	特許庁大学部総合研究所 教授 Innovation Lab 東京 杉本貞樹	30'
13:40	14:10	2) ブロックチェーン	国立医療政策研究センター 政策研究センター長 水島洋	30'
14:10	14:40	4) AI	東京大学大学院工学系研究科 工学研究センター 教授 東京大学大学院工学系研究科 教授 福岡経済大学准教授 松尾豊	30'
14:40	15:00	5) 日本医師会AIホスピタル推進センター	日本医師会常任理事 長島公之	20'
15:00	15:20	質疑応答		20'
15:20	15:30	閉会		
		1) 次期当番県挨拶 神奈川県医師会会長 菊岡正和		5'
		2) 閉会挨拶 埼玉県医師会常任理事 小室保尚		5'

令和3年度日本医師会医療情報システム協議会
開催要項

別紙2

1. 主 催：日本医師会
2. 開催日：令和4年2月19日（土）、20日（日）
3. 開催方法：Web開催（日本医師会Web研修システム参加による）
4. 内 容：別紙プログラム参照

メインテーマ／新しい時代の医療 ICT－ウィズコロナを生き抜く

5. 開催通知
 - （1）文書管理システムを通じて送付
（都市区医師会には同様の文書を一斉同報ファックスで通知しております。）
 - （2）日医ニュース（11月20日号、12月5日号）にて開催案内と会員参加募集
6. 参加者および参加申込み・視聴方法
 - （1）参加対象者
日本医師会・都道府県医師会・都市区医師会会員および都道府県医師会・都市区医師会の事務職員
 - （2）参加申込み期間
令和3年11月15日（月）13時～令和4年2月15日（金）13時
 - （3）参加申込み方法・視聴方法
方法：WEB開催のためホームページからの応募のみとさせていただきます。

※11月15日（月）13時から申込みの受付開始をいたします。

①日本医師会・都道府県医師会・都市区医師会の会員

STEP1 入力フォームから参加申込

日本医師会ホームページ「医師のみなさまへ」→「医療情報システム協議会」
→「令和3年度医療情報システム協議会申し込み」ページへアクセス

<https://www.med.or.jp/doctor/medinfo/sys/009838.html>

注1)WEBサイト内「日本医師会 Web 研修システム」からお申込みください。

（注2）「日本医師会 Web 研修システム」からは、医師会会員の先生（医籍番号をお持ちの先生）のみ登録可能。

STEP2 画面にログイン ID とパスワードが登録したメールアドレスに届きます。

※メールが届かない場合は sys2021@po.med.or.jp ご連絡ください。

STEP3 協議会当日は「日本医師会 Web 研修システム」にアクセスし、ログイン ID とパスワードを入力してアクセスしてください。

※ 当日までに動画が視聴できるかご確認ください。

②都道府県医師会・郡市区医師会の事務職員

STEP1 入力フォームから参加申込

日本医師会ホームページ→「メンバーズルーム」→「日本医師会医療情報システム協議会 <令和3年度>」→「参加申し込み案内」ページへアクセス

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/sys/2021/mousikomi.html>

※メンバーズルームにアクセスするためのアカウントが必須となります。

※医師会会館を協議会 WEB サテライト会場とする場合も入力参加申し込みをしてください。

STEP2 医師会 Web サイトから「日本医師会 Web 研修システム」の視聴するための協議会閲覧用 URL

「日本医師会 Web 研修システム」とログイン ID とパスワードをお送りします。

※Thanks メール（自動受信完了メール）が、即日に届かない場合は、アカウント通知メールも届きませんのでご注意ください。

メールがとどかない場合は sys2021@po.med.or.jp ご連絡ください。

※同メール内に、テスト動画の URL もお知らせいたしますので、当日までに動画が視聴できるかご確認ください。

STEP3 協議会当日は「日本医師会 Web 研修システム」（協議会閲覧用 URL）にアクセスし、ログイン ID とパスワードを入力してアクセス

（４） 参加費：無料

7. 担当事務局：日本医師会情報システム課 Tel:03-3942-6135（直通）Fax:03-3942-7036（直通）

メールアドレス sys2021@po.med.or.jp

講演会・研修会等のご案内

第14回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
10月21日(木) 14:00～15:00	令和3年度死体検案研修会 (守山野洲医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
10月28日(木) 14:30～15:30	第3回小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加可	東近江地域医療支援センター 東近江市中小町483-4	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度: (申請予定)
10月28日(木) 15:00～16:00	第4回小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加可	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 成宮 正朗 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度: (申請予定)
10月28日(木) 16:00～17:30	産業医研修会	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	「ストレスチェックの対応について」 医療法人 安井医院 院長 安井 一清 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報9月号で案内済	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 実地1.5単位 生涯 実地1.5単位
10月30日(土) 16:00～17:00	第5回小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加可	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256番地	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 田中 直人 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度: (申請予定)
11月4日(木) 15:00～16:30	第88回学校保健学校医研修会	ライズヴィル都賀山 5階 ロータス 守山市浮気町300-24	「新型コロナウイルス感染症とメンタルヘルス」(仮題) バイオメンタルクリニック 院長 石黒 淳 先生	滋賀県 医師会	学校保健担当 会報9月号で案内済	日医生涯教育制度: (申請予定)
11月6日(土) 16:00～18:25	滋賀県医師会スポーツ医研修会 (日本医師会認定健康スポーツ医制度健康スポーツ医学再研修会)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強会)	クサツエストピアホテル 2階 瑞光 草津市西大路町4-324	研修①「女性アスリートの健康問題」ビデオ研修 東京大学医学部附属病院 女性診療科・産科 能瀬 さやか 先生 ②「元裁判官からみた医事紛争について」～スポーツ事故関連を含めて～ おおみ法律事務所 弁護士 比嘉 一美 先生 弁護士 桂 充弘 先生	滋賀県 医師会	スポーツ医担当 会報9月号で案内済	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定健康スポーツ医制度:再研修会2単位
11月13日(土) 14:30～18:00	第37回滋賀医学会総会 (Web配信併用)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「糖尿病診療の新展開」 講演 ①「インスリン発見100年糖尿病診療の現在・過去・近未来」 滋賀医科大学 内科学講座(糖尿病内分泌・腎臓内科) 教授 前川 聡 先生 ②「糖尿病性腎臓病の治療に希望の光が」 金沢医科大学 客員教授 社会医療法人誠光会 淡海医療センター 病院長 古家 大祐 先生 ③「糖尿病性神経障害の診断と治療:現状と展望」 愛知医科大学医学部 先進糖尿病治療学寄付講座 教授 中村 二郎 先生	滋賀県 医師会	生涯教育担当 FAXにて案内済	日医生涯教育制度 CC:63-1単位 CC:73-1単位 CC:76-1単位 日本内科学会認定総合内科専門医:認定更新2単位
11月25日(木) 14:00～15:00	令和3年度死体検案研修会 (草津栗東医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加	草津市立市民総合交流センター 3階303会議室 草津市大路二丁目1-35	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
11月26日(金) 14:00～15:00	第6回小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加可	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F 彦根市八坂町1900-4	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 石上 毅 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度: (申請予定)

	開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
★	12月2日(木) 14:00～17:00	産業医研修会	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	「健康診断の法令チェック」 滋賀産業保健総合支援センター 相談員 寺澤 嘉之 先生 「従業上の措置・復職判定において難しい事例」 一般社団法人 近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報10月号・FAXにて 案内予定	日医生涯教育制度： (申請予定) 日医認定産業医制度： 基礎 後期3単位 生涯 更新1.5単位 専門1.5単位
	12月11日(土) 14:00～17:30	WATCH in Shiga 2021 (Web研修会)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 大津市におの浜四丁目7-7	臨床研修1年目研修医対象 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、Web研修会として開催。	滋賀県 医師会	生涯教育担当	日医生涯教育制度： (申請予定)
★	12月16日(木) 14:00～15:00	第7回小児救急医療地域医師研 修会(守山野洲医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加可	守山市すこやかセンター 3階 講習室 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 西島 節子 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度： (申請予定)
	12月16日(木) 16:00～17:00	令和3年度死体検案研修会 (湖北医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★	12月17日(金) 14:30～15:30	第8回小児救急医療地域医師研 修会(高島市医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加可	今津サンブリッジホテル 高島市今津町今津1689-2	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 有田 泉 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度： (申請予定)
★	12月21日(火) 14:30～15:30	第9回小児救急医療地域医師研 修会(近江八幡市蒲生郡医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加可	近江八幡地域医療支援セ ンター 近江八幡市出町381	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 西澤 嘉四郎 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度： (申請予定)
	12月23日(木) 15:00～16:00	令和3年度死体検案研修会 (大津市医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
	令和4年2月24日(木) 14:00～15:00	令和3年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

・ 10月以降 行事予定表 ・

総務資料 18

(令和3年10月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/10/15 (金)	第2回滋賀県立病院経営協議会(Web)	3:00 PM (～ 5:00 PM)	ZoomでのWeb会議 会長室	県	★
R3/10/17 (日)	リーダーシップ研修会	10:00 AM (～ 5:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖 12階 クロケット	県医師会	
R3/10/19 (火)	滋賀県介護保険審査会(三者構成合議体)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁本館4A会議室	県	
R3/10/19 (火)	第10回「健康しが」共創会議	2:00 PM (～ 5:00 PM)	草津市立市民交流プラザ大会議室	県	★
R3/10/20 (水)	第15回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/10/20 (水)	勤務医活動検討委員会	4:00 PM (～ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/10/21 (木)	第2回全国医師会産業医部会連絡協議会(TV会議)	1:00 PM (～ 5:30 PM)	日本医師会小講堂 (Web対応:会議室)	日医	
R3/10/21 (木)	令和3年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
R3/10/21 (木)	第157回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	3:15 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R3/10/21 (木)	中絶審査	5:00 PM (～ 5:30 PM)	応接室	県医師会	
R3/10/21 (木)	第1回産業医活動支援委員会	5:30 PM (～ 6:30 PM)	会議室	日医	★
R3/10/22 (金)	滋賀県運営適正化委員会 全体委員会および第4回 苦情解決合議体	9:15 AM (～ 12:30 PM)	草津市立市民交流プラザ 小会議 室2	その他	
R3/10/22 (金)	第5回公衆衛生委員会	1:30 PM (～ 3:30 PM)	応接室(オンライン開催)	日医	
R3/10/22 (金)	令和3年度在宅医療関連講師人材養成事業(小児 在宅医療分野)	2:00 PM (～ 5:00 PM)	3階会議室	国/県	
R3/10/22 (金)	第28回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	Web対応:理事室	日医	
R3/10/23 (土)	第4回近医連常任委員会(Web会議)	2:30 PM (～)	会長室	近医連	
R3/10/23 (土)	近畿ブロック衛生主管部長・府県医師会長合同連絡 会議(Web会議)	3:00 PM (～ 5:00 PM)	3階会議室	近医連	
R3/10/28 (木)	全国学校保健・安全研究大会1日目	1:00 PM (～ 4:00 PM)	岡山 岡山シンフォニーホール	国	
R3/10/28 (木)	第3回小児救急医療地域医師研修会(東近江医師 会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R3/10/28 (木)	第4回小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	県医師会	
R3/10/28 (木)	滋賀県医師会剖検・Aiシステム運営委員会	3:00 PM (～)	3階会議室	県医師会	
R3/10/28 (木)	滋賀県がん診療連携協議会 第2回診療支援部会	3:00 PM (～ 4:00 PM)	ZoomによるWeb会議	県	★
R3/10/28 (木)	第9回滋賀県新型コロナウイルス感染症対策協議会	3:00 PM (～ 4:30 PM)	滋賀県危機管理センター	県	★
R3/10/28 (木)	滋賀県医師会 産業医研修会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	県医師会	
R3/10/29 (金)	【中止】第52回全国学校保健・学校医大会「会長招 宴」	(～)	岡山県	その他	
R3/10/29 (金)	全国学校保健・安全研究大会2日目	9:30 AM (～ 4:00 PM)	岡山 岡山シンフォニーホール	国	
R3/10/29 (金)	令和3年度滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会特 別講演	2:30 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県警察本部 10階 会議室	その他	
R3/10/29 (金)	令和4年度特定健診・保健指導等集合契約にかかる 打合せ(Web会議)	4:00 PM (～)	3階会議室	県医師会	★

100 ※ ★印は令和3年9月16日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 10 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年10月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/10/30 (土)	第52回全国学校保健・学校医大会(Web開催、オンデマンド配信)	10:00 AM (～ 6:00 PM)	主会場: 岡山県医師会館	日医	
R3/10/30 (土)	第5回小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会)	4:00 PM (～ 5:00 PM)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256番地	県医師会	
R3/11/ 1 (月)	日本医師会設立74周年記念式典並びに医学大会	11:00 AM (～ 6:00 PM)	日本医師会	日医	
R3/11/ 2 (火)	令和3年度第1回がん患者就労支援専門部会・滋賀長期療養者就職支援担当者連絡協議会・滋賀県両	9:00 AM (～ 11:00 AM)	調整中	県	★
R3/11/ 2 (火)	滋賀県循環器病対策検討 会第2回心疾患領域検討部会(ハイブリッド開催)	6:00 PM (～ 8:00 PM)	県庁北新館 5階 5-B会議室 もしくは Zoom参加	県	
R3/11/ 4 (木)	第88回学校保健学校医研修会	3:00 PM (～ 4:30 PM)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	県医師会	
R3/11/ 5 (金)	滋賀県循環器病対策検討 会第2回脳血管疾患領域検討部会(ハイブリッド開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁北新館 5階 5-C会議室 もしくは Zoom参加	県	
R3/11/ 6 (土)	スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強会)	4:00 PM (～ 6:25 PM)	クサツエストピアホテル2F中宴会場 「瑞光」	県医師会	
R3/11/ 9 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/11/ 9 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R3/11/10 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/11/12 (金)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所?	国	
R3/11/12 (金)	滋賀県多職種連携学会 第2回実行委員会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	WEB	関連団体	★
R3/11/12 (金)	大津市医師会立看護専修学校第34回戴帽式	2:00 PM (～ 3:00 PM)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	関連団体	★
R3/11/12 (金)	第5回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R3/11/13 (土)	第37回 滋賀医学会総会	2:30 PM (～ 6:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R3/11/14 (日)	滋賀県立総合病院開設50周年記念講演会	1:00 PM (～ 4:00 PM)	シライシアター野洲大ホール (野洲文化ホール)	関連団体	★
R3/11/16 (火)	令和3年度公衆衛生事業功労者理事長表彰審査委員会	2:30 PM (～)	県庁(部屋は調整中)	関連団体	★
R3/11/17 (水)	滋賀県たばこ対策推進会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	県庁東館 7階 大会議室 もしくはZoom参加	県	
R3/11/17 (水)	令和3年度 滋賀県心臓検診検討会	2:30 PM (～ 5:00 PM)	県庁本館4A会議室	県	★
R3/11/18 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル本館2階 「比叡」	県医師会	
R3/11/18 (木)	令和3年度滋賀県病院協会・滋賀県医師会連絡協議会	4:30 PM (～ 6:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	関連団体	
R3/11/19 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第3回支部理事会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R3/11/19 (金)	第1回滋賀県長寿医療運営懇話会	2:00 PM (～)	県厚生会館 4階 委員会室	関連団体	★
R3/11/19 (金)	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 宿泊・衛生専門	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁 北新館 3階 中会議室	県	★
R3/11/19 (金)	令和3年度滋賀県難病医療連携協議会運営会議	6:00 PM (～ 8:00 PM)	Zoomによるオンライン開催	関連団体	★
R3/11/20 (土)	近医連医療安全担当理事連絡協議会 →書面開催に変更	2:30 PM (～)	ホテルグランヴィア大阪(予定)	近医連	
R3/11/21 (日)	第3回死生懇話会	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津市内にて調整中	県	

・ 11 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年10月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/11/24 (水)	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/11/25 (木)	中絶審査	11:00 AM (～ 12:00 PM)	応接室	県医師会	
R3/11/25 (木)	第158回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R3/11/25 (木)	令和3年度 死体検案研修会(草津栗東医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	草津市民総合交流センター 3階303会議室	県医師会	
R3/11/25 (木)	第2回滋賀県循環器病対策検討会(ハイブリッド開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁北新館 5階 5-C会議室 もしくは Zoom参加	県	
R3/11/25 (木)	令和3年度 滋賀県腎臓検診検討会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	県庁本館4A会議室	県	★
R3/11/26 (金)	第6回小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのき センター)3F	県医師会	
R3/11/26 (金)	令和3年度第1回滋賀県リハビリテーション協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁	県	★
R3/11/26 (金)	第29回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	Web対応:理事室	日医	
R3/11/27 (土)	日医女性医師支援・ドクターバンク連携ブロック別会 議(Web会議)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	応接室	日医	
R3/11/28 (日)	令和3年度年度 滋賀県かかりつけ医うつ病対応力 向上研修会	9:00 AM (～ 12:30 PM)	滋賀県立精神保健福祉センター (草津市笠山八丁目4-25)	関連団体	
R3/11/28 (日)	第53回滋賀県国保地域医療学会	9:30 AM (～)	ピアザ淡海 3階 大会議室	関連団体	
R3/11/28 (日)	滋賀の医療福祉を守り育てる県民フォーラム	2:00 PM (～ 4:45 PM)	ピアザ淡海ピアザホール	関連団体	
R3/11/30 (火)	令和3年度医療安全対策研修会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	配信会場:滋賀県病院協会	関連団体	★
R3/12/ 4 (土)	第13回JATEC滋賀コース(1日目)(予定)	8:40 AM (～ 6:45 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	
R3/12/ 4 (土)	令和3年度家族計画・母体保護法指導者講習会 (WEB開催)	1:00 PM (～ 3:30 PM)		日医	★
R3/12/ 4 (土)	第6回近医連常任委員会	3:45 PM (～)	リーガロイヤルホテル大阪(予定)	近医連	
R3/12/ 4 (土)	近医連常任委員・保険担当理事合同懇談会	4:30 PM (～)	リーガロイヤルホテル大阪(予定)	近医連	
R3/12/ 4 (土)	近医連常任・保険担当理事合同懇親会	5:30 PM (～)	リーガロイヤルホテル大阪(予定)	近医連	
R3/12/ 5 (日)	第13回JATEC滋賀コース(2日目)(予定)	7:50 AM (～ 5:00 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	
R3/12/ 5 (日)	公益社団法人滋賀県放射線技師会創立70周年記 念式典	9:00 AM (～ 11:45 AM)	コラボしが	関連団体	★
R3/12/ 5 (日)	令和3年度女性医師支援担当者連絡会	1:00 PM (～ 3:10 PM)	Web開催	日医	
R3/12/ 9 (木)	都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会	1:30 PM (～ 3:00 PM)	応接室	日医	
R3/12/ 9 (木)	第220回臨時代議員会(書面開催) → 開催無し、書面決議に変更	2:30 PM (～)	調整中	県医師会	
R3/12/ 9 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R3/12/10 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/12/11 (土)	WATCH in Shiga 2021	2:00 PM (～ 5:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベン ションホール「淡海」	県医師会	
R3/12/12 (日)	都道府県医師会学校保健担当理事連絡協議会 (Web開催)	1:00 PM (～ 4:00 PM)	Web対応:調整中	日医	★

102 ※ ★印は令和3年9月16日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 12月以降 行事予定表 ・

(令和3年10月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/12/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R3/12/15 (水)	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/12/16 (木)	第7回小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	
R3/12/16 (木)	令和3年度 死体検案研修会(湖北医師会)	4:00 PM (～ 5:00 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	
R3/12/16 (木)	滋賀県と三師会との協議会	4:30 PM (～)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	県三師会	
R3/12/17 (金)	第8回小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	今津サンブリッジホテル	県医師会	
R3/12/17 (金)	第5回男女共同参画委員会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会 506会議室	日医	
R3/12/18 (土)	近医連災害時支援協定書に基づく訓練 事前打合せ会(Web開催)	2:30 PM (～)	理事室	近医連	
R3/12/21 (火)	第9回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)(12/28から日程変更)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室	県医師会	
R3/12/23 (木)	令和3年度 国立大学法人滋賀医科大学学外有識者会議	1:30 PM (～ 3:30 PM)	滋賀医科大学(部屋は未定)	関連団体	
R3/12/23 (木)	第159回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R3/12/23 (木)	令和3年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル「瑠璃」	県医師会	
R3/12/24 (金)	第30回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	Web対応: 理事室	日医	
R4/ 1/11 (火)	第10回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 1/11 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 1/13 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	
R4/ 1/13 (木)	【中止】滋賀県医師会新春懇談会	5:00 PM (～ 7:00 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	
R4/ 1/18 (火)	第3回都道府県医師会会長会議(予定)	2:20 PM (～ 4:20 PM)	配信会場: 日本医師会 参加会場: 会長室	日医	★
R4/ 1/19 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 1/20 (木)	第160回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	3:15 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 1/23 (日)	第70回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会	10:30 AM (～)	シェラトン都ホテル大阪(予定)	近医連	
R4/ 1/28 (金)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所?	国	
R4/ 1/28 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第4回支部理事会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R4/ 1/28 (金)	令和3年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第2回)	2:00 PM (～ 5:00 PM)	Gメッセ群馬	国	
R4/ 1/29 (土)	第52回(近医連)近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会(Web開催)	2:30 PM (～ 5:30 PM)	3階会議室	近医連	
R4/ 2/ 4 (金)	第7回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 2/ 5 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	ABC-MART梅田ビル	近医連	
R4/ 2/ 8 (火)	第11回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	

103 ※ ★印は令和3年9月16日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

R4 2月以降 行事予定表

(令和3年10月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 2/ 8 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/ 2/ 9 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 2/17 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 2/19 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル(予定)	近医連	
R4/ 2/20 (日)	マネジメント研修会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R4/ 2/24 (木)	第161回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 2/24 (木)	第6回男女共同参画委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会 503会議室	日医	
R4/ 2/24 (木)	令和3年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R4/ 3/ 3 (木)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所?	国	
R4/ 3/ 4 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 3/ 4 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 3/ 5 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪(予定)	近医連	
R4/ 3/ 8 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/ 3/ 9 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 3/11 (金)	第12回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 3/17 (木)	第10回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 3/23 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 3/24 (木)	第162回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 3/25 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第5回支部理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R4/ 3/27 (日)	第150回日本医師会臨時代議員会	9:30 AM (~)	未定	日医	★
R4/ 4/ 2 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 4/ 6 (水)	第1回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 4/ 8 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 4/10 (日)	母体保護法指定医師研修会	1:00 PM (~ 4:10 PM)	未定	県医師会	
R4/ 4/14 (木)	第7回男女共同参画委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会 会議室	日医	
R4/ 4/14 (木)	第1回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 4/20 (水)	第2回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 5/11 (水)	第3回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★

・ R4 5 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年10月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 5/13 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 5/19 (木)	第2回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 5/25 (水)	第4回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 6/ 1 (水)	第5回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 6/ 3 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 3 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 4 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 6/22 (水)	第6回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 6/24 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (～)	山の上ホテル	近医連	
R4/ 7/ 6 (水)	第7回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 7/14 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 7/20 (水)	第8回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 8/10 (水)	第9回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 8/24 (水)	第10回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 9/ 7 (水)	第11回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/ 9/15 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 9/21 (水)	第12回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/10/ 5 (水)	第13回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/10/13 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/10/19 (水)	第14回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/11/ 9 (水)	第15回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/11/17 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/11/30 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R4/12/14 (水)	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 1/12 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル(予定)	県医師会	★
R5/ 1/25 (水)	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 2/ 8 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 2/16 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★

105 ※ ★印は令和3年9月16日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・R5 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年10月13日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 2/22 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 3/ 8 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 3/16 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 3/22 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★

草津栗東医師会・行事予定表

令和3年 11月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	月			
2	火	玉川学区の医療福祉を考える会	13:30～15:00	玉川まちづくりセンター
3	水	文化の日		
4	木			
5	金			
6	土	第8回成人発達障害支援学会 滋賀大会 1日目	9:30～18:00	滋賀医科大学+オンライン
7	日	第8回成人発達障害支援学会 滋賀大会 2日目	9:30～17:00	滋賀医科大学+オンライン
8	月			
9	火			
10	水			
11	木	人権問題研修会 ⇒ 資料による研修に変更		
12	金			
13	土	第37回滋賀医学会総会(ハイブリッド開催)	14:30～18:00	琵琶湖ホテル
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木	地域職域医師会会長会議 『草栗ゴ木会』	14:30～16:00	大津プリンスホテル 富士スタジアム
19	金			
20	土	理事会	14:00～15:30	交流センター3階
21	日			
22	月			
23	火	勤労感謝の日		
24	水			
25	木	死体検案研修会 第2回草津市健幸都市づくり推進委員会 訪問診療実施診療所座談会(栗東)	14:00～15:30 14:00～16:00 18:00～19:30	交流センター3階 草津市役所大会議室 交流センター4階(本部)
26	金			
27	土	例会・診療科紹介(14:00～15:30) 肝炎学術講演会(15:30～16:00) 産業医研修会(16:00～17:30)	14:00～17:30	交流センター6階
28	日	ゴルフ同好会		名神八日市カントリー倶楽部
29	月			
30	火			